

2023年度
(2022年度統計)

自動車保険の概況



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2022年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2024年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国の主な都市に地区本部および自賠責損害調査事務所を設置しています。

参考純率および
基準料率の
算出・提供



損保料率機構



General Insurance Rating Organization of Japan

自賠責保険の
損害調査



データバンク

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は36社（2024年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目的別一覧

自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

仕 組 み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18~19
動 向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20~25
トピックス	2023年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26
統 計	自賠責保険収支の推移	P86~87
	自賠責共済収支の推移	P134~135

自動車保険の『収支』の状況を知りたい

仕 組 み	自動車保険の保険料率	P54
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P68~69
動 向	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P70~76
統 計	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P102~105

『社会の動向』と損害保険の関係を知りたい

仕 組 み	自動車の型式 —型式別料率クラス—	P58
	自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—	P59~60
	運転者の年齢 —年齢条件—	P62
トピックス	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	P78~79
	急激な物価上昇による影響	P80~81
	特定小型原動機付自転車の取扱いについて	P82~83
	ビッグモーター社における保険金の不正請求	P84
統 計	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表	P126~127

自動車保険の『普及状況』を知りたい

統 計	任意自動車保険 用途・車種別普及率表	P114~115
	任意自動車保険 都道府県別普及率表	P116~117
	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率	P139

自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

動 向	医療機関における現況	P40~42
	柔道整復における現況	P43~44

目次

はしがき
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 1

はじめに 損害保険とは …… 4

第Ⅰ部 くるまに関する 保険の制度概要

1	くるまに関する保険の仕組み	6
2	自賠責保険と自動車保険	
1	自賠責保険の概要	8
2	自動車保険の概要	9

第Ⅱ部 自賠責保険

1	自賠責保険とは	
1	自賠責保険の保険約款	10
2	自賠責保険の補償内容	10
2	自賠責保険の保険料率	
1	自賠責保険の保険料率の概要	11
2	自賠責保険の基準料率の算出	14
3	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ	18
4	自賠責保険の基準料率の検証と改定	19
3	自賠責保険料率の現況	
1	保険料（収入）の状況	20
2	保険金（支払い）の状況	22
	トピックス	
1	2023年度 自賠責保険基準料率の検証結果	26
4	自賠責保険の損害調査とは	
1	自賠責保険の損害調査の流れ	28
2	自賠責保険の損害調査の体制	29
	トピックス	
2	自賠責保険（共済）審査会における審査について	30
3	自賠責保険の支払基準	32
4	自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係	32
5	自賠責保険から支払われない場合	34
6	自賠責保険から支払いが減額される場合	35
5	自賠責保険の損害調査の現況	
1	請求事案の状況	36
2	保険金の支払状況	37
3	後遺障害認定の現況	38

6 自賠責保険の医療費について

1	医療費の現況	39
2	医療機関における現況	40
3	柔道整復における現況	43

7 政府保障事業とは

1	保障事業の概要	45
2	保障事業の受付状況	46

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは

1	自動車保険の保険約款	48
2	自動車保険の補償内容	49
3	自動車保険標準約款	53

2 自動車保険の保険料率

1	自動車保険の保険料率の概要	54
2	自動車保険の参考純率の算出	66
3	自動車保険の参考純率の算出後の流れ	68
4	自動車保険の参考純率の検証と改定	69

3 自動車保険の現況

1	保険料（収入）の状況	70
2	保険金（支払い）の状況	74
	トピックス	
3	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	78
4	急激な物価上昇による影響	80
5	特定小型原動機付自転車の取扱いについて	82
6	ビッグモーター社における保険金の不正請求	84

第Ⅳ部 くるまに関する 保険関連の統計

1	自賠責保険統計	86
2	自動車保険統計	102
3	関連情報	134

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

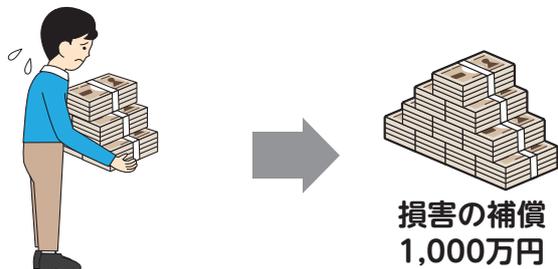
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転を心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

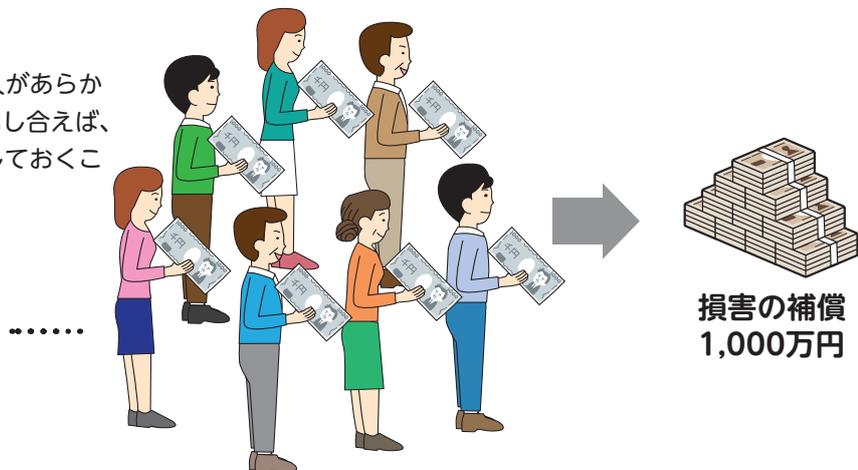
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2

保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3

損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水濡れ、水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2022年度元受正味収入保険料 (積立保険料を除く) は約10兆585億円です。その内訳は右のとおりです。

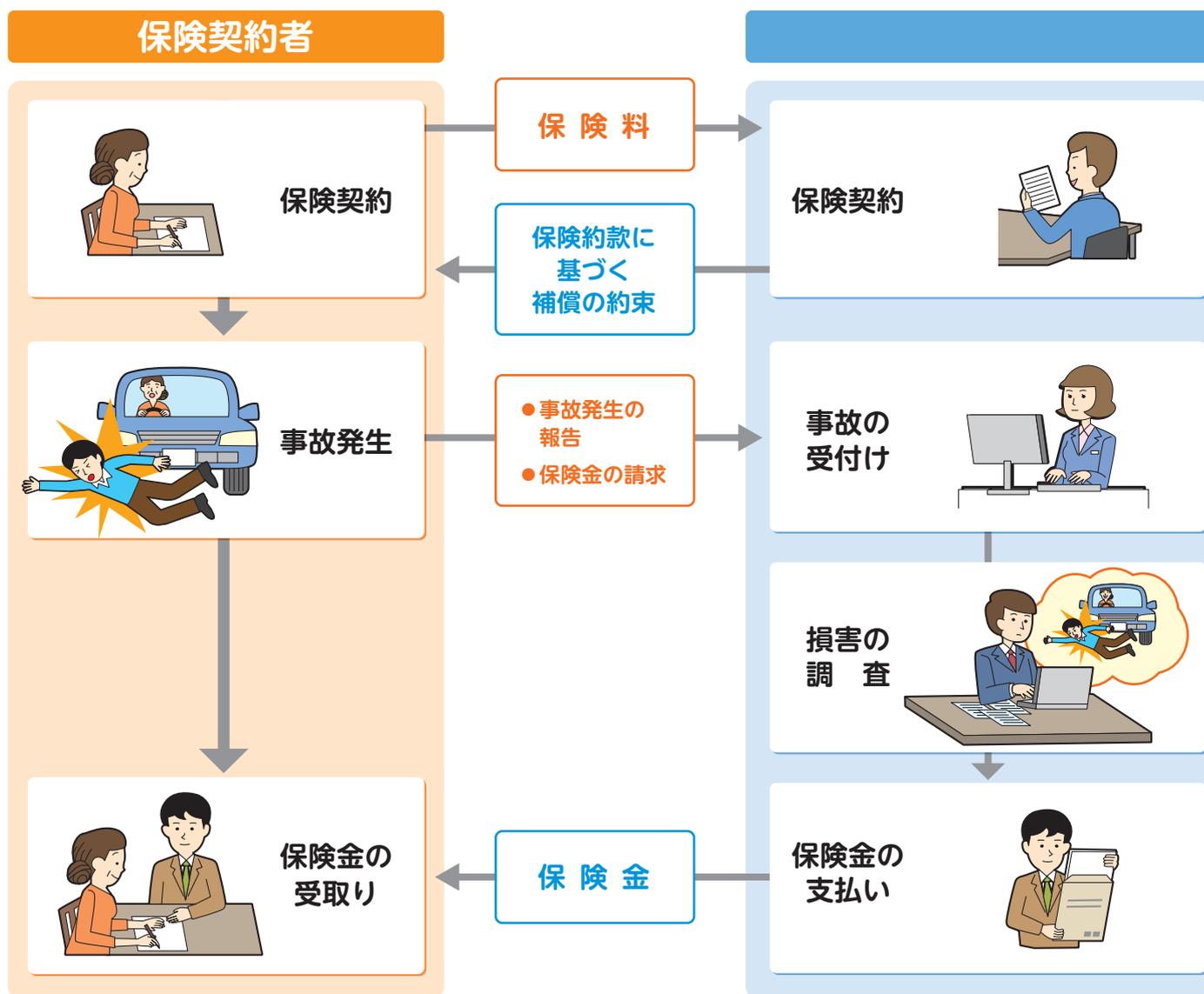


*「日本の損害保険 ファクトブック2023」(一般社団法人 日本損害保険協会) および「外国損害保険事業者 2022年度 業容一覧表 (2022年4月~2023年3月)」(一般社団法人 外国損害保険協会) から作成

1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

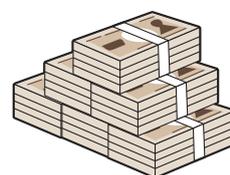
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。



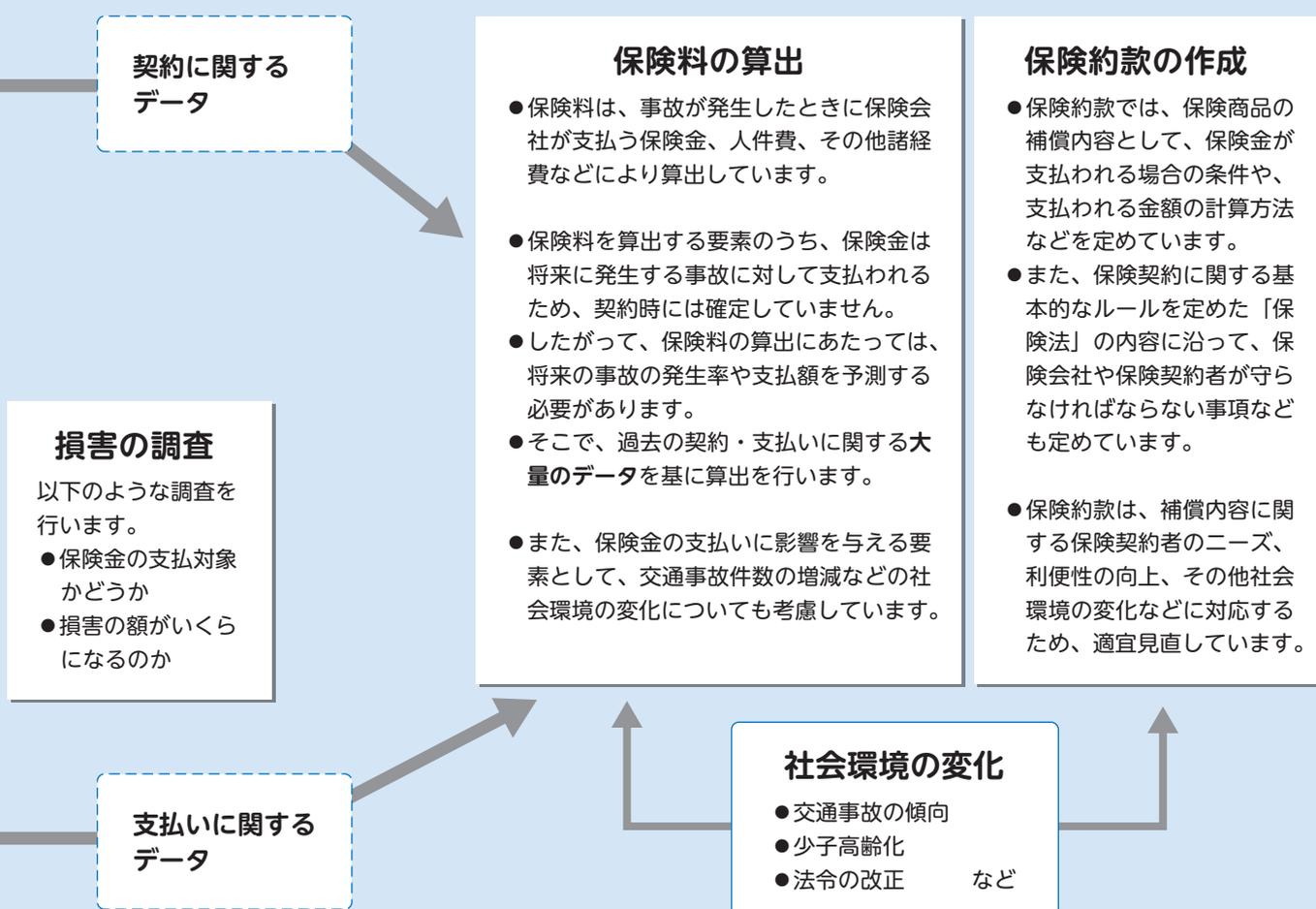
保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割



memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■ 自賠責保険の特徴

強制保険である

自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。

法令により保険金の限度額が設定されている

保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。

自動車損害賠償責任保険審議会で審議される

自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。

政府の自動車損害賠償保障事業がある

自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

memo

損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。

自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

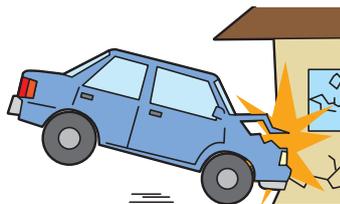
(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) ご自分の自動車の損害を補償



➤ 詳細は、第III部 自動車保険 (P48) をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。

右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 [5](#) 自賠責保険から支払われない場合（P34）をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

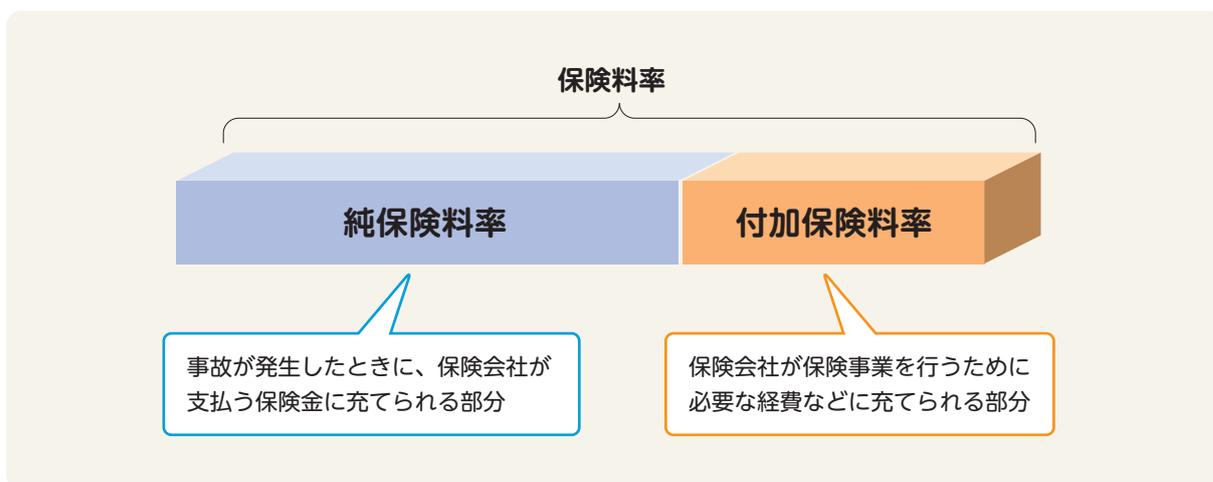
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2 1 (5) 自賠責保険の料率区分 (P13) をご参照ください。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的	妥当	不当に差別的でない
<ul style="list-style-type: none"> ●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 ●算出が、保険数理に基づく科学的方法によるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であること。 ●保険会社の業務の健全性を維持する水準であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●危険の区分や水準が、実態的な危険の格差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されていること。

(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠償保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

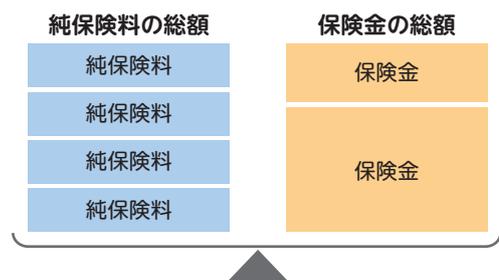
これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



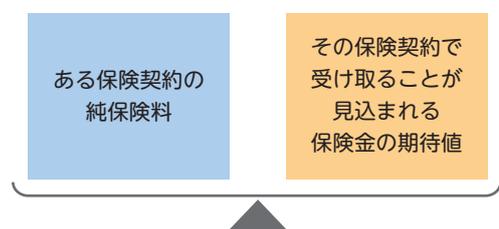
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



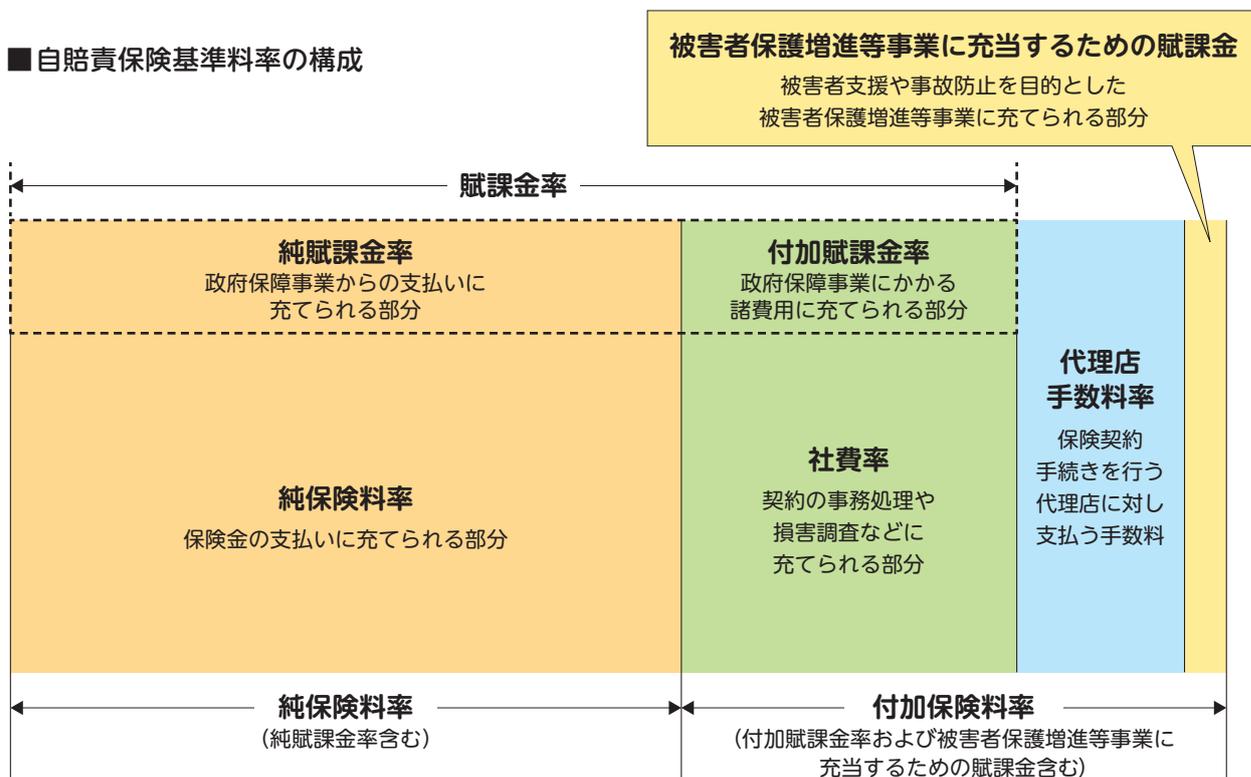
(4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

また、付加保険料率には、被害者支援や事故防止を目的とした被害者保護増進等事業に充当するための賦課金が含まれています。

■ 自賠責保険基準料率の構成



(5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



<例>

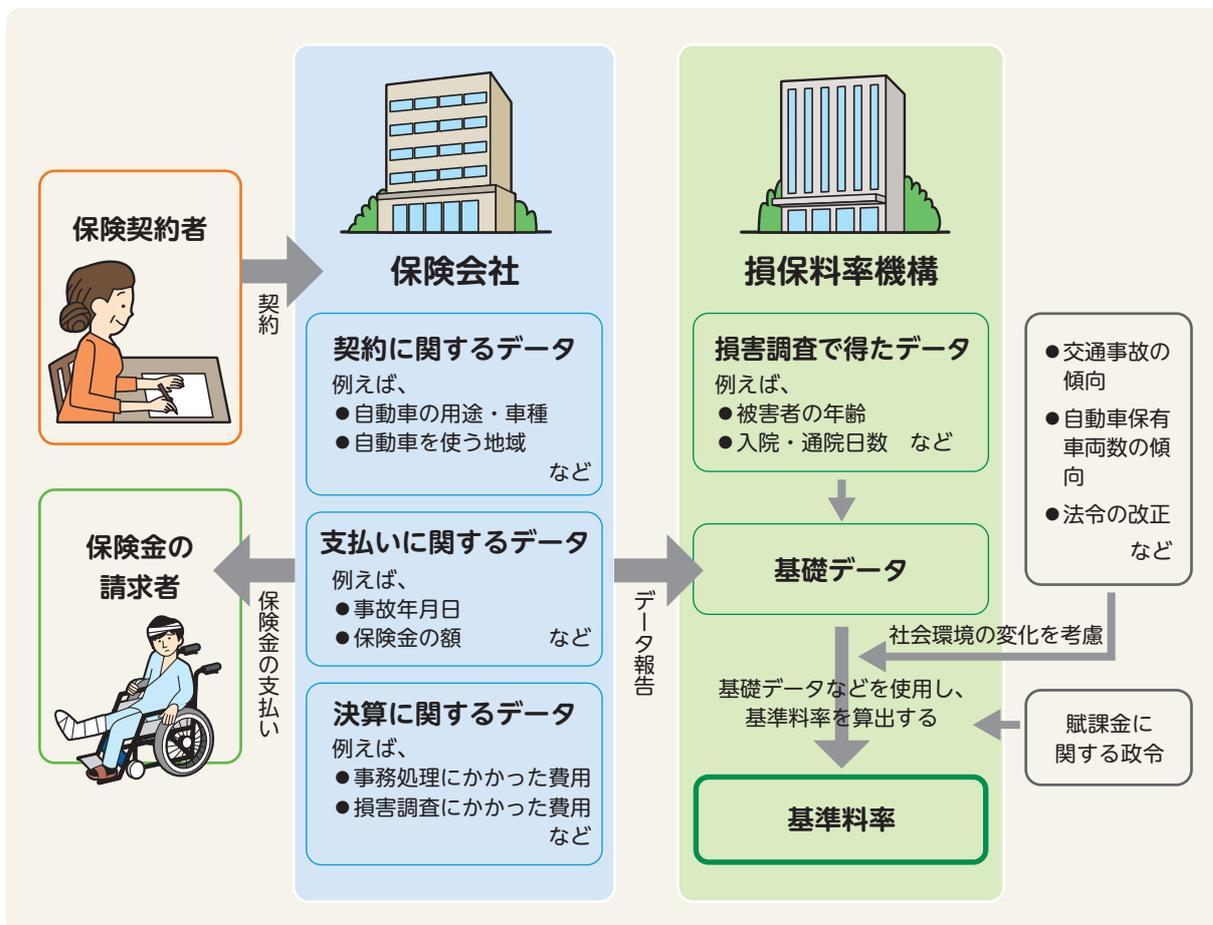
- 自家用乗用自動車
- 軽自動車
- 営業用普通貨物自動車
- 小型二輪自動車
- 原動機付自転車 など

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も純保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、純保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 過去の契約における、収入(純保険料)と支出(保険金)の差額
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

自賠責保険基準料率の算出方法

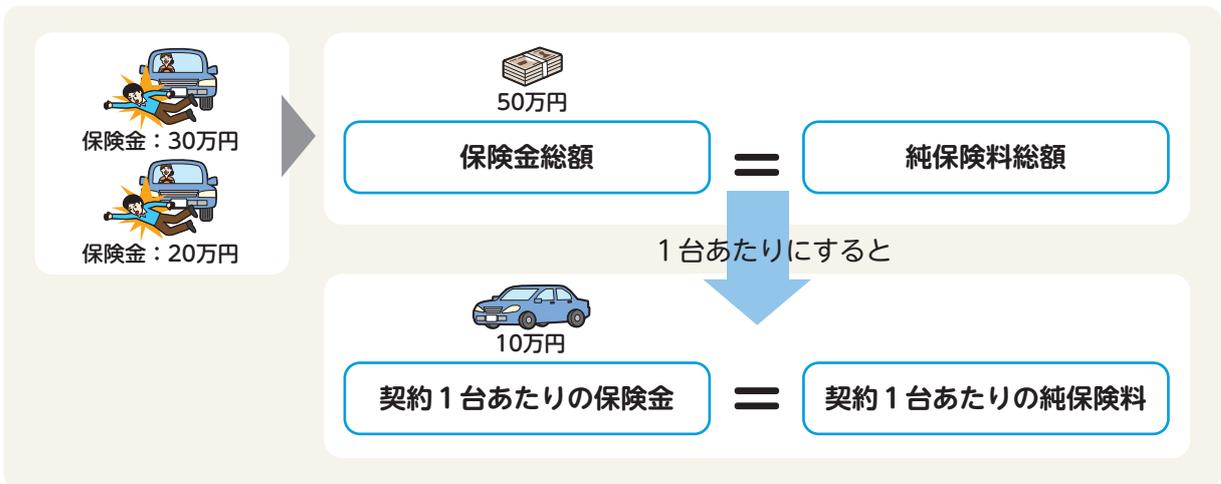
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（1）（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

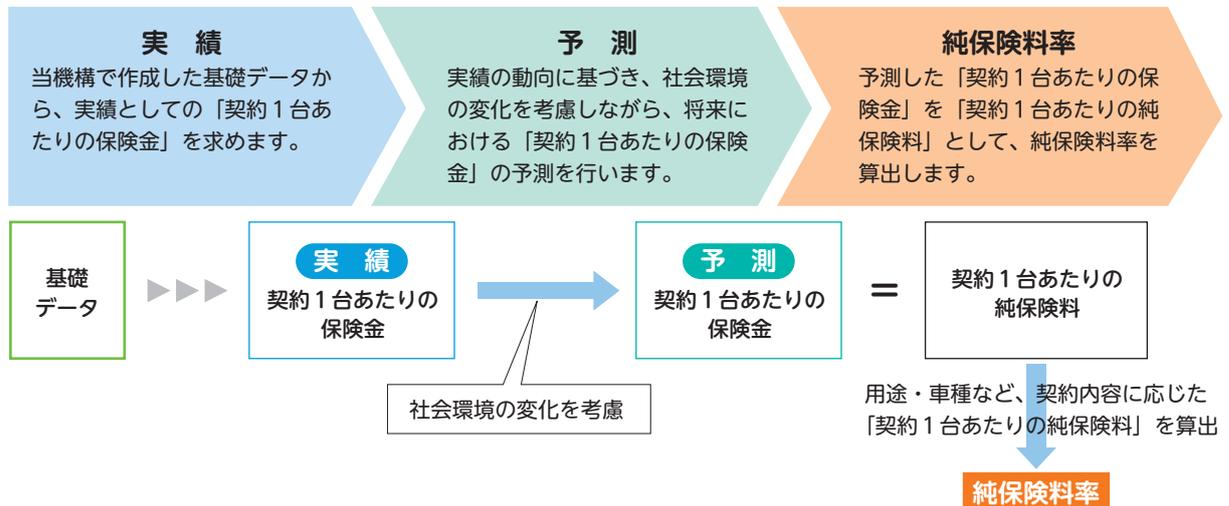
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

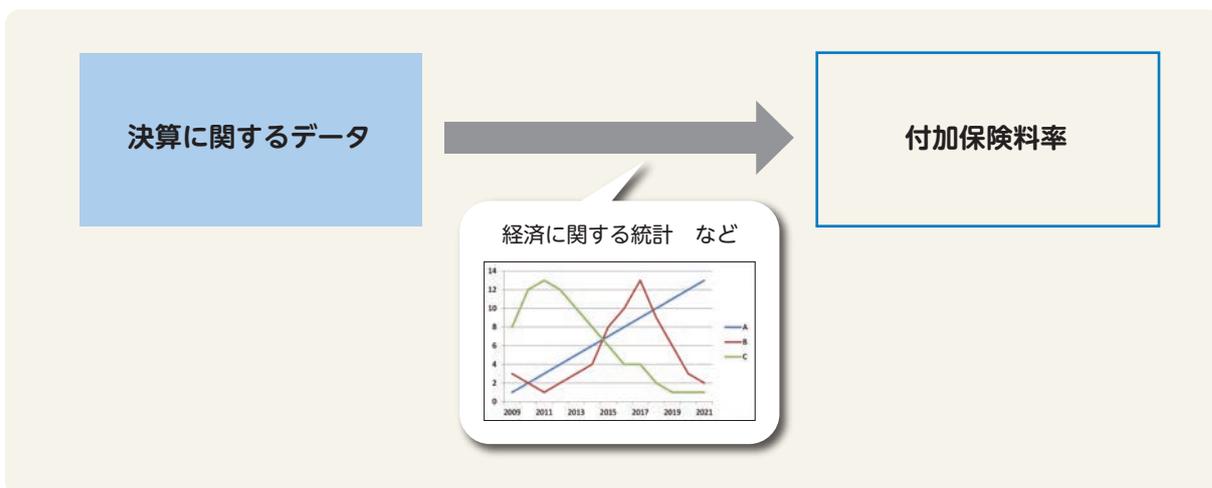
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率 (事故が起きる確率)
保険金単価 (1事故あたりの保険金)

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータ等に基づき、経済に関する統計などを参考に算出します。

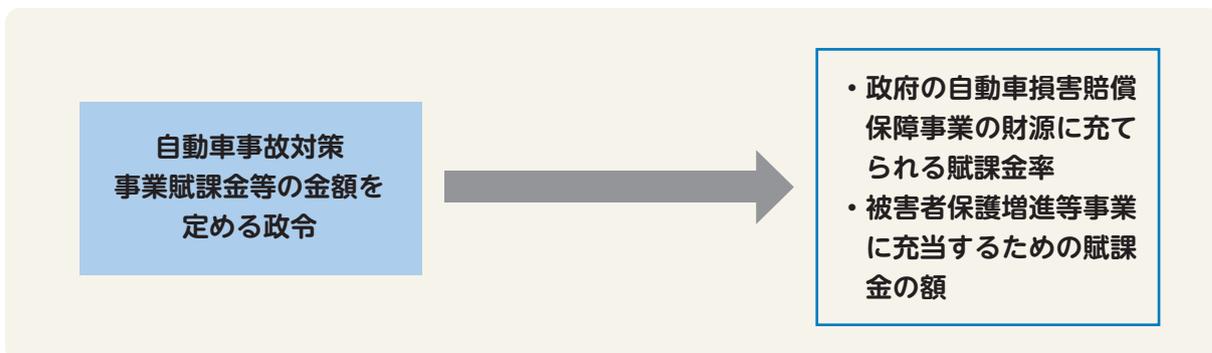
■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額

純賦課金率、付加賦課金率は、「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。また、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額は同政令によって定められた金額になります。

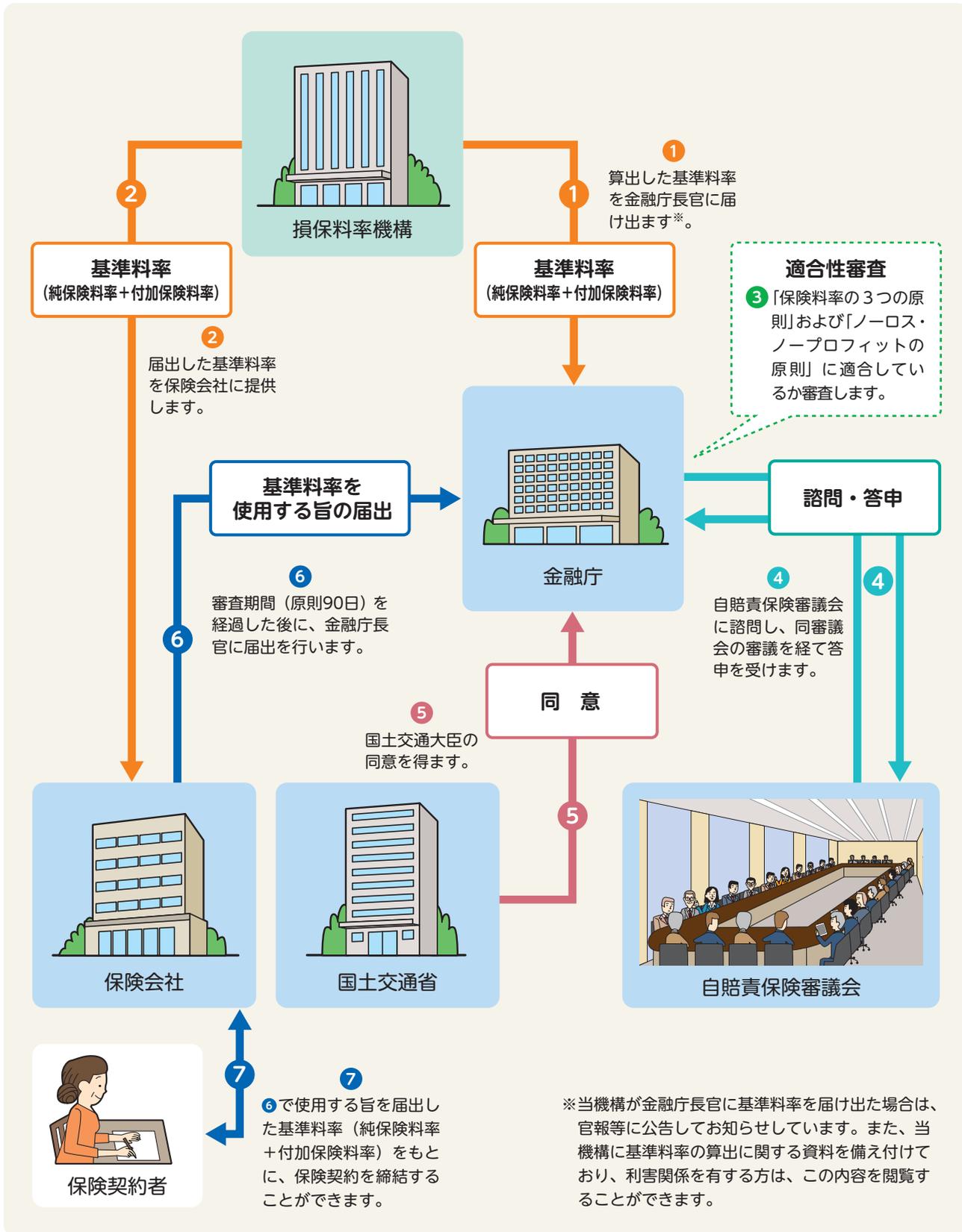
■ 賦課金率の算出、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

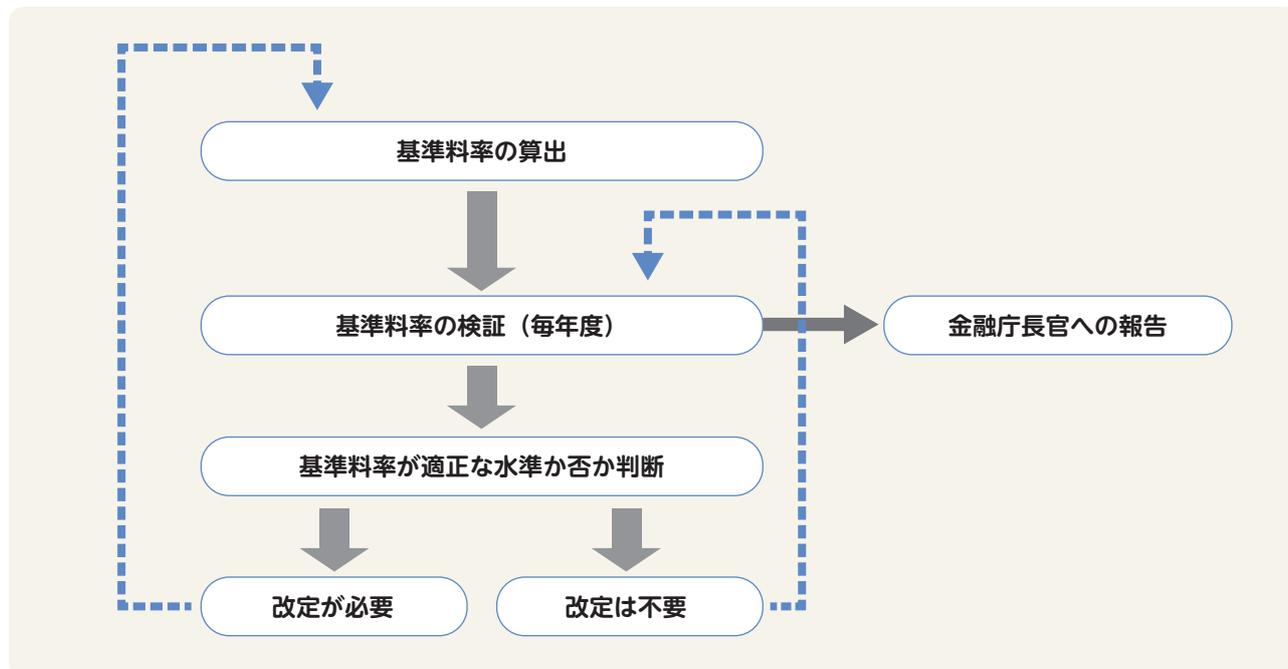
■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

3 自賠責保険料率の現況

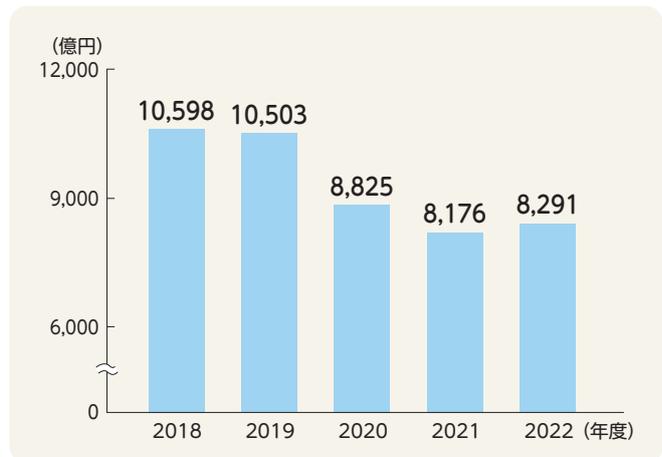
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。

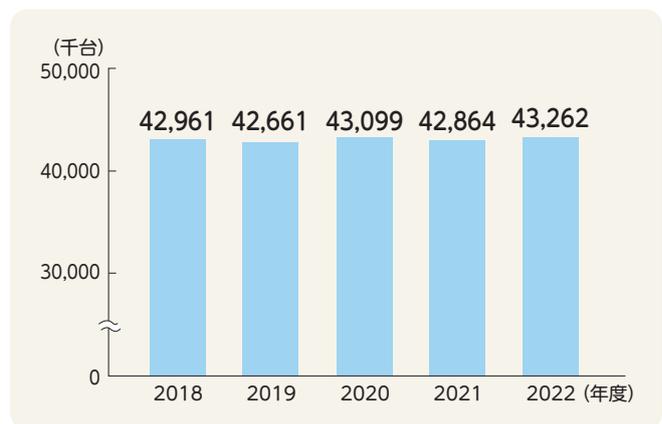
例えば、2020年度と2021年度について、前年度と比較して保険料が減少していますが、これは基準料率を、2020年4月に平均16.4%、2021年4月に平均6.7%それぞれ引き下げたことが影響しています。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」には、2-1(1)自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。



自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数は、2018年度までは増加傾向で推移していましたが、2019年度以降は消費税率引上げや半導体不足等の影響で減少しています。2022年度はこれらの影響が解消されつつあり2021年度より増加しています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向等に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）から作成

memo

契約台数の推移の特徴

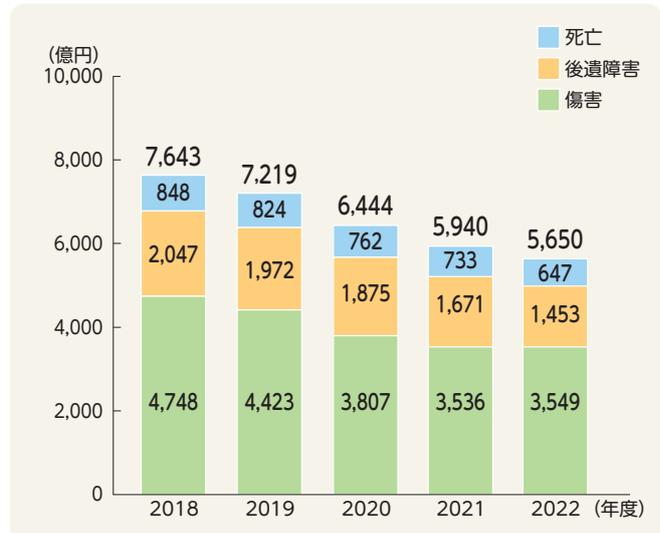
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規登録の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠償保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2022年度は約5,650億円となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、概ね減少傾向で推移しています。

図4 保険金の推移



- ※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。



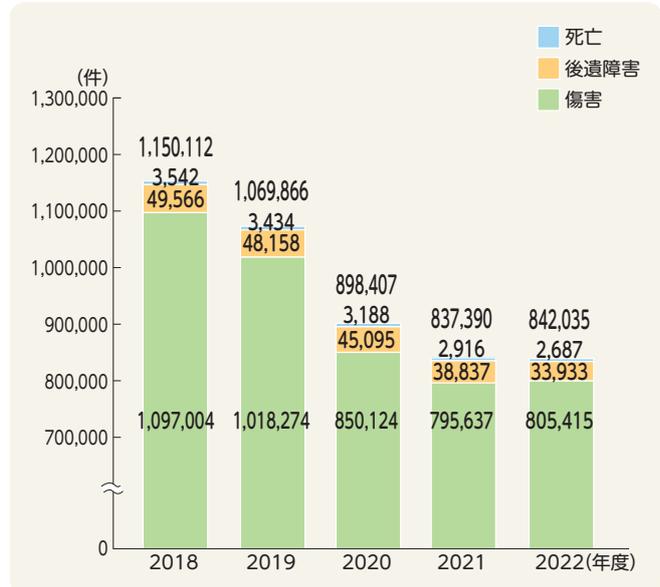
支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠償保険の支払件数は、減少傾向で推移しており、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少や新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響等を背景に2021年度は約84万件まで減少しています。特に2019年度から2020年度にかけて大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴い初めての緊急事態宣言が発令された影響が大きいと考えられます。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

なお、2022年度は前年度から増加していますが、2022年度は外出自粛要請等の発令実績はなく、交通量が徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあることが影響していると考えられます。

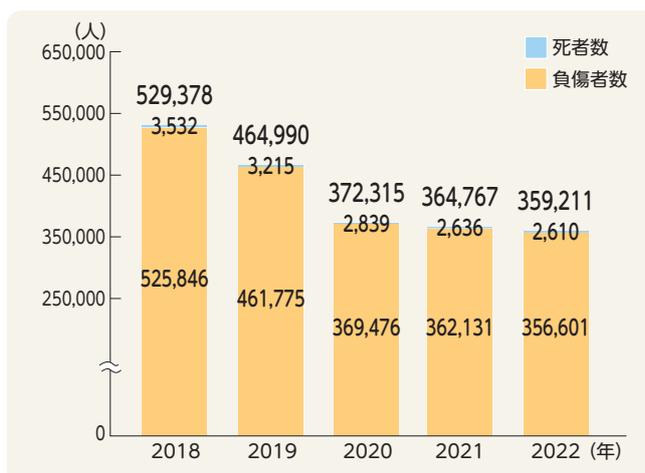
図5 支払件数の推移



- ※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっています。一方、傷害の支払件数は、交通事故負傷者数が減少傾向にあるなか、わずかに増加しているという違いがありますが、これは人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれていることが要因です。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「令和4年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局)から作成

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いの占める割合が増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

このため、自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いと、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いの動向は必ずしも一致しません。



自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

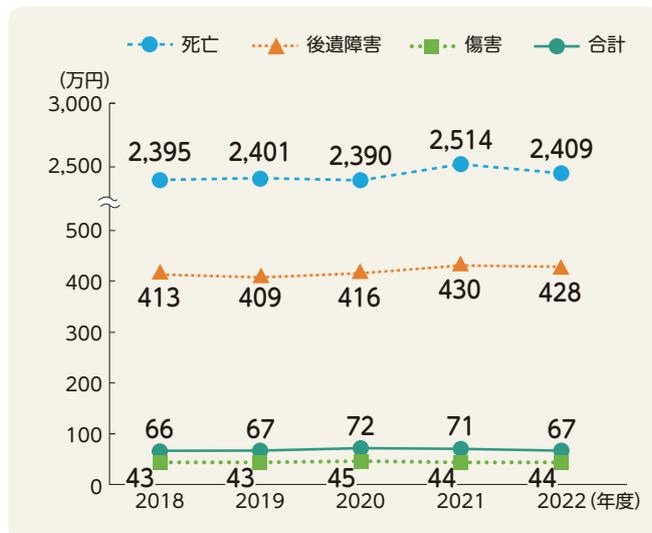
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わずに、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠償保険の保険金単価は、70万円前後で推移しています。

内訳をみると、傷害の保険金単価は年度による若干の増減はあるものの、大きな変動は見られません。死亡、後遺障害の保険金単価は2021年度に大きく増加していますが、これは2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）等によるものと考えられます。なお、死亡の保険金単価が2022年度に再度減少している理由は、過年度よりも高齢者割合が増加したこと等が要因と考えられます。

図7 保険金単価の推移



- ※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
 慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
 葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少
 慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

➡ 後遺障害等級別の認定件数については、5 3 後遺障害認定の現況（P38）をご参照ください。

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

➡ 傷害による損害額の費目別構成比については、5-2 保険金の支払状況（P37）をご参照ください。

トピックス ①

2023年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2024年1月15日に開催された第147回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を据え置くことが適当とされました。

➡ 基準料率の検証については、2④自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

（単位：億円）

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(133.5%)に 対する乖離率 (E÷133.5%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2020	5,919	5,696	224	548	96.2%	—
2021	5,286	5,720	△ 434	114	108.2%	—
2022	5,372	5,848	△ 476	△ 362	108.9%	—
2023	4,357	5,818	△ 1,461	△ 1,823	133.5%	0.0%
2024	4,355	5,717	△ 1,363	△ 3,186	131.3%	△ 1.6%

※ 1 「令和5年度料率検証結果について」（金融庁、第147回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成

※ 2 ポリシー・イヤー・ベシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2023年4月の料率改定では、滞留資金も勘案して算出した結果、予定損害率は133.5%となっています。

➡ 滞留資金については、2②(2)自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベシスとは

自賠責保険基準料率の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握するためにポリシー・イヤー・ベシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国の主な都市に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国の主な都市に7か所の地区本部と46か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

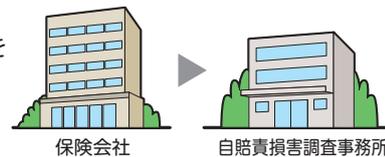
➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2 2 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

① 請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



② 保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③ 自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性^{※1}および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査^{※2}し、その結果を保険会社に報告します。



④ 報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

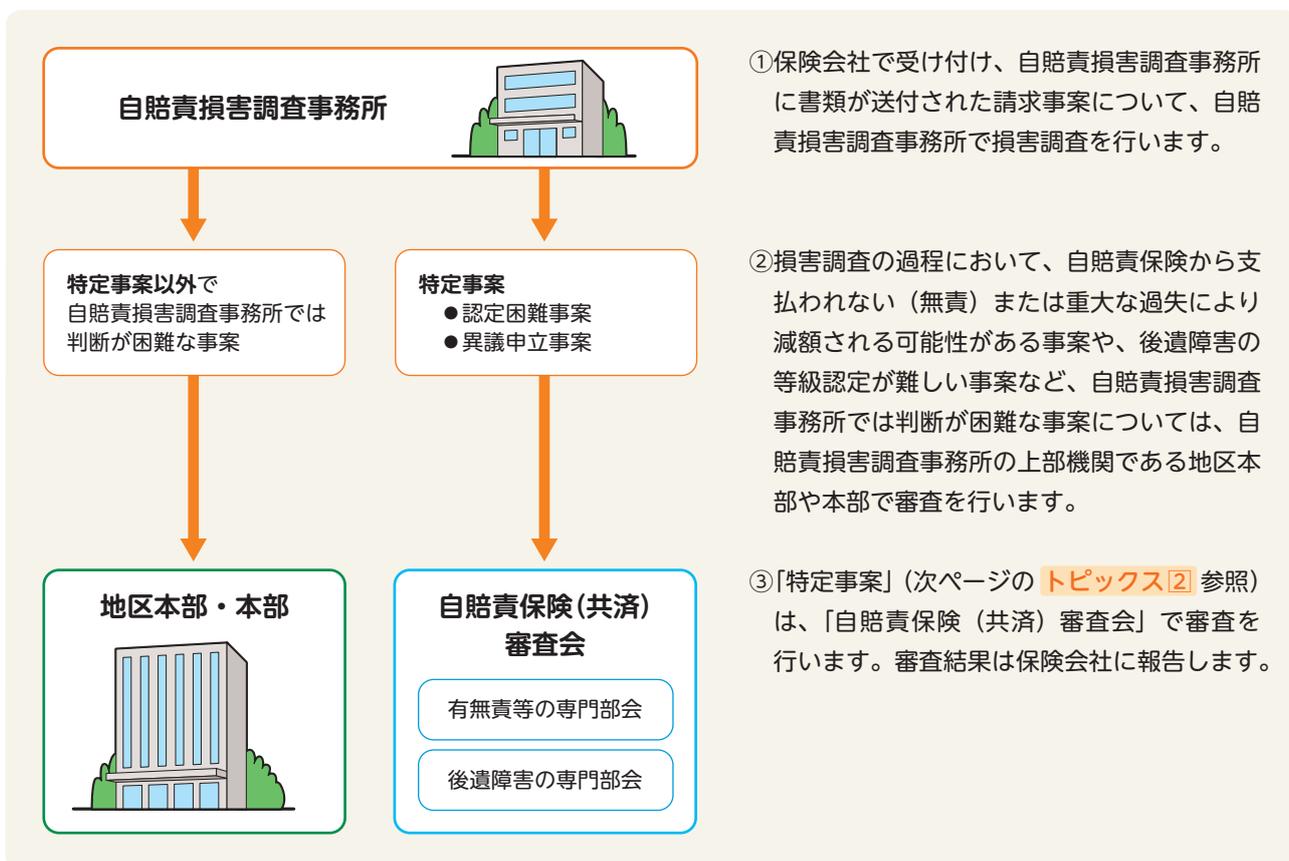


※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。
 ※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③ 医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



「自賠責保険(共済)審査会」については次ページ **トピックス②** をご参照ください。

トピックス ②

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

■ 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

■ 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

■ 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

■ 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2022年度）

（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	43	113	141	13	401	1,291
傷害	83	275	222			
合計	126	388	363			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会（2022年度）

（単位：件）

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,111	8,986	166	90	10,353

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会（2022年度）

高次脳機能障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
2,459	1,065

非器質性精神障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
311	346

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記録力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改正されています。

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

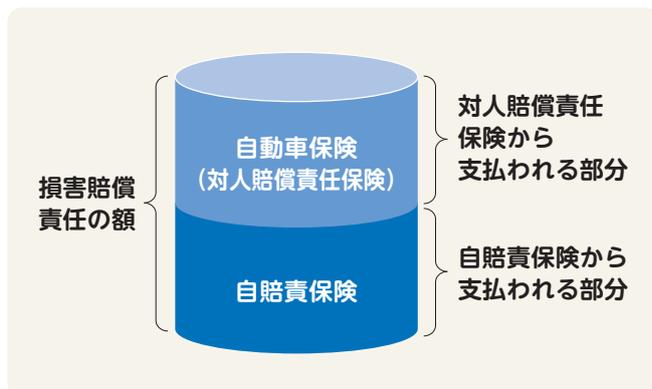
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～4,000万円
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

■支払われる保険金の内訳

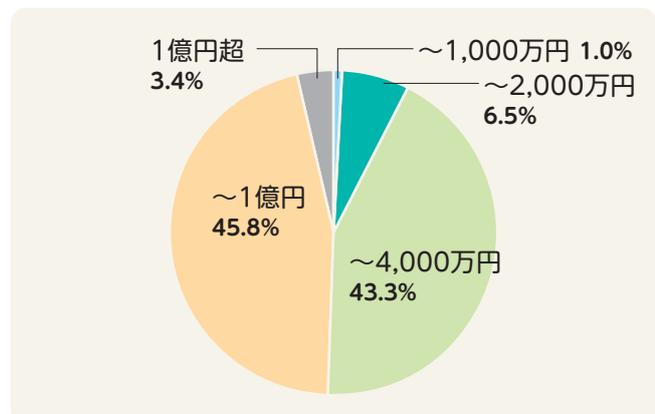


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2022年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2022年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

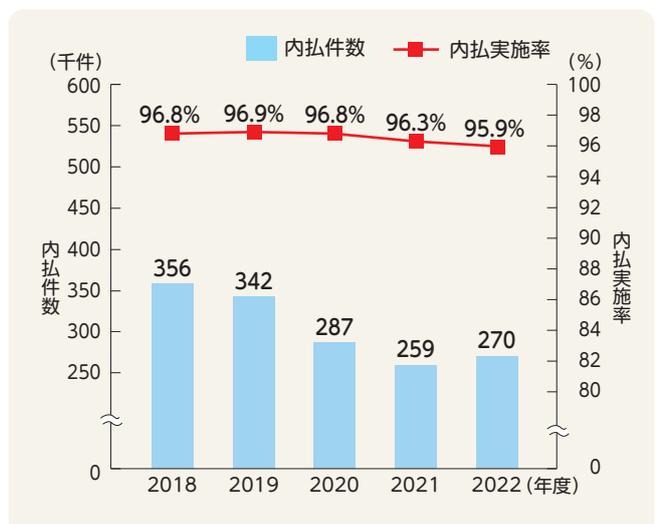
内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2022年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、95.9%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払を実施していると考えられます。

なお、自賠責保険においては、内払制度は廃止されていますが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移



5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、(1)(2)の〈例〉では、Aさんが相手自動車(B車)の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、(3)(4)の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

(1) 加害者に賠償責任がない場合(無責)

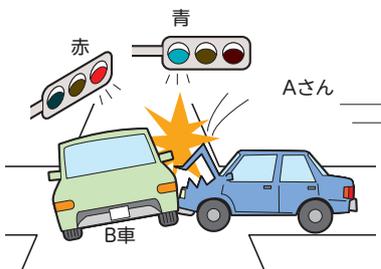
〈例〉

正常に止まっている自動車(B車)にAさんが衝突し、死傷した場合



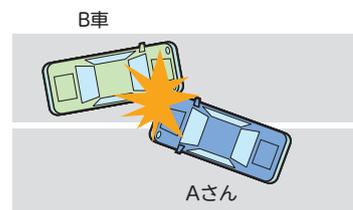
〈例〉

Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車(B車)と衝突してAさんが死傷した場合



〈例〉

Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車(B車)と衝突して死傷した場合



(2) 自動車の運行によって死傷したものではない場合(対象外)

〈例〉

駐車場に駐車してある自動車(B車)に、スケートボードで遊んでいた子供(Aさん)がぶつかって死傷した場合(駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません)

※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



(3) 賠償責任を負う「加害者」がない場合[いわゆる自損事故](対象外)

〈例〉

Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

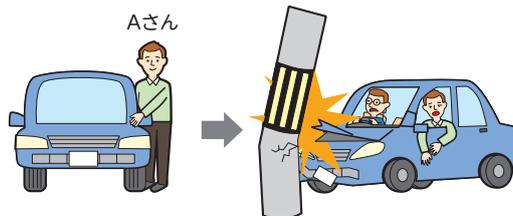


(4) 被害者が「他人」ではない場合(対象外)

〈例〉

Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2(3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)(P10)をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2018	284	65	5,684	1,449
2019	269	53	4,649	1,330
2020	229	42	4,282	1,221
2021	152	30	3,290	1,113
2022	139	21	2,780	1,126

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、損害額から減額を行うことになっています。すなわち、傷害による損害については一律20%、後遺障害・死亡による損害については過失割合に応じて20%、30%、50%の減額が行われます。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

「重大な過失による減額」の件数の推移は、図14-1のとおりとなっています。

■ 重大な過失による減額

減額適用上の被害者の過失割合	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害
7割未満	減額なし	
7割以上8割未満	20%減額	20%減額
8割以上9割未満		30%減額
9割以上10割未満		50%減額

※重大な過失による減額は自賠責保険での制度であり、任意保険では異なる運用をしています。

図14-1 「重大な過失による減額」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害			合計
	20%減額	20%減額	30%減額	50%減額	
2018	21,812	252	296	104	652
2019	20,800	224	297	113	634
2020	20,412	227	271	96	594
2021	19,892	204	269	94	567
2022	19,397	157	235	74	466

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14-2のとおりとなっています。

図14-2 「因果関係判断困難」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年 度	「因果関係判断困難」による減額件数
2018	70
2019	110
2020	125
2021	107
2022	108

5 自賠責保険の損害調査の現況

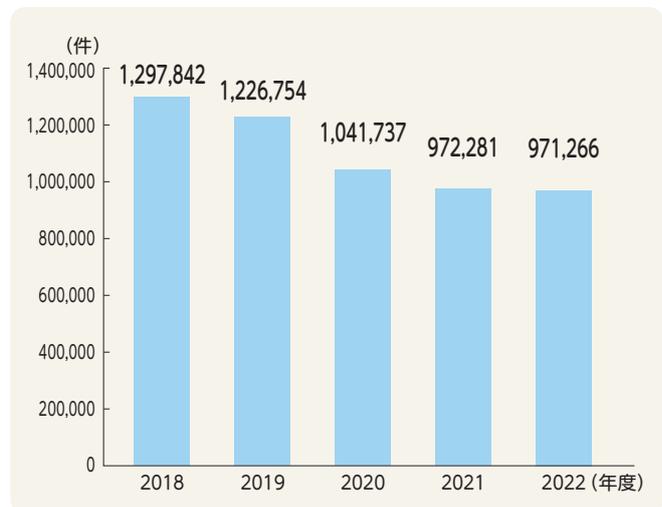
自賠責保険の損害調査における請求事案および保険金支払の状況等について説明します。

1 請求事案の状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2022年度に自賠責損害調査事務所で受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約97万件であり、前年度に比べ微減となっています。

図15 損害調査受付件数の推移



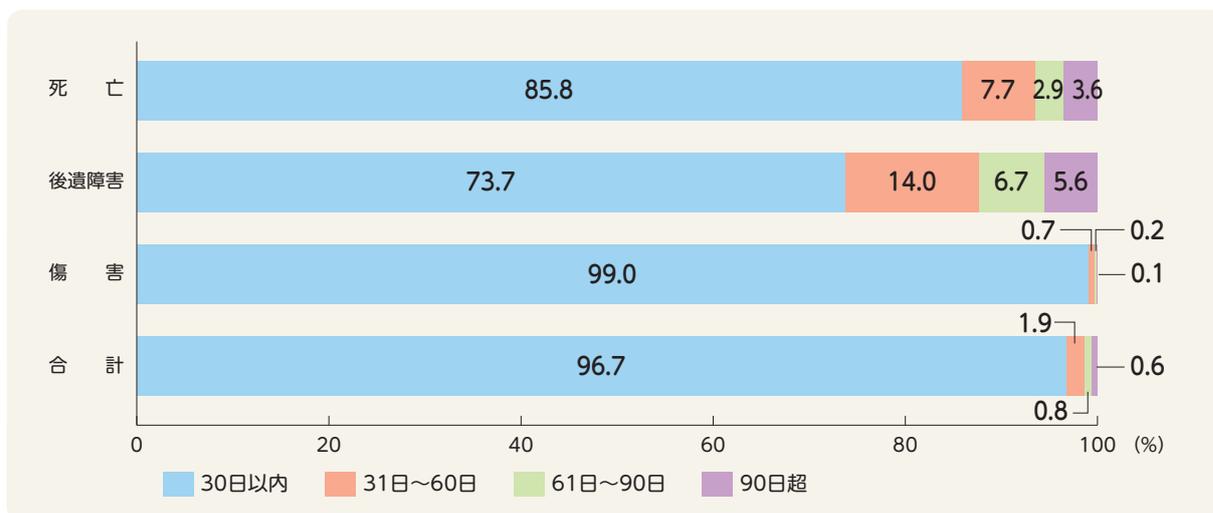
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表 (P94) をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

2022年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の85.8%、後遺障害では同73.7%、傷害では同99.0%となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2022年度〉



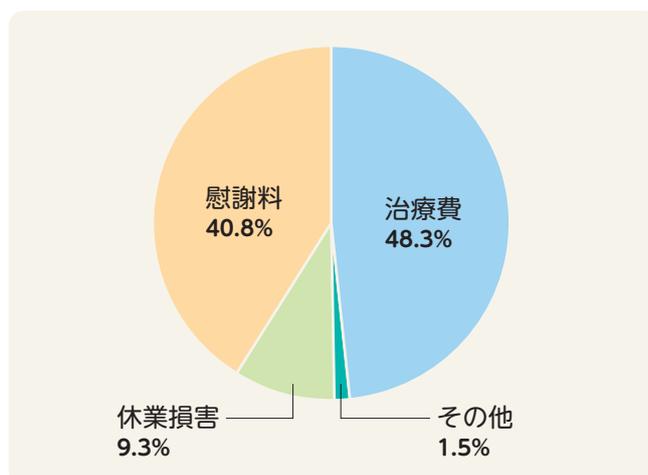
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級などを確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）がほぼ半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2022年度〉



3 後遺障害認定の現況

自賠責施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

➡ 後遺障害等級表は第48表（P154）をご参照ください。

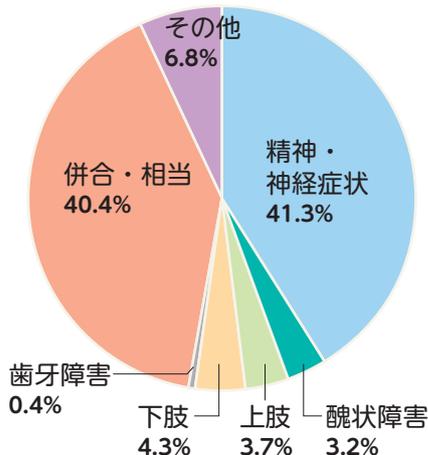
図18 後遺障害等級別認定件数（2022年度）

（単位：件）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別表第二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	601 (1.59%)	346 (0.92%)	30 (0.08%)	69 (0.18%)	203 (0.54%)	147 (0.39%)	308 (0.82%)	406 (1.08%)	680 (1.80%)	1,363 (3.61%)	1,271 (3.37%)	1,350 (3.58%)	3,112 (8.25%)	6,187 (16.40%)	345 (0.91%)	21,310 (56.48%)	37,728 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比（2022年度）



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

memo

等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級・第2級
- ・その他の後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険の医療費の施設別請求状況については、2022年度は総医療費2,603億円のうち、医療機関が81.4% (2,120億円)、柔道整復が18.1% (472億円) となっています。

医療費 医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用

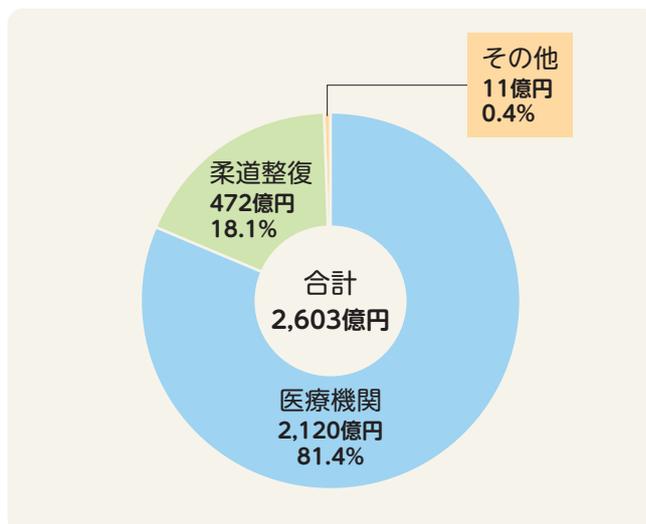
診療費 医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）

施術費 柔道整復での施術にかかった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、挫傷、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況〈2022年度〉



※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

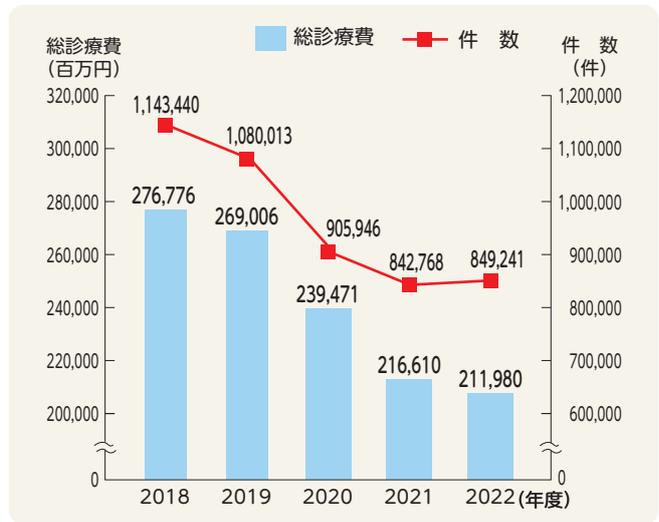
2 医療機関における現況

(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費および件数は、減少傾向で推移してきましたが、件数は2022年度のみが若干増加しています。

都道府県別の総診療費および件数は第7表（P95）をご参照ください。

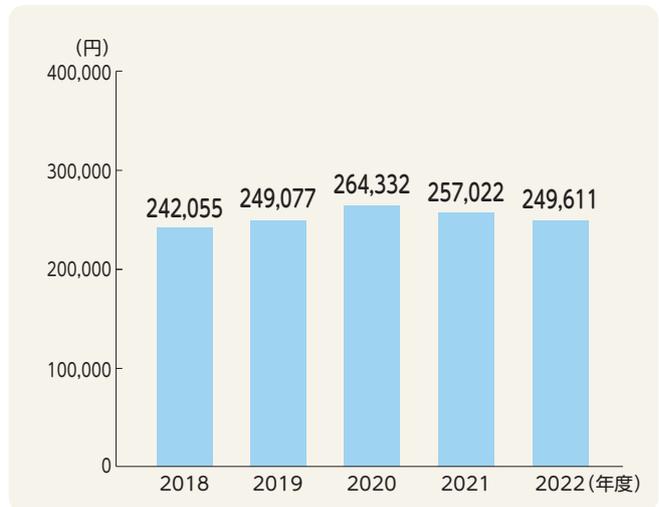
図21 総診療費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求をまとめて1件として集計しています。

なお、平均診療費は、総診療費・件数の推移とは異なり増加傾向で推移してきましたが、2021年度から減少しています。

図22 平均診療費の推移

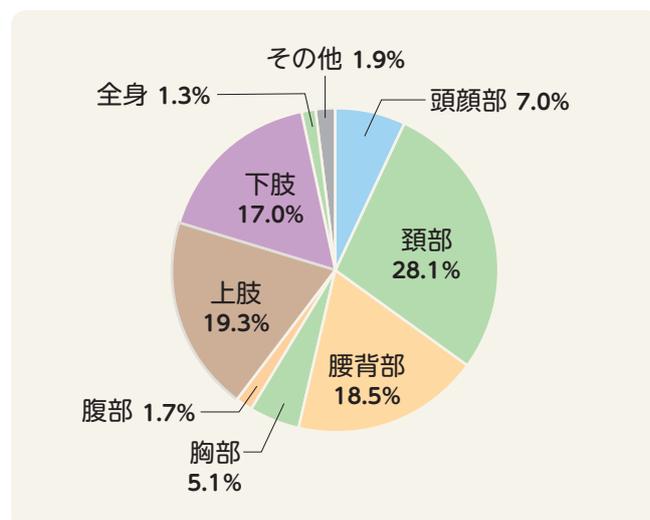


※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求を合算して集計しています。

(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者の受傷部位別の傷病数については、頸部が28.1%と最も高い割合になっており、以下、上肢が19.3%、腰背部が18.5%、下肢が17.0%となっています。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2022年度〉



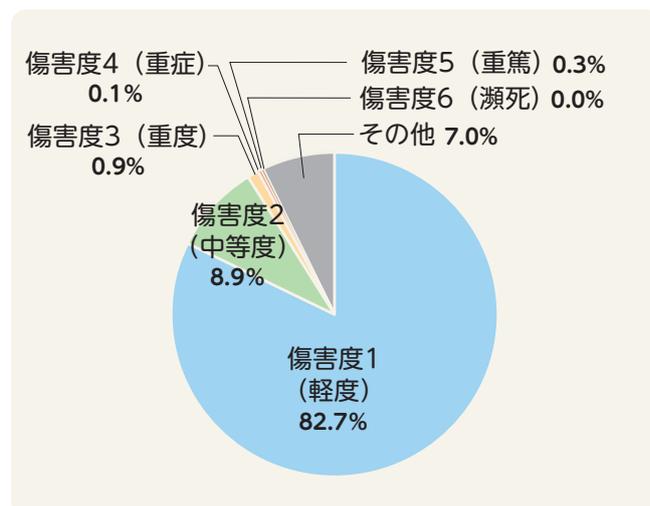
※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者が身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1個として集計しています。

また、受傷の程度（傷害度）については、軽度の傷害（傷害度1）が82.7%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P96）をご参照ください。

図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2022年度〉



※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者に複数の傷病名がある場合は、傷病名ごとの傷害度をそれぞれ1個として集計しています。

(3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療期間および診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、直近5年では2019年度から2020年度にかけて増加したものの、2021年度からは減少傾向となっています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P95）をご参照ください。

また、2022年度における診療期間別の件数構成比は、30日以内が43.6%と最も多くなっています。

(4) 社会保険の利用状況

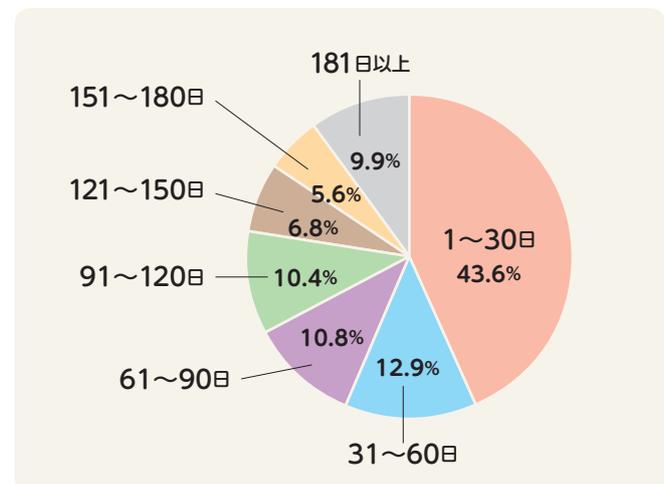
自賠償保険における社会保険利用率の推移については、微増傾向で推移してきましたが、2020年度をピークに2021年度から減少しています。

図25 診療期間および診療実日数の推移 (単位：日)

年度	診療期間	診療実日数
2018	68.3	19.2
2019	69.3	19.3
2020	72.4	20.1
2021	70.5	19.3
2022	70.5	18.7

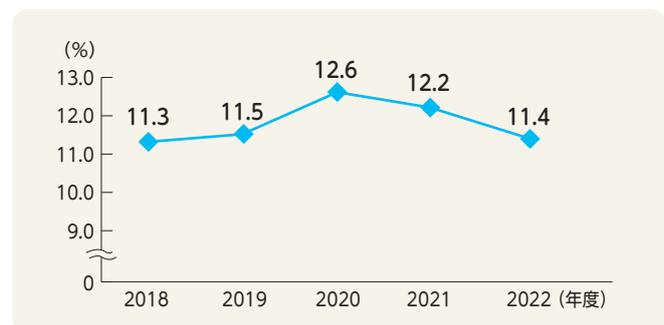
※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間、診療実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図26 診療期間別の件数構成比（2022年度）



※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間を合算して集計しています。

図27 社会保険利用率の推移



3 柔道整復における現況

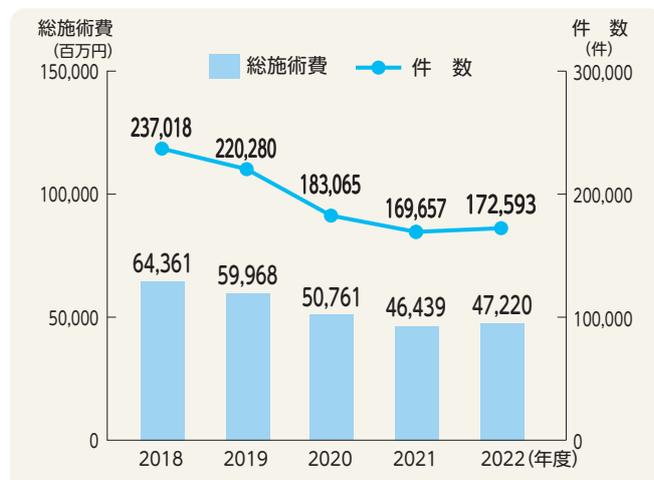
(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、減少傾向で推移してきましたが、総施術費および件数とも2022年度のみが若干増加しています。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P99）をご参照ください。

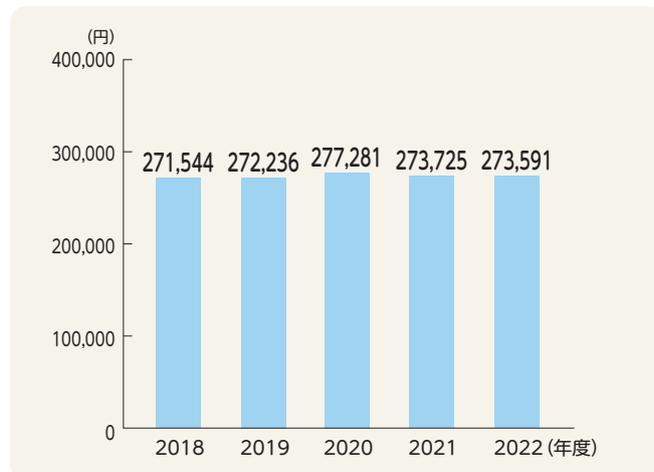
一方で、平均施術費については、減少傾向で推移してきましたが、2019年度から増加に転じ、2021年度からは再び減少しています。

図28 総施術費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

図29 平均施術費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求を合算して集計しています。

(2) 施術期間および 施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術期間および施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、微増・微減を繰り返しながら、概ね減少傾向で推移しています。

▶ 都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P99）をご参照ください。

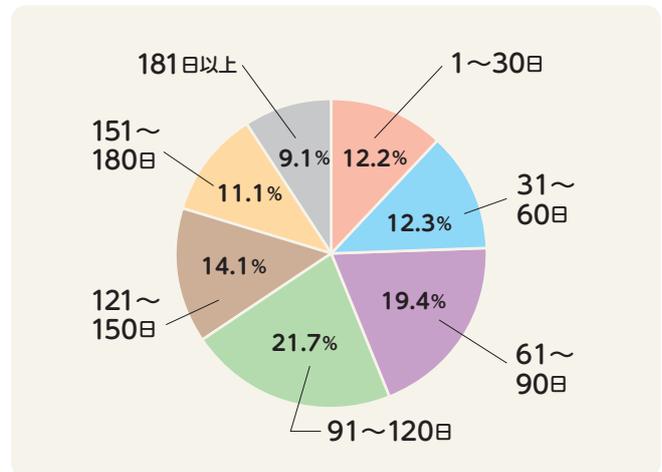
2022年度における施術期間別の件数構成比は、91～120日が21.7%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年度	施術期間	施術実日数
2018	103.6	47.7
2019	102.9	47.5
2020	103.2	48.4
2021	101.6	47.5
2022	102.6	47.1

※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間、施術実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比〈2022年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同じ）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

（1）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払います。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

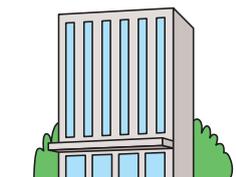
（2）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



（3）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



（4）財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo

ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

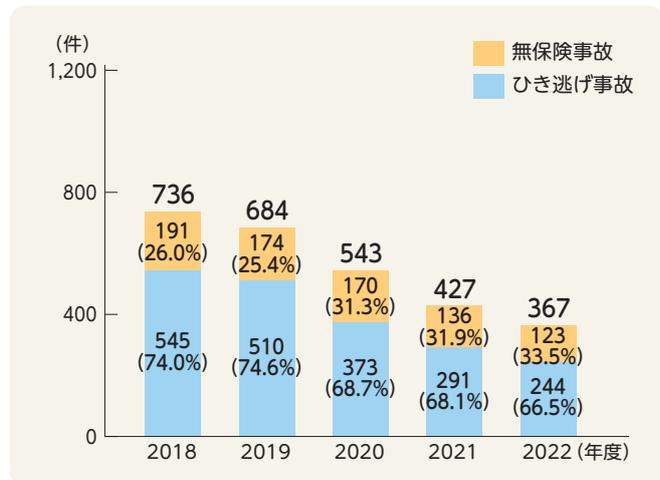
2 保障事業の受付状況

(1) 受付件数

2022年度における当機構の保障事業受付件数は、367件となっており、前年度に比べ14.1%の減少となっています。

▶ 都道府県別の受付件数は第12表（P100）をご参照ください。

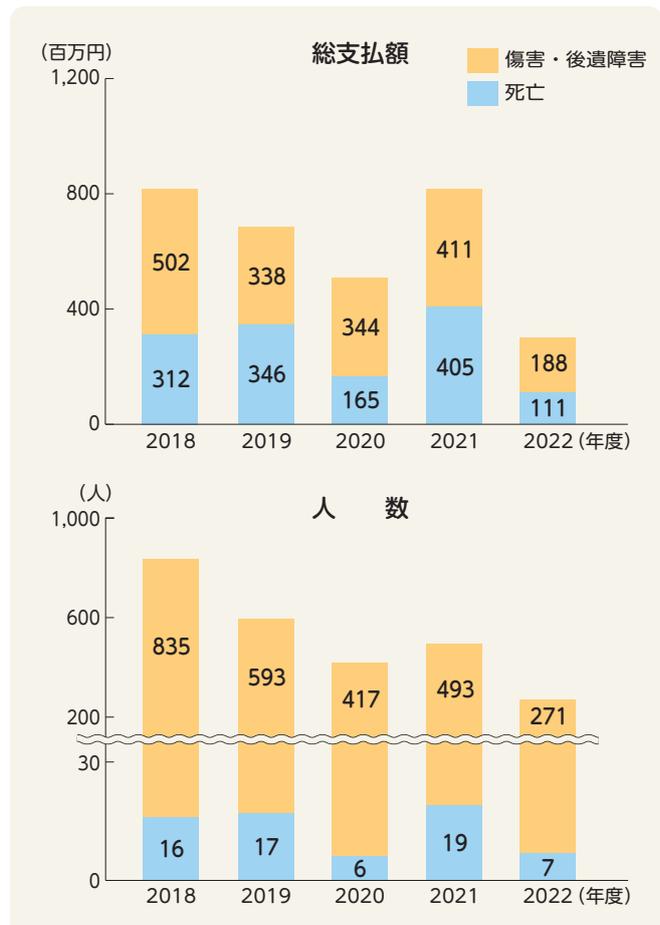
図32 受付件数の推移



(2) 支払保障金

2022年度に支払われた保障金は合計約3億円であり、前年度に比べ63.3%の減少となっています。

図33 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

[←一般的な自動車保険契約](#)

■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



➡ 主な特約については、1 [2](#) (3) 主な特約の内容 (P52) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒ ト	モ ノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 人身傷害保険 または 自損事故保険 ※ 無保険車傷害保険 </div> ↔ 搭乗者傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 車両保険

① 他人への賠償に関する補償

■ 対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

● 保険金が支払われる場合
自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合



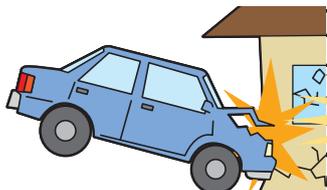
損害賠償責任発生

● 支払われる保険金の額
損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額



■ 対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

● 保険金が支払われる場合
自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合



損害賠償責任発生

● 支払われる保険金の額
損害賠償責任の額



② ご自身の補償

■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害※の額が支払われます（実損払）。ただし、損害の程度に応じて契約時に設定した定額を支払う方式（定額払）もあります。

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

※損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合※	後遺障害の程度に応じて、50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000円 通院日数 × 4,000円 (100万円限度)

※重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車が保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※2

- ※1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
- ※2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

全損※1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損※2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

- ※1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
- ※2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

← 一般的な自動車保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

<p>保険契約者などの故意</p>	<p>自動車を競技などに使用している間</p>	<p>地震・噴火、またはこれらによる津波</p>
-------------------	-------------------------	--------------------------

など

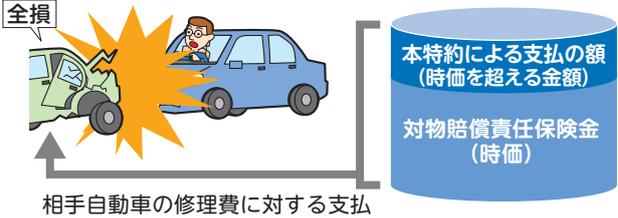
(3) 主な特約の内容

← 一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
<p>運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>配偶者 親 子</p>
<p>運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。</p>	 <p>21歳 未済 26歳 未済</p>
<p>車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>相手自動車を確認できる車両相互間事故 火災 電柱への衝突</p>
<p>車両危険限定補償特約 (A) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、<u>自動車の走行に起因しない</u>場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>自動車の走行に起因しない事故 自動車の走行に起因する事故</p>

② 補償範囲を拡大する特約

<p>他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。</p>	
<p>原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。</p>	
<p>対物全損時修理差額費用特約 対物賠償責任保険金が相手自動車の時価額で支払われる場合において、相手自動車が修理可能かつ修理費がその時価額より高くなった（これを「全損」としている）ときに、その差額が補償されます。</p>	 <p>全損</p> <p>本特約による支払の額 (時価を超える金額) 対物賠償責任保険金 (時価)</p> <p>相手自動車の修理費に対する支払</p>

③ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値

事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

← 自動車保険参考純率

標準約款では、1 2(1) の保険 (P49 参照) のうち、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険の4種類の保険の補償内容を普通保険約款として、自損事故保険、無保険車傷害保険の補償内容を特約 (それぞれ自損傷害特約、無保険車傷害特約) として規定しています。

標準約款における主な特約は、上記の自損傷害特約、無保険車傷害特約のほか、1 2(3) 主な特約の内容 (P52) と同様です。

■ 自動車保険標準約款の構成



2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

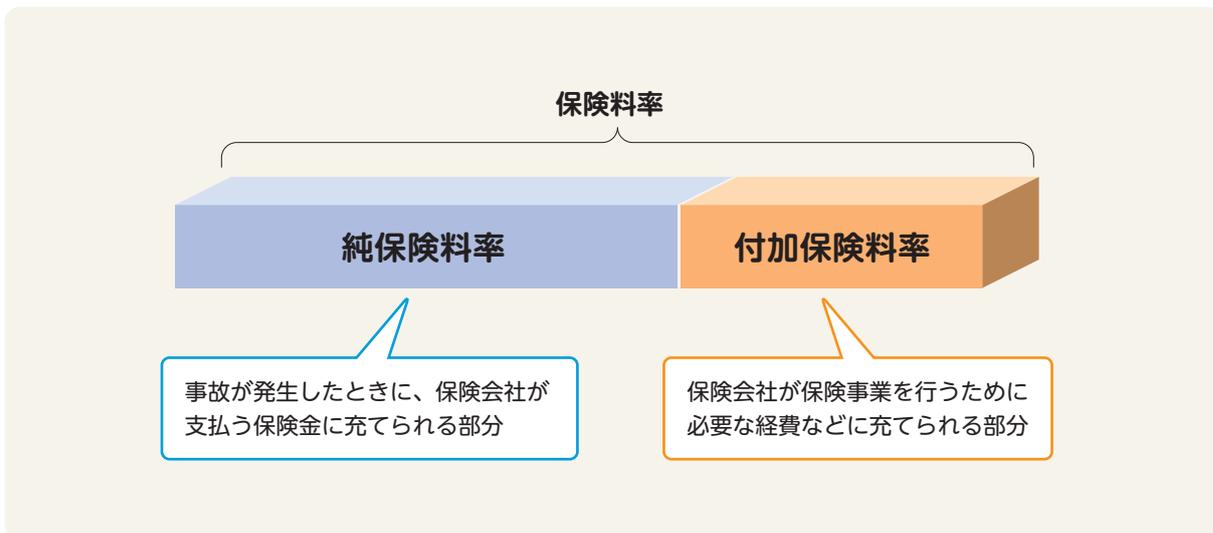
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)自動車保険の料率区分(P56)をご参照ください。

■保険料率の構成



保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。その場合の使用方法は保険会社ごとに判断します。
- 「付加保険料率」については、保険会社が独自に算出します。

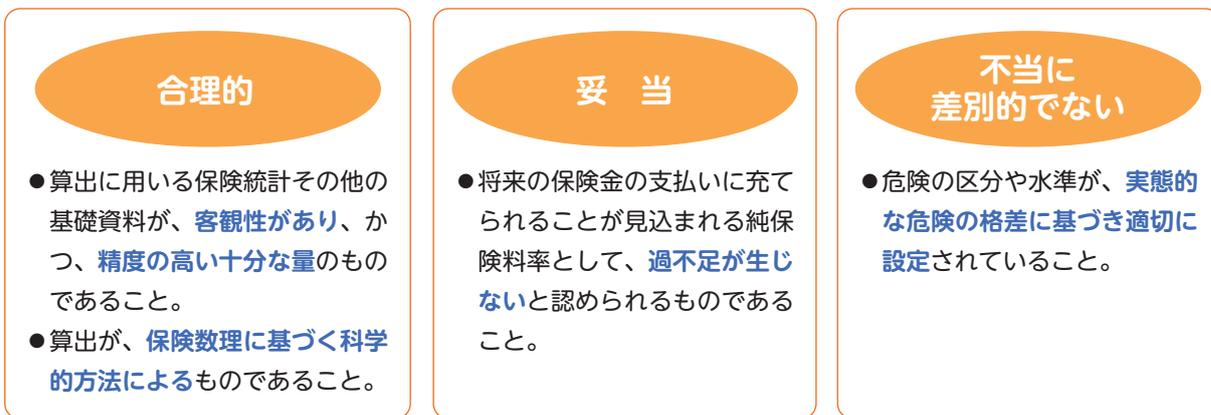
(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

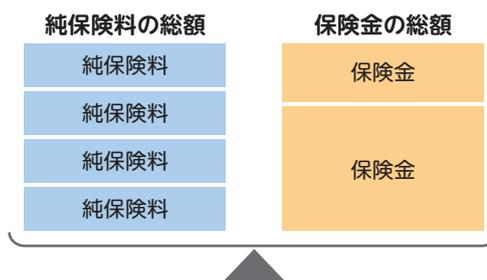
参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



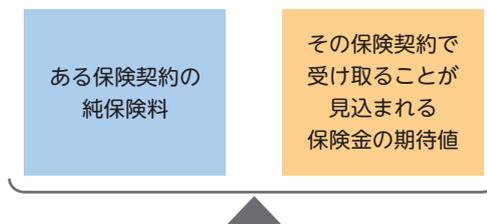
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容ごとの保険料率

← 一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、搭乗者傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

(4) 自動車保険の料率区分

← 自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

④ 支払限度額など — 保険金額など —

② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

③-1 自動車の安全性能
— 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

③-2 初度登録(検査)後の経過期間

① 自動車の種類 —用途・車種—

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

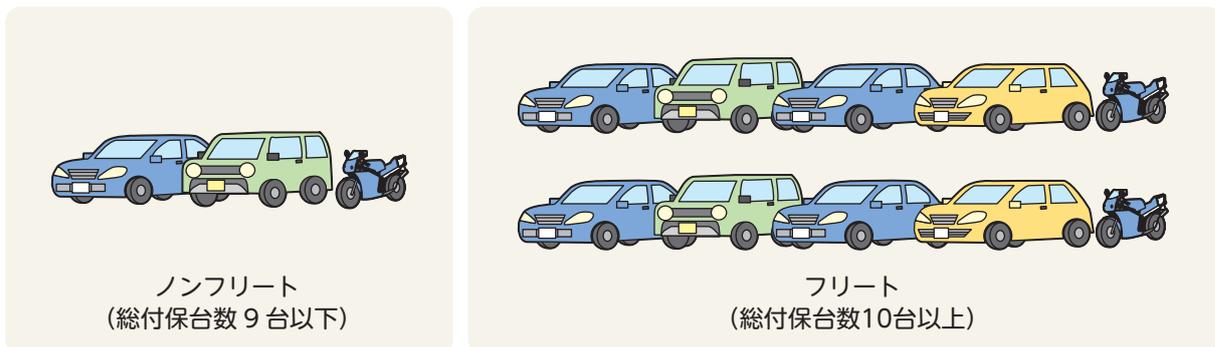
■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



② 付保台数 —ノンフリート・フリート—

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。



ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

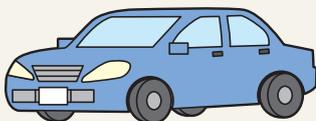
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています※。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥(P64)参照）。

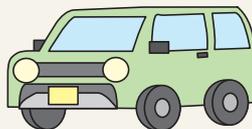
※フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

● 対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

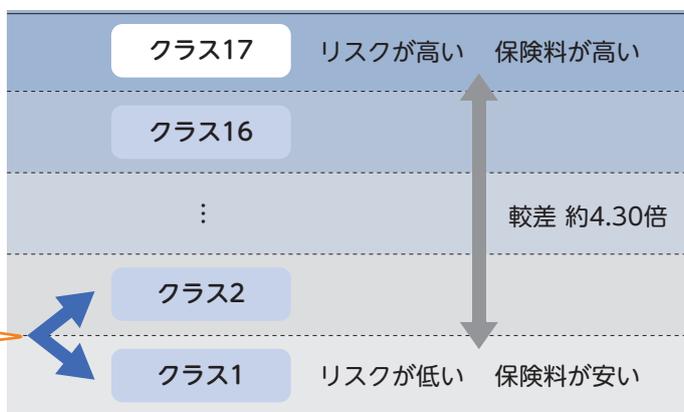


軽四輪乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用するクラスによって、自家用普通・小型乗用車は1～17の17クラス、軽四輪乗用車は1～3の3クラスに保険料率を区分しています。型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。

〈自家用普通・小型乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



〈軽四輪乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



型式

自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに合っていない型式について、リスクが低ければクラスを下げ、高ければクラスを上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしてなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、自家用普通・小型乗用車は、排気量や新車価格などに基づきクラスを決定し、軽四輪乗用車は、一律クラス2を適用します。

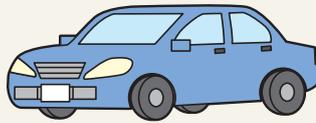
型式別料率クラスの検索

当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、次ページ「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分」に関して、各型式が『発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着有無」に応じた保険料係数の対象）の型式』であるかどうかを確認することができます。

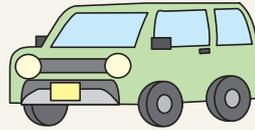
型式別料率クラス検索 (https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/) をご覧ください。

3-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

●対象用途・車種



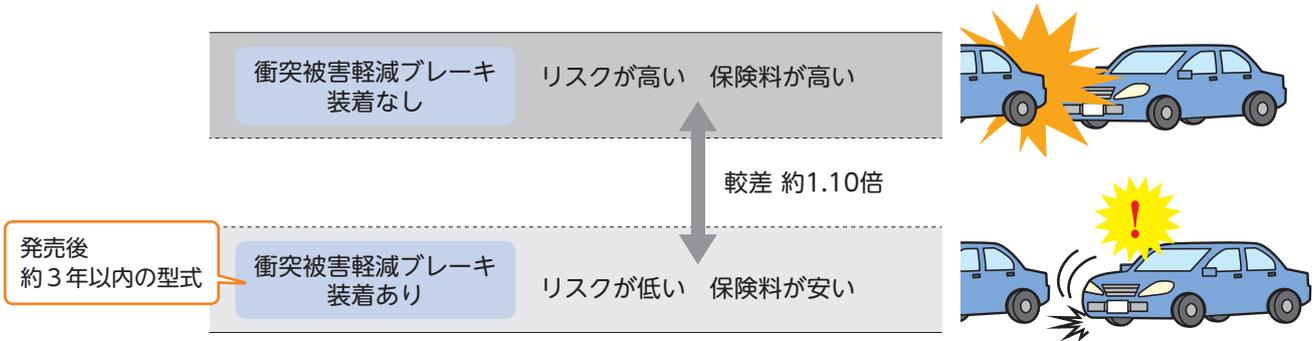
自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

衝突被害軽減ブレーキ 自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。



memo

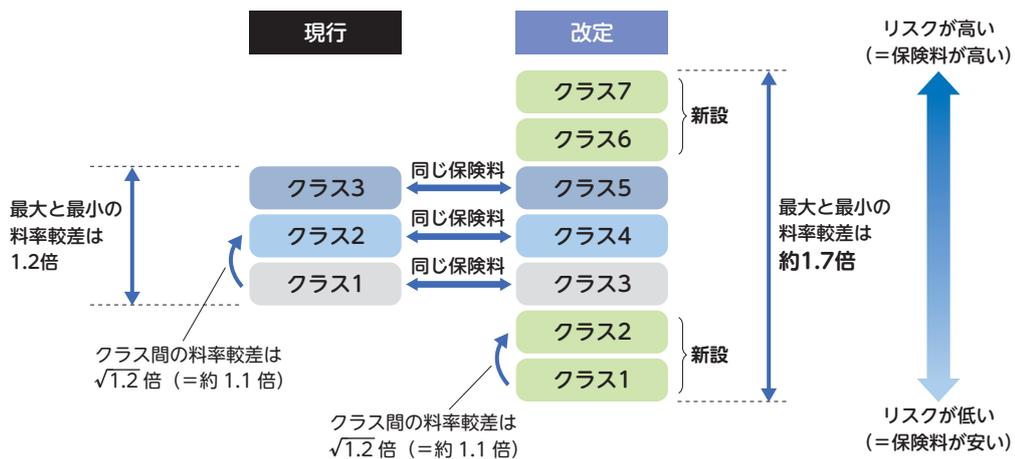
軽四輪乗用車のクラス数の拡大

軽四輪乗用車の普及拡大に伴うユーザー層の多様化や安全性能の多様化を背景に、型式別のリスク実態にも差が見られるようになりました。そのため、参考純率では2025年1月1日以降、現行の3クラスから7クラスに拡大します。

詳細は当機構ウェブサイト「自動車保険参考純率改定のご案内」をご参照ください。

https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/202306_announcement.html

■ 現行クラスと改定後クラスの保険料率の較差

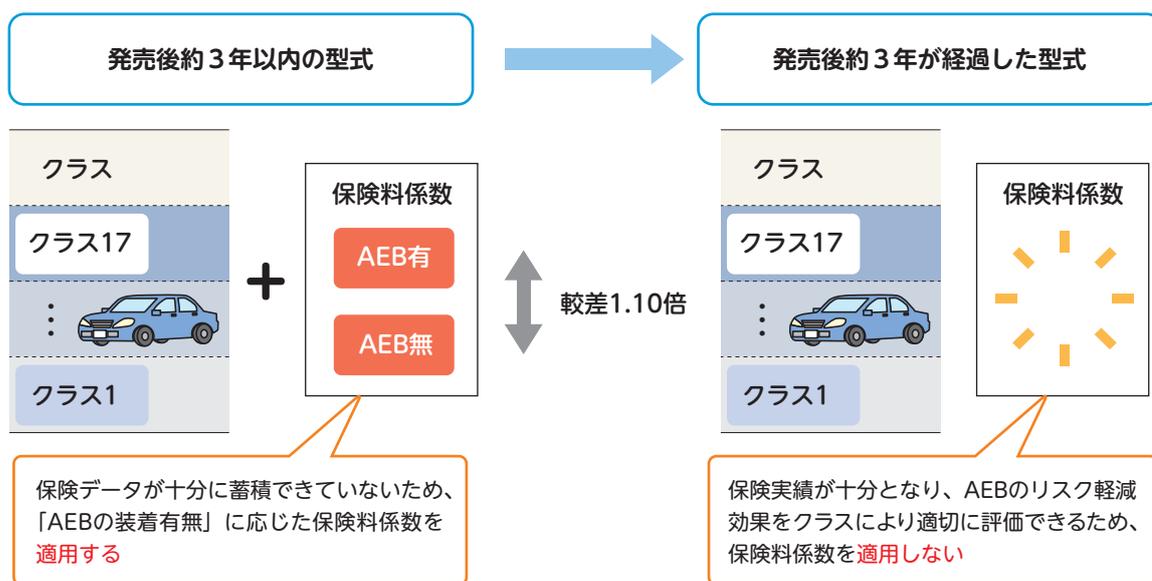


保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

■例：自家用普通・小型乗用車の場合

（軽四輪乗用車の場合、クラスは1～3の3クラスとなります。）



memo

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の作動条件

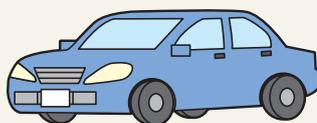
衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の作動には天候や道路条件など諸条件が影響するため、機能を過信せず正しく理解して安全運転を心掛ける必要があります。当機構ウェブサイトでは、関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

「衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の効果と事故防止上の注意点」

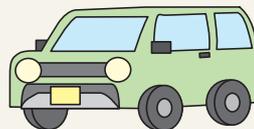
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/autonomous_car_2020.html

③-2 初度登録（検査）後の経過期間

●対象用途・車種



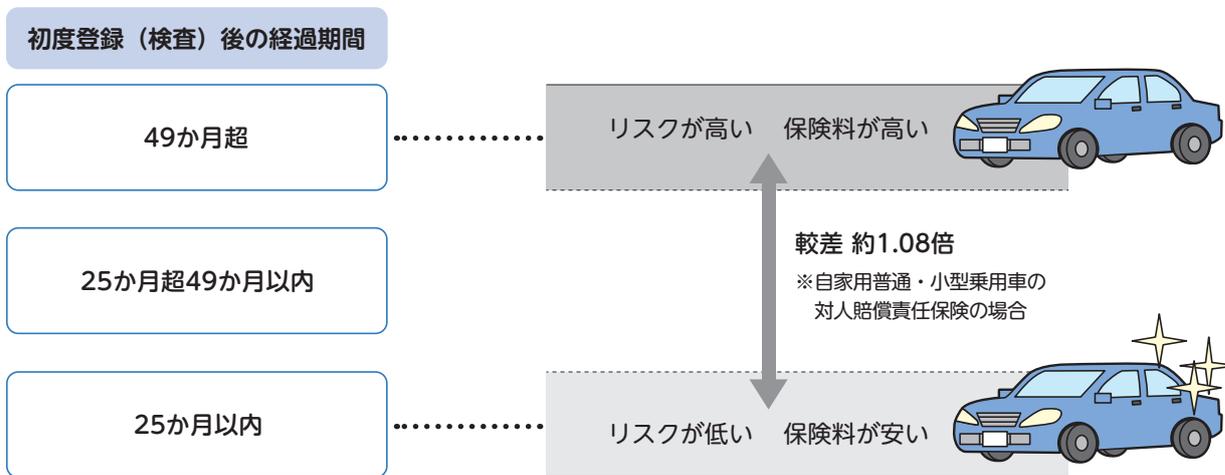
自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

車両保険以外について、初度登録（検査）後の経過期間が短いほどリスクが低い実態が見られるため、保険料率を初度登録（検査）後の経過期間により区分しています。

※初度登録（検査）後の経過期間は用途・車種、補償内容ごとに設定しています。



初度登録（検査）後の経過期間 契約している自動車は初めて国の登録（自家用普通・小型乗用車の場合）または検査（軽四輪乗用車の場合）を受けてからの期間をいいます。

④ 支払限度額など — 保険金額など —

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。



支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

- (例1) 保険金額1,000万円に対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



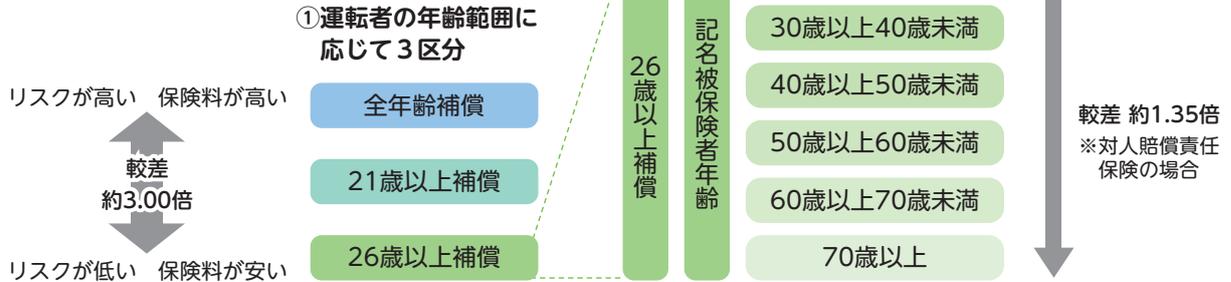
二輪自動車



原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。(特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はMEMOをご参照ください。)

- ※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
- ※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

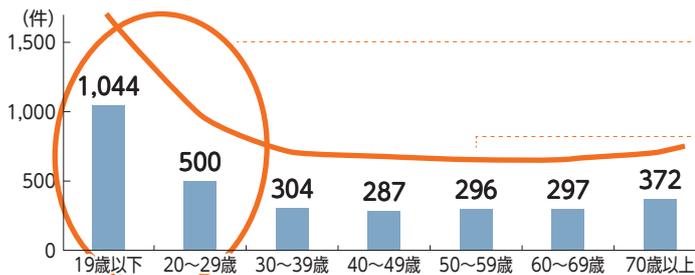


- ① 運転者の年齢範囲**
- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。
- ※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ
- ② 記名被保険者** 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

図34 2022年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



※「令和4年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成

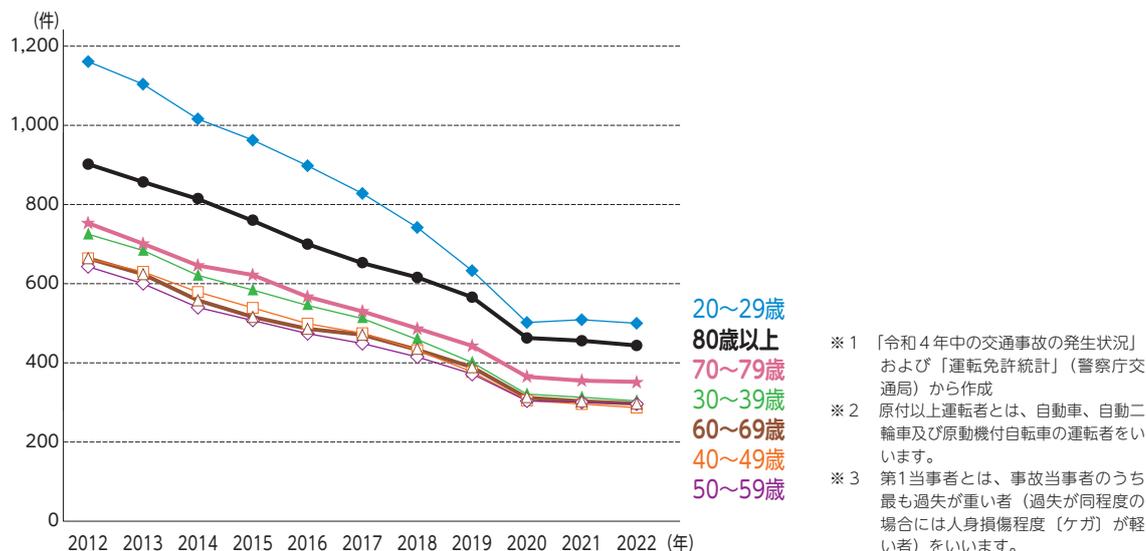
- ①若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。
- ②年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「50～59歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。

➡ 年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P126）をご参照ください。

なぜ高齢運転者はリスクが高いの？ ～高齢運転者による交通事故の実態～

高齢運転者による重大事故が報道で大きく取り上げられることもあり、高齢運転者による事故が増加しているかのような印象を受けますが、実際には、60歳以上の運転者の交通事故件数は増加している訳ではありません。高齢人口の増加の影響を除くため、運転免許保有者10万人あたりの交通事故件数でみても、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層と同様に減少傾向にあります（図35）。

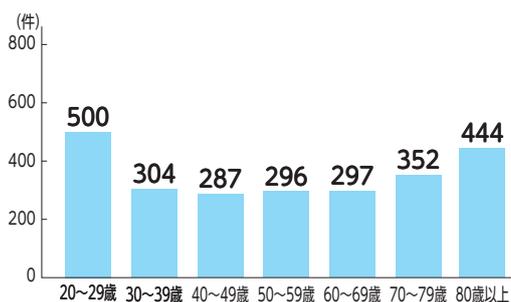
図35 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数の推移



ただ、高齢運転者の交通事故の特徴は、重大事故（死亡事故）の多さです。そのため、件数自体は減少しているものの、高齢運転者による交通事故が社会に大きなインパクトを与えています。図36のとおり、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を見ると70歳以上の集団より29歳以下の集団の件数の方が多いですが、死亡事故に限定して見ると高齢層が若年層を上回ります。

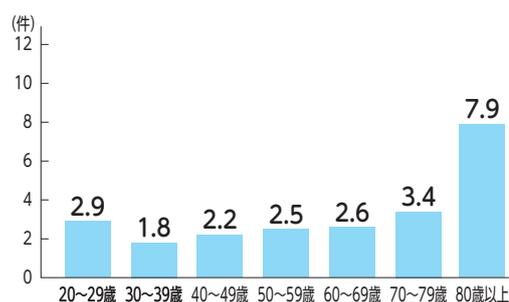
図36 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの事故件数の比較

■ 交通事故件数



※ 「令和4年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成

■ 死亡事故件数



※ 「令和4年中における交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成

当機構ウェブサイトでは、このmemoに関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

「高齢運転者による交通事故の実態」

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver.html

「高齢運転者のペダル踏み間違い事故」

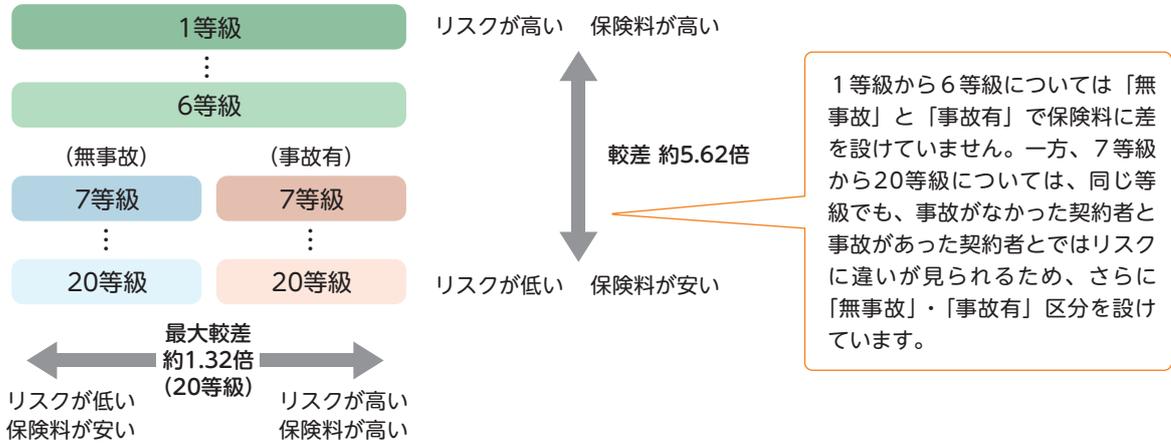
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/misstepping.html

「高齢運転者の事故が多いのはいつ？」

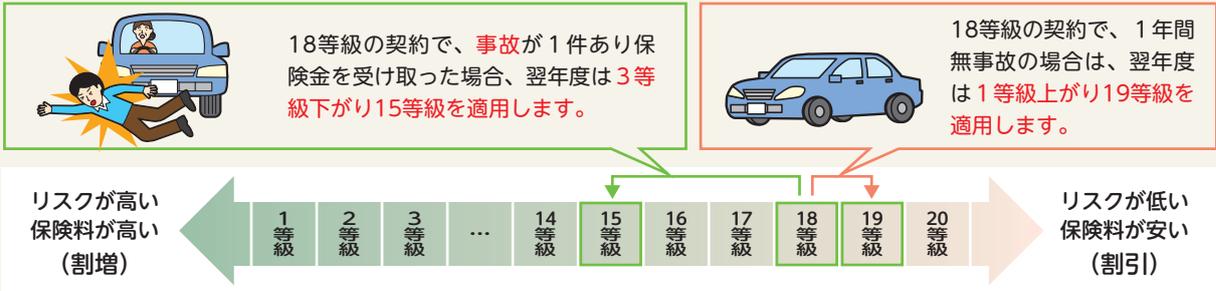
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202009.html

⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。

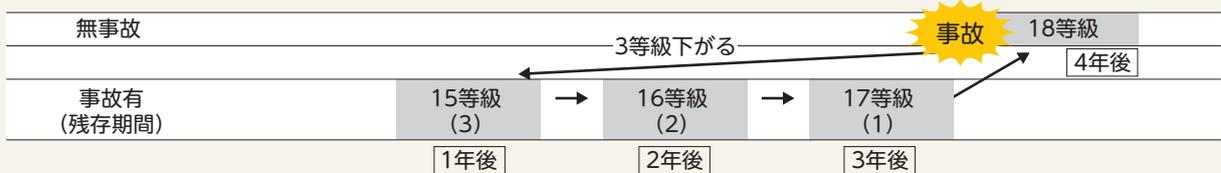


●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

3等級下がらない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ②人身傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

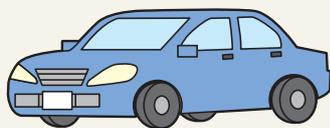
「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

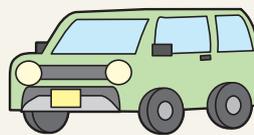
※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

● 対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

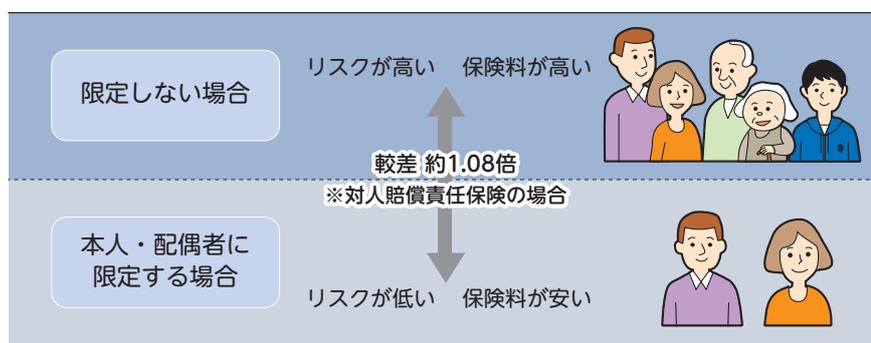


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。
※運転者限定は補償内容ごとに設定しています。



- 運転者の限定区分**
- ・ 限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
 - ・ 本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

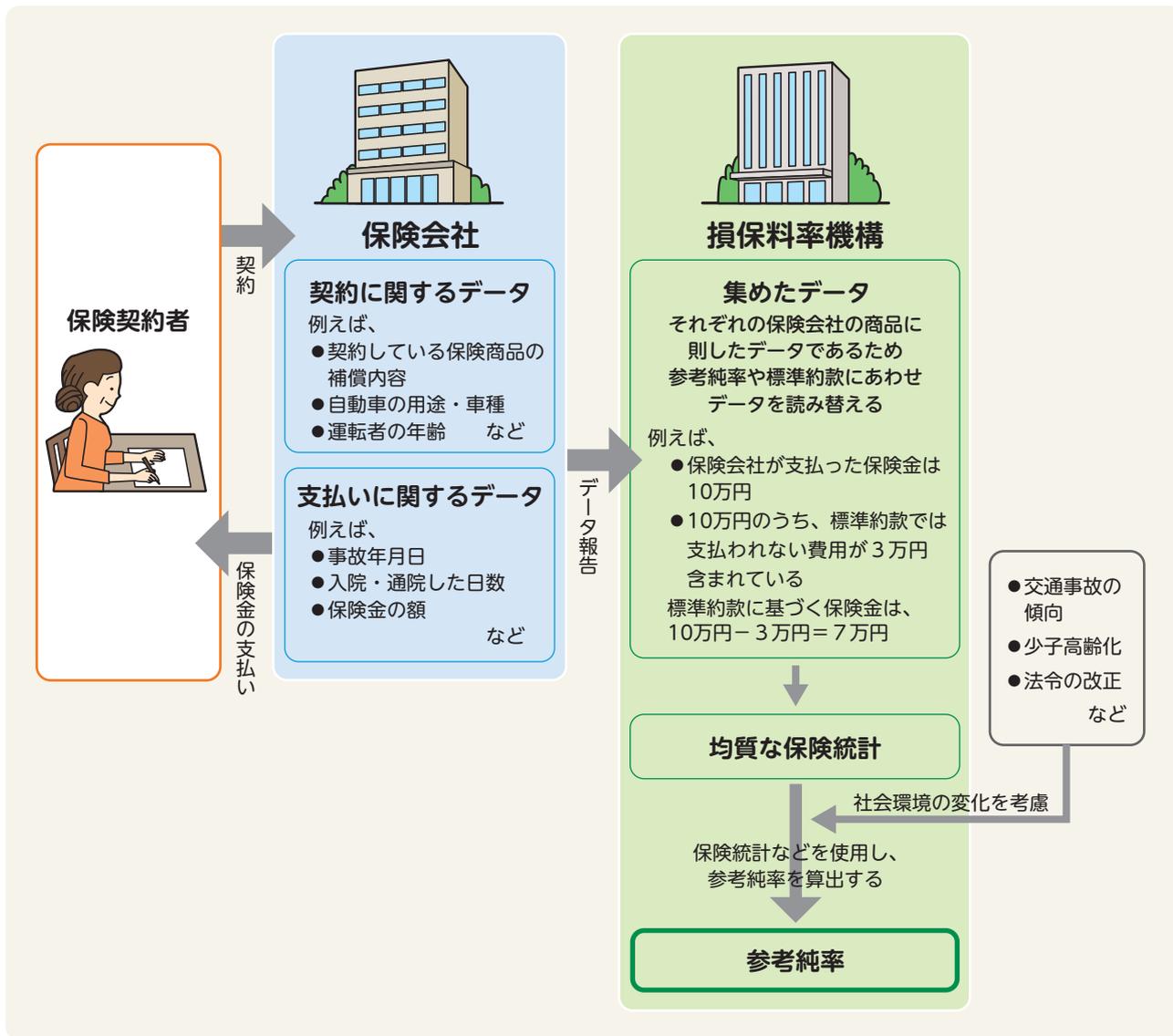
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

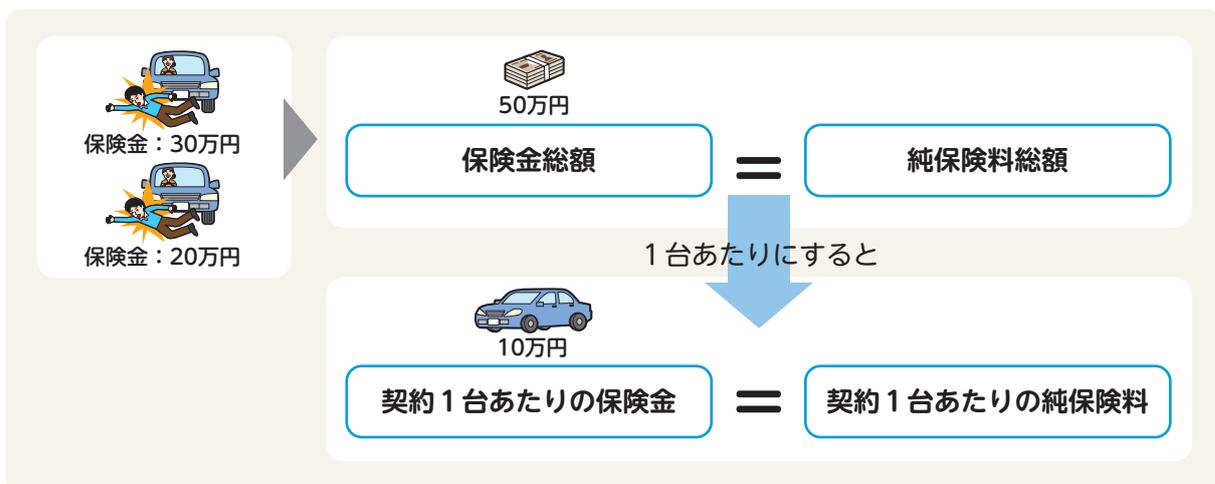
← 自動車保険参考純率

収支相等の原則（2-1(2) 保険料率の3つの原則（P55）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

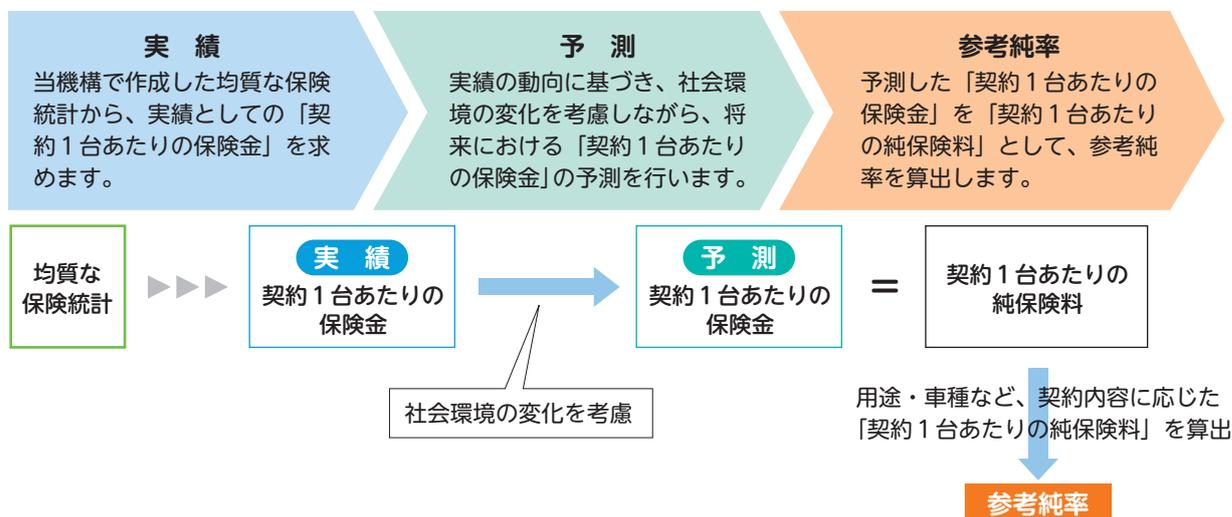
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

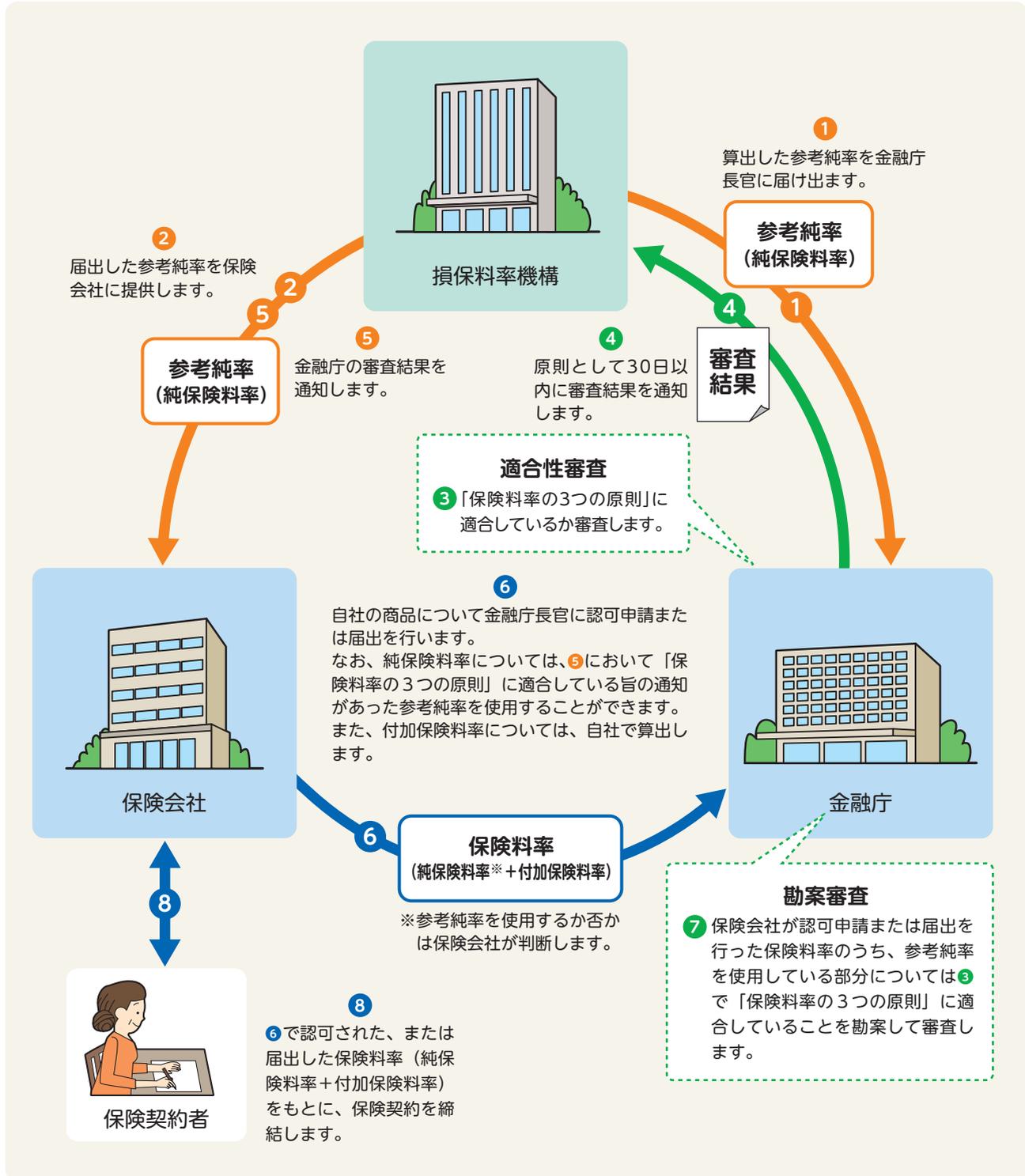
事故率
(事故が起きる確率)
保険金単価
(1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

←自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の算出後の流れ



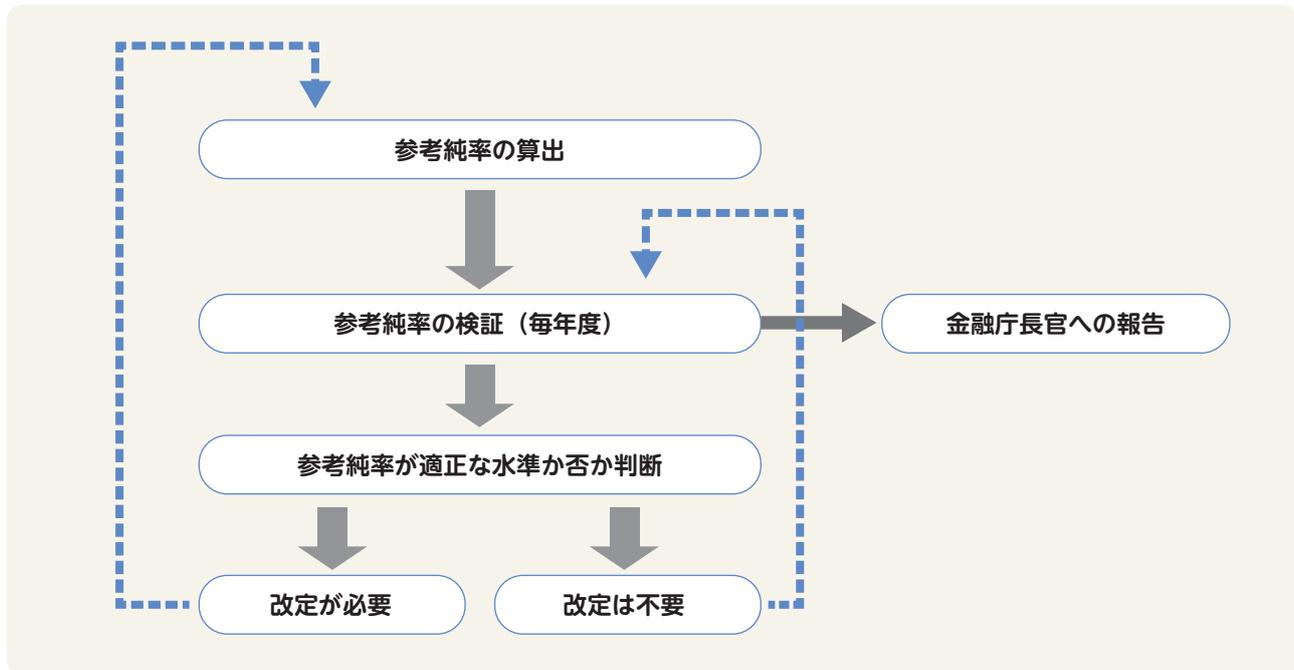
4

自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

← 自動車保険参考純率

■ 自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

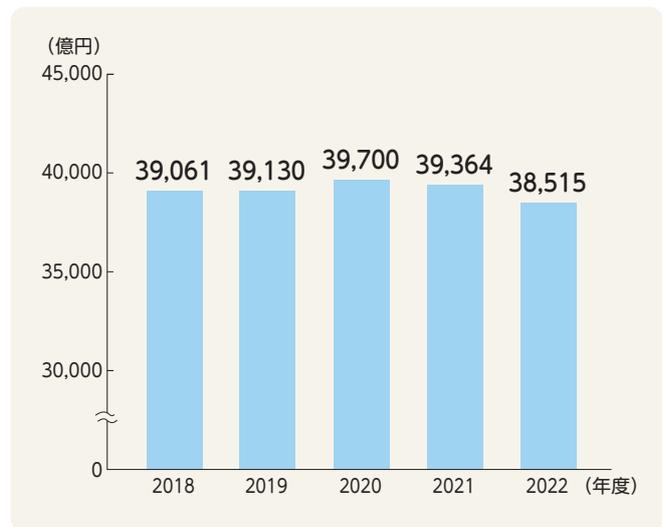
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

(1) 保険料の推移

2022年度の自動車保険の保険料は、図37のとおり3兆8,515億円となっており、前年度に比べ849億円（2.2%）の減少となりました。

図37 保険料の推移



保険料

図37、図38の「保険料」には、2①(1)自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベシスの数値です（以下、同じ）。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

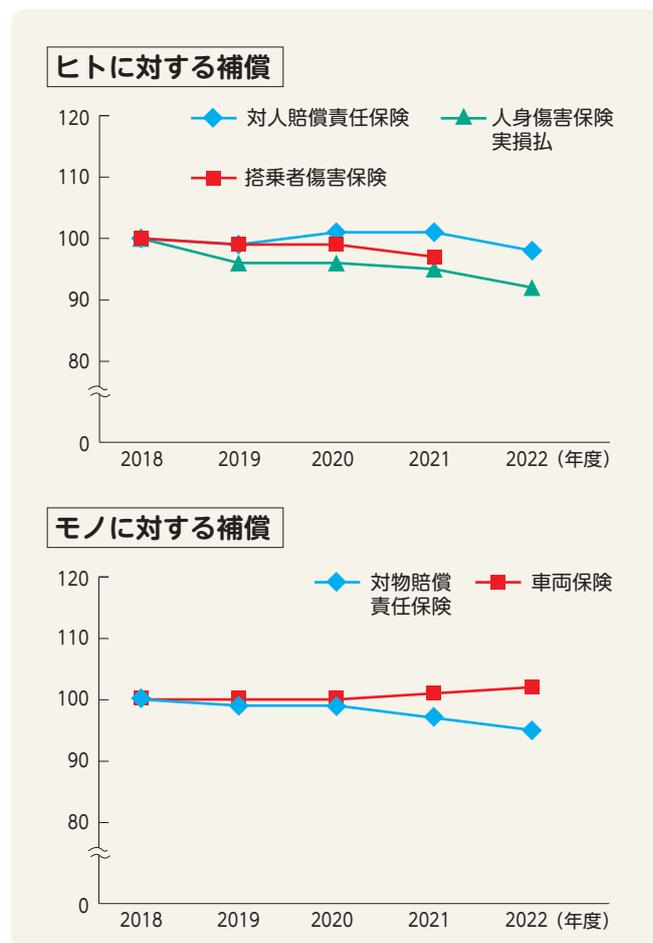
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アード・ベシス（3①(2)契約1台あたりの保険料の推移（P71）参照）」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベシス（3②(2)契約1台あたりの保険金の推移（P75）参照）」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

(2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変動したりすること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図38のとおり、車両保険を除き、概ね減少傾向で推移しています。

図38 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）（2018年度を100とした場合）



※アールド・ベシスによる数値です。

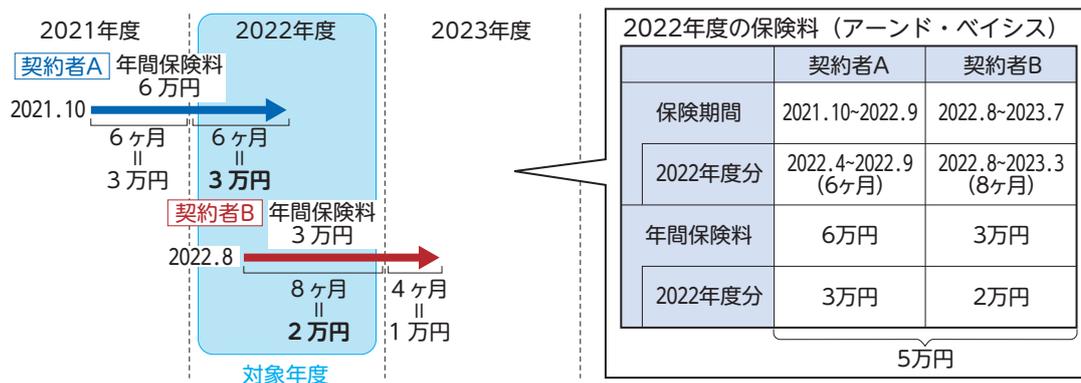
搭乗者傷害保険の数値について

2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様に契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人身傷害保険定額払」に掲載しています（以下、同じ。ただし、図38・図42では過年度の数値がないため、人身傷害保険定額払を掲載していません）。

アールド・ベシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期に関わらず、対象年度における保険期間の割合に対応した保険料のことです。

（例）契約者が2人（A・B）だとした場合の2022年度の保険料（アールド・ベシス）





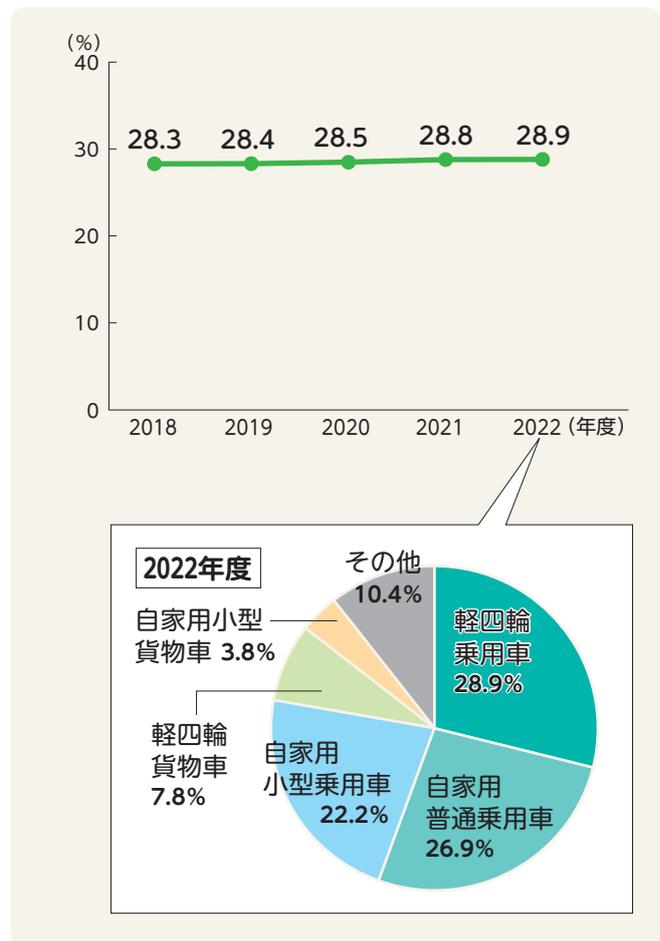
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分①（P57）参照）。

近年、図39のとおり、軽四輪乗用車が増加し、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車を超える構成割合となっています。

図39 全車種に対する軽四輪乗用車の構成割合の推移（対人賠償責任保険）

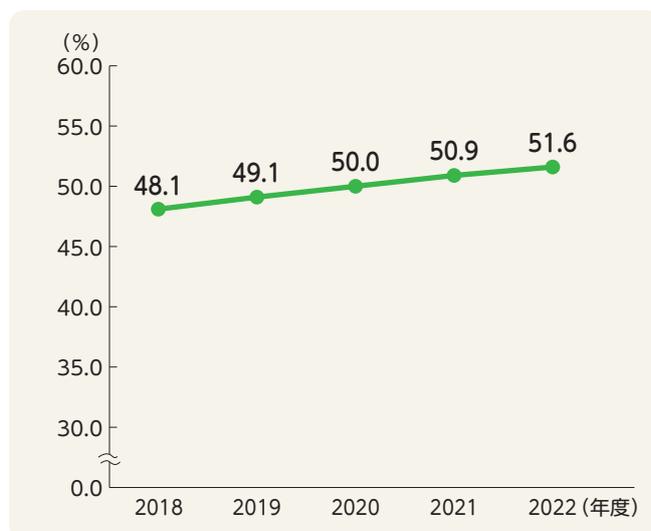


ノンフリート等級別料率制度における 20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥（P64）参照）。

ノンフリート契約者全体で見ると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図40のとおり、増加傾向で推移しており、2020年度には約5割に達しています。

図40 ノンフリート等級別料率制度における
20等級割合の推移（対人賠償責任保険）



債権法改正による影響

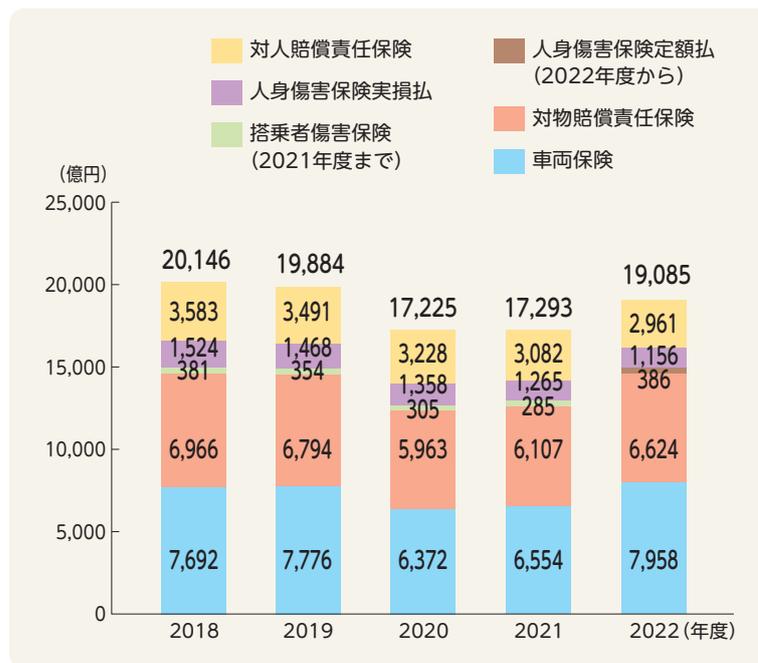
図38において、対人賠償責任保険の保険料が2020年度に増加に転じていますが、これは2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）により保険金の増加が見込まれることを受けて、各社が保険料の引き上げを行ったことが要因となっています。

2 保険金（支払い）の状況

(1) 保険金の推移

2022年度の自動車保険の保険金は、図41のとおり1兆9,085億円となりました。新型コロナウイルス感染拡大を契機に交通事故が減少した影響により、2020年度および2021年度は2019年度以前と比較すると少なくなりましたが、2022年度では2019年度に近い水準まで増加しています。

図41 保険金の推移



保険金

図41～図44の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

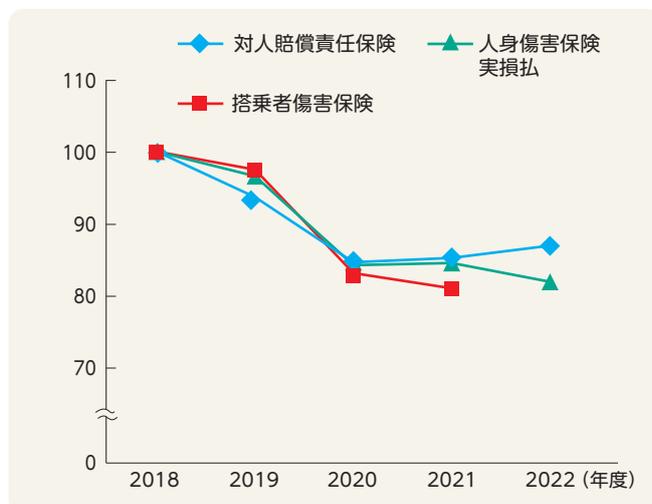
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図42のとおり概ね減少傾向で推移しており、その要因としては衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいることが挙げられます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、交通事故が減少したため、特に2020年度は大幅に減少しており、2021年度および2022年度においても2019年度以前と比較すると少なくなっています。

図42 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2018年度を100とした場合）



※インカード・ベシスによる数値です。



交通事故死傷者数の減少と契約1台あたりの保険金の推移の関係

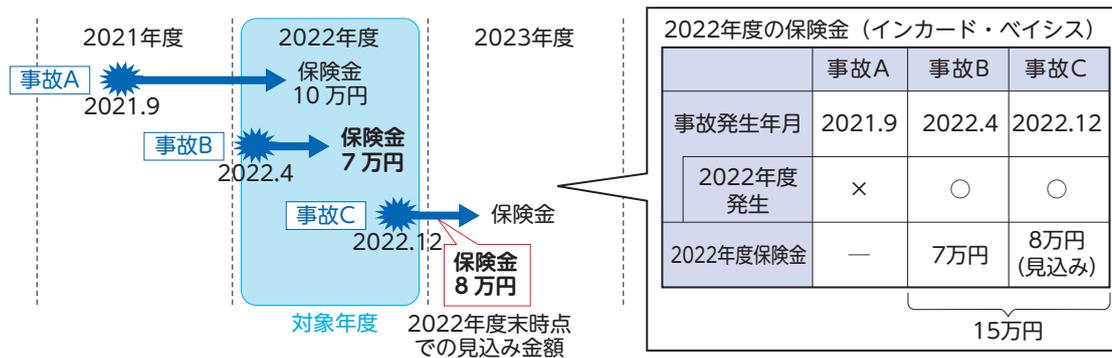
警察庁が公表する交通事故死傷者数は、2018年から2022年にかけて一貫して減少傾向が続いています（P23 図6参照）。対人賠償責任保険・人身傷害保険実損払の契約1台あたりの保険金についても、2018年度と2022年度を比較すると減少しているものの、その減少割合は、交通事故死傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部3 ②保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象であるのに対し、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれており、このような支払いの占める割合が増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2022年度の保険金（インカード・ベシス）



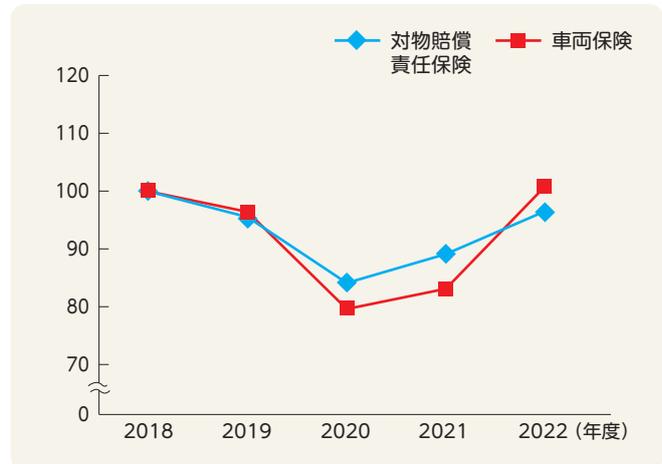
② 対物賠償責任保険・車両保険

図43のとおり、対物賠償責任保険および車両保険の契約1台あたりの保険金は、2020年度まで減少傾向となっています。減少する要因としては、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいることが挙げられます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、交通事故が減少したことを受けて、2020年度は大幅に減少しましたが、2021年度は増加に転じています。2022年度では、急激な物価上昇の影響もあり2021年度よりも増加しています（**トピックス4**（P80）参照）。

さらに、車両保険の契約1台あたりの保険金は、自然災害の影響等もあり年度ごとの変動が大きくなっています。特に、2018年度および2019年度は大規模な台風による影響、2022年度は雹による影響があった一方で、2020年度および2021年度は保険金の支払いが増加するような大規模な自然災害が少なかったため他の年度よりも低くなっています。

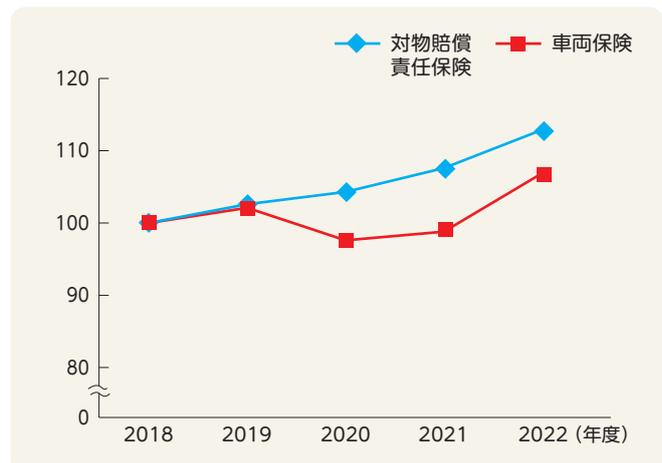
図44のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。これは保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが要因となっています（図45参照）。また、図43と同様に急激な物価上昇や大規模な自然災害の影響も受けています。

図43 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2018年度を100とした場合）



※インカード・ベースによる数値です。

図44 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2018年度を100とした場合）



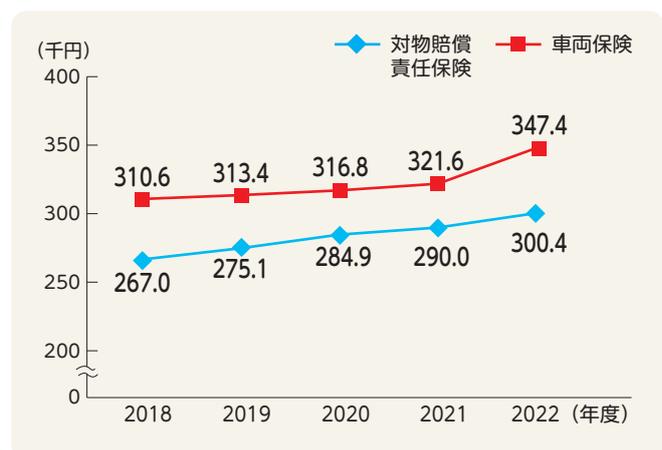
※インカード・ベースによる数値です。



支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費等）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図45のとおり増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加しているためと考えられます。なお、車両保険は図43・図44と同様に自然災害の影響を受けている関係で、2022年度の増加が大きくなっています。

図45 支払い1件あたりの修理費の推移



トピックス ③

コネクテッドカー・自動運転車の普及状況

近年の自動車技術の進化により、コネクテッドカーの普及および高度な自動運転車の市場化が進んでいます。これらに向けた当機構の取り組みを紹介します。

近年の自動車技術の進化によりコネクテッドカー（インターネットの通信機能を備えた自動車）が急速に普及しています（図46）。コネクテッドカーは、車両の状態や周囲の道路状況などの様々なデータを取得することが可能であり、事故時に自動的に緊急通報を行うシステムや、走行実績に応じて保険料が変動するテレマティクス保険、盗難時に車両の位置を追跡するシステムなどが実用化されています。

また、自動運転車の普及への取り組みも進んでいます。法制面では、自動運転に関する規定を盛り込む形で改正された道路交通法および道路運送車両法が2020年4月に施行され、公道での自動運転レベル3^{*}の走行が可能となりました。さらに、2023年4月には、限定地域における遠隔監視の無人自動運転移動サービスを想定した、自動運転レベル4の運行許可制度を盛り込んだ道路交通法が施行されました。

自動運転車の開発も行われており、2021年3月には本田技研工業株式会社が自動運転レベル3の乗用車を発売するなど、高度な自動運転レベルのサービスの実現と市場化が進んでいます（図47）。

当機構ではこのような自動車技術の進化と、それに伴う自動車保険の変化に対応すべく、自動車の走行データの収集・分析体制を構築し、今後の参考純率の商品・料率制度体系上の対応案等の検討を進めています。

※自動運転レベルについて

日本を含めた多くの国で自動運転は、レベル0（自動運転なし）、レベル1（運転支援）、レベル2（部分運転自動化）、レベル3（条件付運転自動化）、レベル4（高度運転自動化）、レベル5（完全運転自動化）の複数のレベルに分けて定義されています。なお、レベル2（部分運転自動化）については、レベル1と同様ドライバーが責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援」技術であることに注意が必要です。

図46 コネクテッドカーの新車販売台数（乗用車、商用車）

	2023年見込	2022年比	2035年予測	2022年比
日本	370万台	102.8%	390万台	108.3%
北米	1,420万台	109.2%	1,990万台	1.5倍
欧州	1,280万台	104.9%	1,930万台	1.6倍
中国	1,360万台	124.8%	2,770万台	2.5倍
その他	650万台	112.1%	2,150万台	3.7倍
合計	5,080万台	111.6%	9,230万台	2.0倍

※「コネクテッドカー・V2X・自動運転関連市場の将来展望 2023」（株式会社 富士経済）

図47 自動運転システムの市場化・サービス実現期待時期

		レベル	実現が見込まれる技術（例）	市場化等期待時期
自動運転技術 の高度化	自家用車	レベル3	高速道路での自動運転	2020年目途
		レベル4	高速道路での自動運転	2025年目途
	物流サービス用の車 (配送用トラック等)	—	高速道路でのトラックの 後続車有人隊列走行	2021年まで
		—	高速道路でのトラックの 後続車無人隊列走行	2022年度以降
		レベル4	高速道路でのトラックの 自動運転	2025年以降
	移動サービス用の車 (バス・タクシー等)	レベル4	限定地域での 無人自動運転移動サービス	2020年まで
レベル2以上		高速道路でのバスの 運転支援・自動運転	2022年以降	

※「官民 ITS 構想・ロードマップ」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議 2021年度）から作成

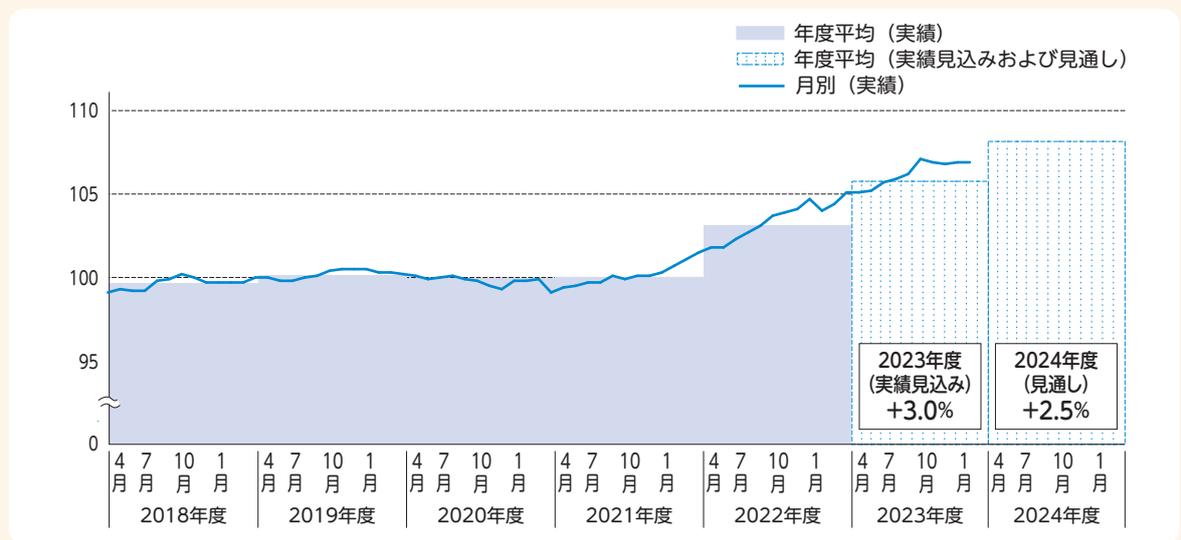
トピックス 4

急激な物価上昇による影響

昨今、世界的に物価上昇が進行しており、日本においても急激な物価上昇がみられています。この急激な物価上昇は、自動車保険にも影響を及ぼしています。

ロシアのウクライナ侵攻による資材価格の高騰や急激な円安等を背景に、日本でも急激に物価が上昇しました。図48のとおり、消費者物価指数（総合）においてもその傾向が見取れます。また、内閣府の「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」や日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2024年1月）」によると、消費者物価指数は今後も上昇が続くものと見込まれています。

図48 消費者物価指数（総合）の推移（2020年の指数を100とした場合）

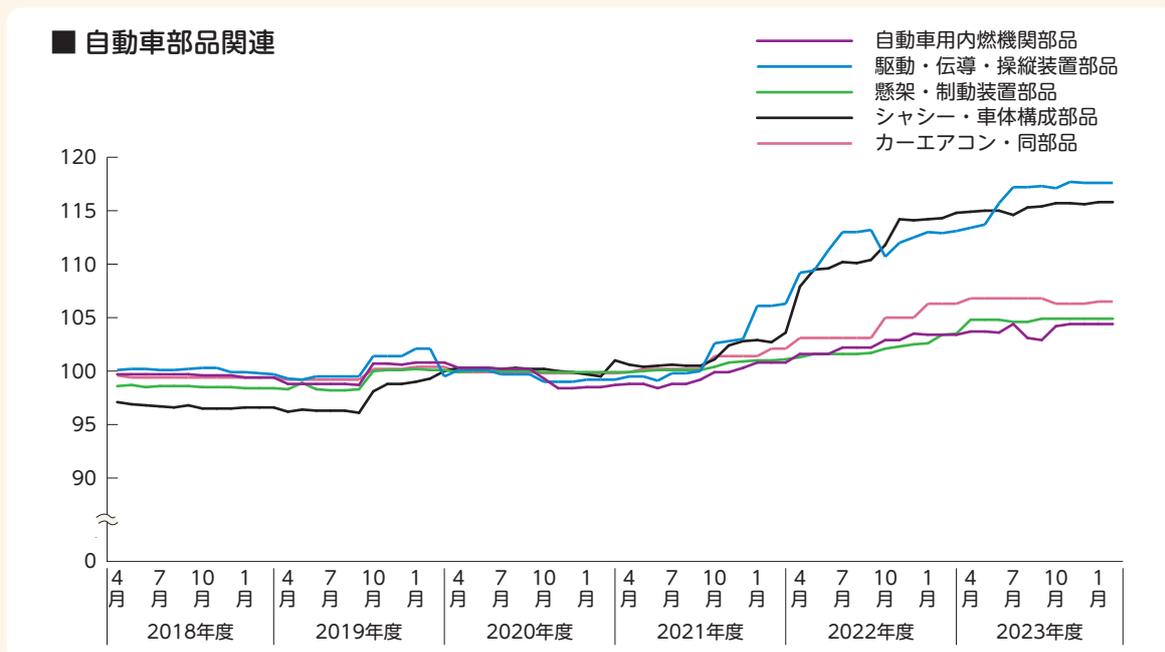


※2018年4月～2024年2月の月別推移および2018年度～2022年度の年度平均推移は、「消費者物価指数2020年基準」（総務省）から作成
 ※2023年度および2024年度の年度平均推移は、「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（内閣府）から作成

この急激な物価上昇は自動車保険にも影響を及ぼしています。主に車体価格の高騰や、自動車修理に必要な部品の価格上昇・輸送コストの上昇によって自動車保険に影響が生じています。図49のとおり、自動車部品関連の企業物価指数をみると2022年度頃から急激に上昇しており、また図50のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の部品費における認定損害額単価[※]の推移でも、2022年度で増加率が高まっています。

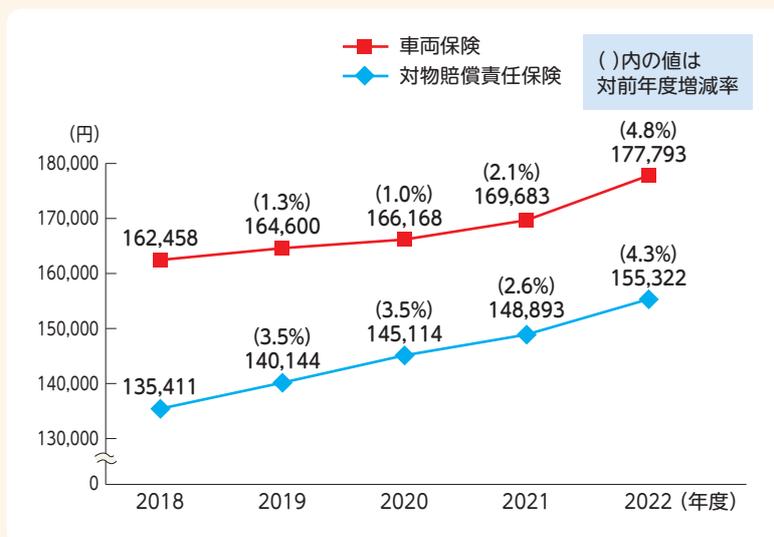
※当年度の修理費費目別認定損害額単価は第27表（P132）をご参照ください。

図49 企業物価指数（自動車部品関連）の推移（2020年の指数を100とした場合）



※「企業物価指数2020年基準」（日本銀行）から作成

図50 部品費における認定損害額単価の推移



トピックス 5

特定小型原動機付自転車の取扱いについて

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の改正により、2023年7月に原動機付自転車（以下、原付）に「特定小型原動機付自転車」（以下、特定小型原付）の区分が新設され、それ以外の原付は「一般原動機付自転車」（以下、一般原付）と定義されました。

車種	総排気量	法定速度	車種	長さ	幅	定格出力	法定速度
原付*	125cc以下 (定格出力 1kW以下)	一種： 30km/h	一般原付	特定小型原付以外の原付			
		二種： 60km/h	特定小型原付	1.9m 以下	0.6m 以下	0.60kW 以下	20km/h*

*二輪車の場合

*特例特定小型原動機付自転車に該当するものは6km/h以下で歩道走行可能

自賠責保険・自動車保険における特定小型原付の取扱いは、以下のとおりとなります。

(1) 自賠責保険基準料率について

特定小型原付とは、いわゆる電動キックボードなどの新たなモビリティ車両を対象とするもので、これらの車両は自賠責保険（共済）の付保が義務付けられています。

自賠責保険（共済）では、車両の大きさ等に応じた区分の自賠責保険料（共済掛金）が適用されています。特定小型原付は既存の原付と比較して大きさ・速度の制限が低く設定されており、リスク特性が異なる新たなモビリティであることや、2024年1月15日に開催された第147回自賠責保険審議会での審議を踏まえ、当機構は同年1月17日に特定小型原付にかかる自賠責保険基準料率の届出を行い、同年1月19日に開催された第148回自賠責保険審議会において審議が行われた結果、当機構の届出のとおり変更することが適当であるとされました。

なお、当機構が届け出た基準料率については、金融庁長官による適合性審査が同年2月28日に終了し、同年4月1日以降に保険期間が始まる契約に適用されます。

原付の基準料率の例

保険料率は、契約条件（地域、保険期間等）により異なります。主要な例を以下に示します。

●離島および沖縄県を除く地域の場合

車種		保険期間：24か月 (2年契約)	保険期間：36か月 (3年契約)	保険期間：60か月 (5年契約)
原付	一般原付	8,560円	10,170円	13,310円
	(新設) 特定小型原付	8,040円	9,400円	12,040円

参考 特定小型原付の基準料率算出の考え方

特定小型原付に関する自賠責保険（共済）の保険統計がない状況であったことから、一般原付の基準料率※に対し、定量化可能な範囲で特定小型原付とのリスク特性の差異を反映することで、特定小型原付の基準料率を算出しました。

リスク特性は、事故が起きる確率（以下、事故率）と1事故あたりの保険金（以下、保険金単価）の2つの要素に分けることができます。各々以下の考えのもと、その差異を推計しました。

※基準料率のうち、保険金の支払いに充てられる純保険料率と損害調査にかかる費用に充てられる損害調査費の部分

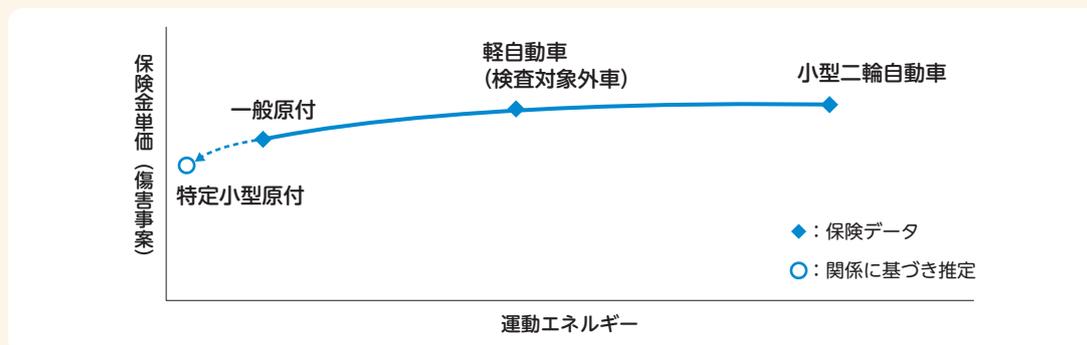
1. 事故率

特定小型原付の保有車両数が確認できないことに加え、2023年7月以降の交通事故の発生件数も勘案し、事故率については差異がないものとみなしました。

2. 保険金単価

自賠責保険（共済）における二輪車を主体とする車種3区分（小型二輪自動車、軽自動車（検査対象外車）、一般原付）の保険データを比較したところ、図51のように重量・速度（運動エネルギー）の小さい車種ほど保険金単価も小さくなる傾向が確認されました。この関係を踏まえて、一般原付と特定小型原付の重量・速度（運動エネルギー）の差異から、両者の保険金単価の差異を推定しました。

図51 保険金単価（傷害事案）と運動エネルギーの関係



(2) 自動車保険参考純率について

現在の自動車保険参考純率における用途・車種の枠組みでは、原付と同じ料率が適用されています※。当機構では特定小型原付の参考純率での取扱いについても検討を進めています。

※自動車保険参考純率上の用途・車種「原動機付自転車」の定義は、道路運送車両法上の「原動機付自転車」の定義に準拠しています。特定小型原付は道路運送車両法上の「原動機付自転車」の一部に含まれるため、参考純率において特段の手当を講じない場合には、特定小型原付に対しては既存の原付一種・二種などと同じ料率が適用されることとなります。

新たな交通ルールについては、警察庁ウェブサイト「特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について」(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>)をご参照ください。

トピックス ⑥

ビッグモーター社における保険金の不正請求

中古車販売会社のビッグモーター社（株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナデン）において、損害保険会社に対し保険金の不正請求が行われていたことが発覚しました。

（１）保険金不正請求等の概要

ビッグモーター社は自動車の損傷を故意に拡げる、また、不必要な部品交換や実施していない部品交換を行ったように偽装するなどして、損害保険会社に対し保険金の水増し請求を行っていたことがわかりました。

関東財務局は立入検査において認められた状況を踏まえ、2023年11月30日をもってビッグモーター社の損害保険代理店登録を取消す行政処分を行う旨の命令を2023年11月24日に発出しています※¹。

※¹ 財務省 関東財務局：https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekt_cnt_20231120001.html「株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス及び株式会社ビーエムハナデンに対する行政処分について」

（２）損害保険業界における主な動きおよび今後の動向

損害保険会社各社は、希望者のノンフリート等級を暫定的に訂正、専用相談窓口の設置、無料の安全性点検の実施など、被害を受けた保険契約者への対応を表明しました。引き続き、全容解明に向けた調査、および契約者の被害回復に向けた対応や再発防止に向けた取り組みが行われていきます。

また、日本損害保険協会ではウェブサイトに特設ページを開設しています※²。実態把握や原因分析、再発防止策など業界として取り組むべき事項が検討および実施されています。これらの取り組みの状況はウェブページに掲載されており、ノンフリート等級の訂正を円滑に進めるための方策や、日本損害保険協会における不正請求対策事業の検証結果、不正請求の手口および対策例などについてまとめられています。

当機構においても、2023年8月4日、ビッグモーター社の不適切な保険金請求に関する対応についての見解をウェブサイトに掲載しました※³。ビッグモーター社の不適切な保険金請求に関する保険データの報告を保険会社に求め、その結果から影響値を作成し、公表しております※⁴。

※² 一般社団法人日本損害保険協会：<https://www.sonpo.or.jp/news/big/index.html>「ビッグモーター社による不適切な保険金請求に関する会員会社のお知らせ」

※³ 「ビッグモーター社の不適切な保険金請求に関する弊機構の対応について」
<https://www.giroj.or.jp/news/2023/20230804.html>

※⁴ 「ビッグモーター社の保険金不正請求による自動車保険参考純率への影響について」
<https://www.giroj.or.jp/news/2023/pdf/20240326.pdf>

第Ⅳ部

くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表	自賠責保険収支の推移	86
第2表	自賠責保険車種別収支〈2022年度〉	88
第3表	自賠責保険都道府県別収支〈2022年度〉	90
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	92
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2023年3月末〉	93
第6表	自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移	94
第7表	自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2022年度〉	95
第8表	自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2022年度〉	96
第9表	自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2022年度〉	97
第10表	自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2022年度〉	98
第11表	自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2022年度〉	99
第12表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2022年度〉	100

2 自動車保険統計

第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2022年度〉	102
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2022年度〉	106
第15表	任意自動車保険 人傷実損払保険金種類別統計表〈2022年度〉	108
第16表	任意自動車保険 人傷定額払保険金種類別統計表〈2022年度〉	110
第17表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈2022年度〉	112
第18表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2023年3月末〉	114
第19表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2023年3月末〉	116
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	118
第21表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2022年度〉	120
第22表	任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2022年度〉	122
第23表	任意自動車保険 人傷実損払保険金額別契約構成表〈2022年度〉	124
第24表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2022年度〉	126
第25表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2022年度〉	128
第26表	任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2022年度〉	130
第27表	任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2022年度〉	132

3 関連情報

I 共済関係

第28表	自賠責共済収支の推移	134
第29表	自賠責共済都道府県別収支〈2022年度〉	136
第30表	自動車共済 補償種目別収支の推移	138
第31表	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2023年3月末〉	139

II 交通事故関係

第32表	交通事故発生状況の推移	140
第33表	都道府県別交通事故発生状況〈2022年〉	141
第34表	事故類型別交通事故件数の推移	142
第35表	年齢層別死者数の推移	142
第36表	状態別死者数の推移	143
第37表	警察統計の死者数の推移	143
第38表	車種別道路交通法違反取締り件数〈2022年〉	144
第39表	救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	144
第40表	男女別運転免許保有者数の推移	145
第41表	年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2021年・2022年〉	146
第42表	交通事故高額賠償判決例（人身事故）	147
第43表	交通事故高額賠償判決例（物件事故）	148

III 自動車保有登録関係

第44表	車種別自動車保有車両数の推移	150
第45表	都道府県別自動車保有車両数〈2023年3月末〉	152
第46表	新車登録台数の推移	153
第47表	車種別平均使用年数の推移	153

IV 法令関係

第48表	後遺障害等級表	154
------	---------	-----

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死	亡
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1990	34,404,028	1,217,597,602	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△0.2)	1,025,949,786 (△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373 (1.8)	1,047,243,538 (2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675 (0.2)	975,407,360 (△6.9)	3,481	84,175,617
2018	39,310,818 (0.0)	976,001,603 (0.1)	3,264	78,847,730
2019	39,044,153 (△0.7)	967,360,228 (△0.9)	3,173	76,685,969
2020	39,404,281 (0.9)	811,259,159 (△16.1)	2,930	70,539,221
2021	39,182,750 (△0.6)	751,078,356 (△7.4)	2,719	68,451,084
2022	39,570,968 (1.0)	762,025,788 (1.5)	2,503	60,641,167

- ※1 1991年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円 %		
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253		1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382		1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619		1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747		1985
895,170	523,568,377	906,227	742,913,545		1990
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)		1991
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)		1992
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)		1993
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)		1994
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)		1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)		1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)		1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)		1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)		1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)		2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)		2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)		2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (0.0)		2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)		2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)		2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)		2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)		2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)		2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)		2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)		2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)		2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)		2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)		2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)		2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 (0.2)	794,811,925 (△0.2)		2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)		2016
1,119,111	666,774,709	1,122,592 (△1.5)	750,950,326 (△2.6)		2017
1,082,458	643,249,783	1,085,722 (△3.3)	722,097,513 (△3.8)		2018
1,006,272	604,109,258	1,009,445 (△7.0)	680,795,227 (△5.7)		2019
843,424	536,543,394	846,354 (△16.2)	607,082,615 (△10.8)		2020
786,603	491,744,362	789,322 (△6.7)	560,195,446 (△7.7)		2021
790,200	472,448,418	792,703 (0.4)	533,089,584 (△4.8)		2022

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第2表 自賠責保険車種別収支〈2022年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	199,943	5,057,555	27	617,650	
2	乗用自動車	営業用	190,033	13,430,760	46	1,282,531
3		自家用	17,303,956	349,376,251	905	22,183,576
4	普通貨物	営業用	1,007,836	27,437,214	266	6,936,563
5	自動車	自家用	1,308,216	26,949,677	117	2,753,663
6	小型貨物	営業用	65,418	1,221,678	11	304,718
7	自動車	自家用	2,797,086	41,392,253	136	3,386,465
8	小型二輪および軽自動車		14,094,653	269,808,080	885	20,456,714
9	特殊および緊急自動車		405,145	3,392,567	26	722,297
10	商品自動車		42,155	544,441	0	1,158
11	特種用途自動車		382,840	6,084,273	41	1,040,875
12	被けん引自動車		216,872	1,138,522	1	23,000
13	原動機付自転車		1,556,815	16,192,516	42	931,957
14	合 計	39,570,968	762,025,788	2,503	60,641,167	

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷害および後遺障害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
5,271	2,984,068	5,298	3,601,717	1
19,089	11,352,265	19,135	12,634,796	2
375,316	220,866,098	376,221	243,049,674	3
22,624	16,983,125	22,890	23,919,688	4
14,920	9,950,943	15,037	12,704,606	5
1,401	939,513	1,412	1,244,232	6
39,712	25,104,771	39,848	28,491,236	7
289,780	170,606,273	290,665	191,062,987	8
1,497	1,178,833	1,523	1,901,130	9
257	149,036	257	150,194	10
4,340	2,880,664	4,381	3,921,539	11
2	1,903	3	24,903	12
15,991	9,450,927	16,033	10,382,883	13
790,200	472,448,418	792,703	533,089,584	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2022年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北 海 道	1,751,766	33,947,197	30,334	19,342,625
青 森	485,157	9,508,210	5,147	3,305,525
岩 手	453,851	8,883,843	4,581	2,642,911
宮 城	822,464	16,028,424	13,792	8,858,366
秋 田	303,426	5,964,218	3,275	1,793,359
山 形	409,460	8,014,366	5,374	3,104,104
福 島	721,082	14,065,637	10,887	6,663,680
茨 城	1,261,763	24,538,596	24,256	17,033,486
栃 木	828,438	16,130,705	15,706	10,287,870
群 馬	839,269	16,466,473	19,960	14,263,620
埼 玉	2,104,076	40,720,763	44,844	31,242,337
千 葉	1,850,543	35,791,430	38,673	28,517,517
東 京	2,255,779	44,175,394	51,900	36,435,538
神 奈 川	2,128,994	40,280,309	42,720	31,088,603
新 潟	877,445	17,076,687	11,032	6,083,712
富 山	434,993	8,517,148	7,004	4,034,468
石 川	445,676	8,773,993	7,988	4,313,319
福 井	319,117	6,266,758	5,809	3,384,962
山 梨	321,436	6,259,645	6,159	3,806,679
長 野	859,639	16,848,561	11,976	7,758,329
岐 阜	820,630	15,979,598	16,925	11,191,605
静 岡	1,454,795	28,098,695	29,324	19,900,743
愛 知	2,663,761	51,973,693	54,523	34,828,798
三 重	724,334	14,099,600	13,900	9,943,310

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋賀	499,263	9,758,458	10,325	6,301,640
京都	723,205	13,908,963	17,159	12,278,823
大阪	2,095,061	39,881,980	54,698	39,687,076
兵庫	1,537,357	29,545,202	34,262	24,921,970
奈良	406,277	7,869,435	9,092	6,107,624
和歌山	357,423	6,857,523	7,615	5,150,503
鳥取	213,894	4,232,977	3,117	1,632,282
島根	196,812	3,915,458	2,423	1,309,208
岡山	747,167	14,630,701	17,554	10,190,455
広島	940,236	18,322,250	18,809	12,252,753
山口	480,962	9,455,007	8,374	4,964,935
徳島	297,565	5,776,855	6,890	4,388,443
香川	377,633	7,355,894	9,385	5,995,373
愛媛	481,690	9,234,375	10,158	6,756,192
高知	220,553	4,261,716	3,176	2,183,321
福岡	1,652,981	32,117,000	44,365	31,646,709
佐賀	294,028	5,757,293	6,601	4,421,404
長崎	393,295	7,656,059	7,651	5,055,575
熊本	662,624	12,865,255	14,330	8,870,005
大分	403,841	7,892,072	7,757	4,981,483
宮崎	335,531	6,597,994	6,406	4,331,833
鹿児島	494,548	9,586,268	7,756	5,067,912
沖縄	504,199	5,227,793	7,894	4,038,130
離島	116,929	909,317	817	730,467
合 計	39,570,968	762,025,788	792,703	533,089,584

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890
2018	4,979	751	5,730
2019	4,863	713	5,575
2020	4,853	690	5,542
2021	4,873	669	5,542
2022	4,872	649	5,520

※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。

※2 1970年度は、沖縄県を含みません。

※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。

※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2023年3月末）

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合計	
	付保台数	台	加入台数	台	付保・加入台数	台
北海道	48,619	台	5,786	台	54,405	台
青森	18,503		5,948		24,451	
岩手	22,516		9,367		31,883	
宮城	57,623		6,334		63,957	
秋田	9,784		4,941		14,725	
山形	16,701		6,715		23,416	
福島	33,208		8,968		42,176	
茨城	73,842		6,944		80,786	
栃木	46,471		8,049		54,520	
群馬	44,057		7,546		51,603	
埼玉	261,023		20,482		281,505	
千葉	218,273		9,245		227,518	
東京都	430,946		10,455		441,401	
神奈川県	520,719		25,369		546,088	
新潟	46,361		11,653		58,014	
富山	13,391		2,410		15,801	
石川	18,023		2,717		20,740	
福井	11,028		1,932		12,960	
山梨	28,345		15,427		43,772	
長野	45,473		17,525		62,998	
岐阜	37,716		6,174		43,890	
静岡県	163,014		24,825		187,839	
愛知	199,274		31,993		231,267	
三重	60,960		13,546		74,506	
滋賀	50,156		11,691		61,847	
京都	227,512		10,686		238,198	
大阪	577,574		15,216		592,790	
兵庫	297,051		23,550		320,601	
奈良	78,169		24,568		102,737	
和歌山	88,462		31,665		120,127	
鳥取	9,481		2,273		11,754	
島根	10,697		7,695		18,392	
岡山	75,196		16,427		91,623	
広島	167,980		24,591		192,571	
山口	36,925		12,417		49,342	
徳島	33,735		6,429		40,164	
香川県	45,730		9,481		55,211	
愛媛	106,123		27,094		133,217	
高知	42,194		16,138		58,332	
福岡	186,806		23,897		210,703	
佐賀	20,445		7,233		27,678	
長崎	62,433		10,329		72,762	
熊本	82,994		14,348		97,342	
大分	37,987		12,205		50,192	
宮崎	25,163		13,711		38,874	
鹿児島	53,798		19,145		72,943	
沖縄	95,227		16,359		111,586	
離島	33,993		27,129		61,122	
合計	4,871,701		648,628		5,520,329	

※1 自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※2 付保台数および加入台数は、2023年3月末現在の有効契約台数です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
北海道	44,447	100	43,595	98	35,107	79	32,316	73	33,245	75
青森	7,876	100	7,338	93	6,178	78	5,702	72	5,074	64
岩手	7,151	100	6,453	90	5,747	80	4,871	68	4,535	63
宮城	26,547	100	24,615	93	22,983	87	20,321	77	19,609	74
秋田	6,466	100	5,450	84	4,702	73	4,264	66	3,996	62
山形	9,322	100	7,952	85	6,709	72	6,014	65	5,836	63
福島	17,915	100	16,116	90	13,693	76	12,226	68	11,560	65
茨城	34,684	100	32,397	93	27,713	80	24,868	72	24,868	72
栃木	24,735	100	23,419	95	19,946	81	17,746	72	17,167	69
群馬	30,889	100	28,616	93	24,517	79	22,405	73	23,029	75
埼玉	56,129	100	51,919	92	43,485	77	41,038	73	41,058	73
千葉	47,826	100	45,355	95	37,387	78	35,143	73	35,093	73
東京都	159,636	100	150,144	94	126,031	79	125,740	79	134,116	84
神奈川県	58,131	100	55,257	95	48,015	83	45,752	79	40,767	70
新潟	16,811	100	15,043	89	12,895	77	11,808	70	10,921	65
富山	10,250	100	9,356	91	7,727	75	6,782	66	6,926	68
石川	12,287	100	11,355	92	9,057	74	8,381	68	8,644	70
福井	9,117	100	7,960	87	6,328	69	5,883	65	5,893	65
山梨	10,285	100	9,342	91	7,898	77	7,147	69	7,056	69
長野	17,950	100	16,500	92	13,942	78	12,487	70	12,732	71
岐阜	23,953	100	22,448	94	18,130	76	17,365	72	16,994	71
静岡	43,517	100	40,916	94	34,827	80	31,164	72	29,816	69
愛知	90,903	100	82,877	91	71,040	78	66,630	73	66,014	73
三重	20,747	100	20,000	96	16,841	81	15,204	73	14,754	71
滋賀	13,258	100	12,119	91	10,025	76	9,426	71	9,642	73
京都	24,030	100	23,525	98	20,252	84	18,353	76	18,563	77
大阪	108,596	100	105,853	97	92,471	85	90,762	84	95,052	88
兵庫	47,524	100	44,732	94	37,149	78	34,897	73	34,538	73
奈良	12,950	100	11,937	92	10,257	79	9,354	72	9,064	70
和歌山	11,973	100	10,965	92	9,574	80	8,792	73	8,396	70
鳥取	4,546	100	4,441	98	3,497	77	3,200	70	2,984	66
島根	4,411	100	4,356	99	4,094	93	3,823	87	3,887	88
岡山	26,786	100	26,075	97	22,413	84	19,479	73	18,990	71
広島	30,271	100	28,659	95	24,267	80	21,623	71	22,306	74
山口	13,502	100	12,608	93	10,705	79	9,823	73	9,422	70
徳島	10,091	100	10,083	100	8,542	85	7,633	76	7,627	76
香川	15,188	100	14,422	95	12,625	83	11,163	73	10,855	71
愛媛	16,036	100	15,746	98	13,758	86	12,208	76	11,688	73
高知	5,680	100	5,896	104	5,081	89	4,328	76	4,167	73
福岡	75,621	100	72,446	96	59,983	79	57,954	77	57,586	76
佐賀	9,496	100	9,547	101	8,391	88	7,449	78	6,980	74
長崎	12,838	100	12,026	94	10,321	80	9,312	73	9,356	73
熊本	20,751	100	19,946	96	16,571	80	15,179	73	15,430	74
大分	11,367	100	11,037	97	9,405	83	8,665	76	8,499	75
宮崎	10,988	100	11,349	103	9,677	88	8,540	78	8,331	76
鹿児島	12,418	100	12,391	100	11,102	89	9,974	80	9,278	75
沖縄	11,947	100	12,172	102	10,679	89	9,087	76	8,922	75
合計	1,297,842	100	1,226,754	95	1,041,737	80	972,281	75	971,266	75

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2018年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2022年度）

都道府県	総診療費	件数	平均診療費		診療期間	診療実日数
			円	指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	7,106,019	32,682	217,429	87	67.8	14.9
青森	1,231,415	5,547	221,997	89	51.7	14.2
岩手	1,023,743	5,116	200,106	80	50.4	11.2
宮城	3,314,475	15,119	219,226	88	73.5	16.7
秋田	777,555	4,202	185,044	74	52.5	11.4
山形	1,292,301	6,155	209,960	84	61.0	14.9
福島	2,511,011	12,511	200,704	80	56.9	15.0
茨城	6,245,625	25,223	247,616	99	76.7	19.6
栃木	4,139,353	17,225	240,311	96	69.2	17.4
群馬	5,580,493	21,983	253,855	102	76.6	23.1
埼玉	11,246,373	45,792	245,597	98	74.9	18.2
千葉	10,384,224	39,708	261,515	105	76.1	18.6
東京都	14,151,573	53,956	262,280	105	77.7	17.8
神奈川県	12,448,546	43,649	285,197	114	81.9	19.5
新潟	2,389,072	11,799	202,481	81	58.3	13.5
富山	1,263,871	7,398	170,840	68	43.0	10.0
石川	1,296,877	8,363	155,073	62	45.6	11.0
福井	1,157,436	6,501	178,040	71	44.7	11.7
山梨	1,839,913	7,707	238,733	96	68.6	20.2
長野	2,484,248	13,490	184,155	74	57.3	12.9
岐阜	3,951,340	17,500	225,791	90	68.8	18.8
静岡県	9,038,016	31,760	284,572	114	77.5	21.5
愛知	13,972,795	56,671	246,560	99	71.7	19.1
三重	4,222,105	15,413	273,931	110	76.1	22.9
滋賀	2,606,023	11,984	217,459	87	66.7	17.8
京都	4,861,966	17,553	276,988	111	75.2	18.7
大阪	15,953,857	55,023	289,949	116	79.5	21.2
兵庫	10,898,101	36,594	297,811	119	78.6	22.4
奈良	2,349,291	9,582	245,178	98	68.6	18.0
和歌山	2,176,251	8,480	256,633	103	72.6	20.7
鳥取	693,249	3,375	205,407	82	52.2	12.6
島根	789,499	3,320	237,801	95	48.7	11.3
岡山	4,293,035	19,210	223,479	90	66.0	19.2
広島	5,050,606	19,893	253,889	102	69.4	19.7
山口	2,113,279	9,286	227,577	91	60.7	19.0
徳島	1,499,526	7,387	202,995	81	58.5	15.0
香川	2,379,973	10,343	230,105	92	63.7	19.7
愛媛	3,237,722	11,294	286,676	115	67.7	21.6
高知	1,062,055	4,013	264,654	106	55.0	14.6
福岡	12,543,799	47,394	264,671	106	70.6	22.3
佐賀	2,184,439	8,292	263,439	106	64.3	21.8
長崎	2,216,391	8,534	259,713	104	66.2	19.9
熊本	3,701,452	16,090	230,047	92	59.3	17.6
大分	1,898,179	8,797	215,776	86	61.1	15.9
宮崎	2,145,946	8,456	253,778	102	68.1	23.8
鹿児島	2,476,480	9,475	261,370	105	59.4	17.2
沖縄	1,780,013	9,396	189,444	76	52.8	10.4
合計	211,979,511	849,241	249,611	100	70.5	18.7

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の医療機関に通院した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2022年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	個	個	個	個	個	個	個	個
頭 顔 部	95,197 (71.6)	11,445 (8.6)	9,786 (7.4)	807 (0.6)	3,499 (2.6)	16 (0.0)	12,209 (9.2)	132,959 (100.0)
頸 部	516,970 (96.7)	0 (0.0)	1,357 (0.3)	0 (0.0)	1,061 (0.2)	17 (0.0)	15,444 (2.9)	534,849 (100.0)
腰 背 部	330,618 (93.6)	7,199 (2.0)	0 (0.0)	83 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15,159 (4.3)	353,059 (100.0)
胸 部	81,803 (84.1)	7,133 (7.3)	2,461 (2.5)	504 (0.5)	1,988 (2.0)	5 (0.0)	3,325 (3.4)	97,219 (100.0)
腹 部	20,410 (62.7)	5,981 (18.4)	38 (0.1)	465 (1.4)	0 (0.0)	1 (0.0)	5,642 (17.3)	32,537 (100.0)
上 肢	263,064 (71.5)	79,191 (21.5)	1,681 (0.5)	36 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	24,083 (6.5)	368,055 (100.0)
下 肢	251,619 (77.5)	57,991 (17.9)	2,230 (0.7)	41 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12,613 (3.9)	324,494 (100.0)
全 身	15,202 (63.2)	0 (0.0)	95 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (0.2)	8,700 (36.2)	24,041 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	36,278 (100.0)	36,278 (100.0)
合 計	1,574,883 (82.7)	168,940 (8.9)	17,648 (0.9)	1,936 (0.1)	6,548 (0.3)	83 (0.0)	133,453 (7.0)	1,903,491 (100.0)

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに該当区分（受傷部位、傷害度）を集計しており、複数の傷病名が同一の該当区分にあたる場合にはその該当区分に傷病名の個数分を集計しています。例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個集計しています。

※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。

※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。

※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。

※6 () 内は各受傷部位における傷害度別の構成比 (%) を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2022年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両 件	車 両 相 互							車両単独 件	その他 件	合 計 件
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
頭 顔 部	27,663 (3.3)	1,718 (0.2)	4,265 (0.5)	17,174 (2.0)	2,015 (0.2)	16,915 (2.0)	5,556 (0.7)	47,643 (5.6)	4,083 (0.5)	545 (0.1)	79,934 (9.4)
頸 部	16,741 (2.0)	6,480 (0.8)	16,260 (1.9)	84,249 (9.9)	20,337 (2.4)	215,365 (25.4)	54,828 (6.5)	397,519 (46.8)	7,261 (0.9)	2,523 (0.3)	424,044 (49.9)
腰 背 部	16,429 (1.9)	1,068 (0.1)	3,055 (0.4)	12,972 (1.5)	2,997 (0.4)	21,097 (2.5)	7,864 (0.9)	49,053 (5.8)	1,774 (0.2)	380 (0.0)	67,636 (8.0)
胸 部	7,775 (0.9)	1,958 (0.2)	3,601 (0.4)	12,814 (1.5)	898 (0.1)	3,755 (0.4)	3,705 (0.4)	26,731 (3.1)	2,074 (0.2)	305 (0.0)	36,885 (4.3)
腹 部	3,579 (0.4)	272 (0.0)	642 (0.1)	1,881 (0.2)	191 (0.0)	657 (0.1)	695 (0.1)	4,338 (0.5)	262 (0.0)	71 (0.0)	8,250 (1.0)
上 肢	44,267 (5.2)	1,910 (0.2)	7,279 (0.9)	22,959 (2.7)	5,173 (0.6)	18,197 (2.1)	13,338 (1.6)	68,856 (8.1)	2,710 (0.3)	921 (0.1)	116,754 (13.8)
下 肢	43,297 (5.1)	1,319 (0.2)	4,901 (0.6)	12,759 (1.5)	2,463 (0.3)	8,111 (1.0)	7,275 (0.9)	36,828 (4.3)	1,816 (0.2)	504 (0.1)	82,445 (9.7)
全 身	1,217 (0.1)	227 (0.0)	486 (0.1)	2,238 (0.3)	401 (0.0)	2,984 (0.4)	1,138 (0.1)	7,474 (0.9)	306 (0.0)	56 (0.0)	9,053 (1.1)
そ の 他	2,172 (0.3)	495 (0.1)	1,001 (0.1)	5,621 (0.7)	1,144 (0.1)	9,338 (1.1)	3,124 (0.4)	20,723 (2.4)	1,025 (0.1)	124 (0.0)	24,044 (2.8)
合 計	163,140 (19.2)	15,447 (1.8)	41,490 (4.9)	172,667 (20.3)	35,619 (4.2)	296,419 (34.9)	97,523 (11.5)	659,165 (77.6)	21,311 (2.5)	5,429 (0.6)	849,045 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
- ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※4 () 内は構成比 (%) を示します。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2022年度〉

傷害度 診療期間ランク	1	2	3	4	5	6	その他	合計
	軽度	中等度	重度	重症	重篤	瀕死		
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	259,926 (39.3)	25,604 (23.3)	1,487 (16.1)	205 (19.0)	780 (15.1)	16 (23.9)	25,553 (67.1)	313,571 (38.0)
31～60日	86,160 (13.0)	14,147 (12.9)	1,133 (12.3)	143 (13.2)	677 (13.1)	15 (22.4)	2,781 (7.3)	105,056 (12.7)
61～90日	76,022 (11.5)	13,863 (12.6)	945 (10.3)	121 (11.2)	536 (10.4)	1 (1.5)	2,331 (6.1)	93,819 (11.4)
91～120日	82,532 (12.5)	15,612 (14.2)	903 (9.8)	131 (12.1)	534 (10.4)	10 (14.9)	2,345 (6.2)	102,067 (12.4)
121～150日	53,244 (8.0)	11,063 (10.1)	699 (7.6)	97 (9.0)	439 (8.5)	3 (4.5)	1,479 (3.9)	67,024 (8.1)
151～180日	41,039 (6.2)	8,858 (8.1)	639 (6.9)	66 (6.1)	382 (7.4)	7 (10.4)	1,179 (3.1)	52,170 (6.3)
181～360日	59,588 (9.0)	17,500 (15.9)	2,396 (26.0)	231 (21.4)	1,266 (24.6)	11 (16.4)	2,031 (5.3)	83,023 (10.1)
361日以上	3,183 (0.5)	3,136 (2.9)	1,013 (11.0)	87 (8.0)	539 (10.5)	4 (6.0)	363 (1.0)	8,325 (1.0)
計	661,694 (100.0)	109,783 (100.0)	9,215 (100.0)	1,081 (100.0)	5,153 (100.0)	67 (100.0)	38,062 (100.0)	825,055 (100.0)
不明	15,750	5,296	1,082	147	639	11	1,065	23,990
合計	677,444	115,079	10,297	1,228	5,792	78	39,127	849,045

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。

※3 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。

※4 () 内は診療期間別の構成比 (%) を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費（2022年度）

都道府県	総施術費 千円	件数 件	平均施術費		施術 期間 日	施術 実日数 日
			円	指数		
北海道	2,573,849	9,035	284,875	104	102.6	48.2
青森	103,214	506	203,981	75	77.8	36.1
岩手	138,395	584	236,978	87	89.5	40.8
宮城	1,035,741	3,521	294,161	108	111.5	49.0
秋田	104,152	466	223,502	82	90.8	39.1
山形	201,099	910	220,988	81	90.2	38.8
福島	578,117	2,474	233,677	85	86.8	40.4
茨城	1,864,909	6,225	299,584	110	111.4	53.5
栃木	1,330,502	4,662	285,393	104	102.9	48.0
群馬	1,875,122	6,203	302,293	110	106.1	52.1
埼玉	3,615,982	12,061	299,808	110	107.7	51.6
千葉	2,873,944	9,815	292,811	107	110.2	52.5
東京	3,691,425	12,427	297,049	109	108.2	50.4
神奈川	2,491,449	8,715	285,880	104	110.9	49.1
新潟	367,383	1,632	225,112	82	96.6	39.0
富山	445,774	1,852	240,698	88	83.0	41.6
石川	449,473	1,975	227,581	83	84.4	39.3
福井	238,398	1,161	205,338	75	86.0	36.4
山梨	283,136	1,302	217,462	79	93.0	40.4
長野	820,334	3,188	257,319	94	102.6	46.5
岐阜	934,771	3,358	278,371	102	102.2	44.6
静岡	1,704,287	6,136	277,752	102	103.2	47.3
愛知	2,406,119	9,148	263,021	96	103.9	43.8
三重	450,021	1,687	266,758	98	105.3	43.4
滋賀	466,194	1,937	240,678	88	100.2	41.1
京都	1,069,729	3,813	280,548	103	106.7	47.4
大阪	2,802,370	9,855	284,360	104	105.4	48.5
兵庫	1,561,608	5,842	267,307	98	103.3	45.5
奈良	347,062	1,452	239,024	87	99.0	40.7
和歌山	495,410	1,822	271,904	99	101.0	47.1
鳥取	61,935	254	243,839	89	99.7	43.2
島根	29,926	163	183,594	67	94.3	34.0
岡山	750,965	3,095	242,638	89	96.8	42.3
広島	709,244	2,823	251,238	92	100.3	44.5
山口	246,047	997	246,787	90	95.7	42.1
徳島	570,023	2,208	258,163	94	100.4	47.7
香川	489,206	2,047	238,987	87	93.8	42.2
愛媛	296,045	1,260	234,956	86	98.5	41.3
高知	102,359	524	195,341	71	80.7	34.8
福岡	3,428,987	12,438	275,686	101	97.8	47.5
佐賀	524,429	1,923	272,714	100	92.5	45.7
長崎	395,235	1,714	230,592	84	92.4	40.9
熊本	722,835	3,098	233,323	85	88.8	39.9
大分	561,352	2,141	262,191	96	103.2	47.7
宮崎	298,052	1,135	262,601	96	94.3	44.2
鹿児島	354,667	1,423	249,239	91	93.4	43.6
沖縄	358,647	1,586	226,133	83	91.3	39.8
合計	47,219,921	172,593	273,591	100	102.6	47.1

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。
- ※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。
- ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2022年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	10	5	15	滋賀	1	1	2
青森	2	0	2	京都	7	5	12
岩手	0	0	0	大阪	16	21	37
宮城	0	1	1	兵庫	30	5	35
秋田	0	0	0	奈良	3	3	6
山形	1	0	1	和歌山	2	0	2
福島	0	0	0	鳥取	0	0	0
茨城	3	3	6	島根	1	0	1
栃木	5	3	8	岡山	2	2	4
群馬	5	5	10	広島	6	2	8
埼玉	37	5	42	山口	0	0	0
千葉	17	4	21	徳島	0	0	0
東京	26	12	38	香川	0	0	0
神奈川	33	17	50	愛媛	1	2	3
新潟	1	1	2	高知	1	0	1
富山	0	0	0	福岡	12	6	18
石川	1	1	2	佐賀	0	1	1
福井	0	0	0	長崎	2	0	2
山梨	0	1	1	熊本	1	3	4
長野	1	2	3	大分	0	0	0
岐阜	0	0	0	宮崎	0	0	0
静岡	4	4	8	鹿児島	1	0	1
愛知	11	4	15	沖縄	1	3	4
三重	0	1	1	合計	244	123	367

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2022年度〉 その1

	用途・車種		補償種目合計			
			契 約		支 払	
			台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普 通	17,478,306	1,264,229,069	1,477,295	633,075,015
2		小 型	14,422,028	790,412,281	1,119,280	394,180,620
3	営 業 用 乗 用 車		167,048	18,516,289	21,680	11,015,543
4	軽四輪自動車	乗 用 車	18,751,412	928,405,974	1,266,597	441,732,302
5		貨 物 車	5,045,915	218,321,520	269,991	99,792,094
6	自家用貨物車	普 通	1,134,600	91,886,151	91,338	45,900,576
7		小 型	2,449,770	159,598,757	205,708	77,701,417
8	営業用貨物車	普 通	909,517	117,261,029	99,515	71,964,717
9		小 型	57,183	3,984,519	4,583	2,102,946
10	バ ス	自 家 用	75,030	4,026,972	6,740	2,193,752
11		営 業 用	103,948	8,212,306	9,180	4,854,004
12	二 輪 車		2,075,984	59,814,789	46,084	24,632,223
13	原 動 機 付 自 転 車		1,017,588	18,164,011	34,465	11,221,485
14	ダ ン プ カ ー		456,106	42,074,533	34,134	23,012,937
15	特 種 用 途 自 動 車		326,063	14,482,450	17,795	7,687,667
16	工 作 車		642,833	23,129,983	23,006	13,699,998
17	小 計		65,113,331	3,762,520,633	4,727,391	1,864,767,296
18	レ ン タ カ ー		1,263,161	53,923,510	75,152	26,708,840
19	合 計		66,376,492	3,816,444,143	4,802,543	1,891,476,136
20	運 転 者 賠 償		24,015	429,196	792	350,733
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,357,993	47,535	10,822,837
22	そ の 他		1,207,504	12,267,001	16,046	5,883,950
23	総 合 計		67,608,011	3,851,498,333	4,866,916	1,908,533,656

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
17,454,431	73,641	68,030,922	17,449,982	465,513	164,584,326	1
14,402,547	65,974	65,091,329	14,396,292	420,650	136,576,745	2
154,367	6,282	6,295,332	162,295	12,149	3,754,585	3
18,733,653	77,842	69,941,234	18,725,065	487,400	159,757,783	4
5,041,239	23,127	22,799,032	5,029,103	128,058	45,220,188	5
1,131,779	5,466	6,726,237	1,129,390	53,722	25,336,008	6
2,448,068	14,509	15,789,710	2,444,978	83,960	32,876,856	7
868,551	8,781	15,434,912	881,265	71,449	40,896,275	8
55,326	529	565,260	56,172	2,775	1,141,524	9
74,856	262	237,989	74,159	2,350	743,990	10
103,560	1,447	1,672,716	103,084	4,351	1,528,262	11
2,054,632	5,726	5,651,183	2,063,111	15,503	4,882,794	12
1,011,271	4,619	3,220,630	1,009,335	16,616	3,453,856	13
453,637	2,880	4,219,557	452,599	20,854	12,085,535	14
323,369	843	1,073,335	322,842	8,499	3,143,550	15
620,854	866	1,759,446	598,747	18,156	8,420,665	16
64,932,140	292,794	288,508,824	64,898,419	1,812,005	644,402,942	17
1,259,421	5,543	5,297,131	1,259,423	39,090	13,282,486	18
66,191,561	298,337	293,805,955	66,157,842	1,851,095	657,685,428	19
23,990	126	133,415	23,851	521	185,216	20
0	736	997,593	0	5,381	1,912,113	21
1,196,935	1,406	1,168,924	1,145,833	7,119	2,573,170	22
67,412,486	300,605	296,105,887	67,327,526	1,864,116	662,355,927	23

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2022年度〉 その2

	用途・車種		人 傷 実 損 払		
			契約台数	支 払	
				件 数	保険金
		台	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	17,259,631	55,314	25,804,215
2		小型	14,134,748	46,259	23,387,247
3	営業用乗用車		48,133	253	127,248
4	軽四輪自動車	乗用車	18,423,524	75,065	35,354,133
5		貨物車	4,651,740	13,171	8,580,267
6	自家用貨物車	普通	1,012,466	1,822	1,481,377
7		小型	2,234,127	5,694	4,066,772
8	営業用貨物車	普通	402,416	622	1,178,459
9		小型	33,663	89	57,486
10	バス	自家用	64,831	62	60,074
11		営業用	47,529	60	18,349
12	二輪車		798,598	8,441	9,945,387
13	原動機付自転車		264,833	3,313	2,849,236
14	ダンプカー		408,759	854	1,214,978
15	特殊用途自動車		240,658	357	257,168
16	工作車		393,186	154	291,084
17	小 計		60,418,842	211,530	114,673,480
18	レンタカー		949,969	1,747	883,382
19	合 計		61,368,811	213,277	115,556,862
20	運転者賠償		8,219	35	10,042
21	販売用・修理工場等受託車		0	2	72
22	そ の 他		188,450	224	58,645
23	総 合 計		61,565,480	213,538	115,625,621

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
- ※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 傷 定 額 払			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金		件 数	保 険 金	
台	件	千円	台	件	千円	
8,247,037	85,077	10,660,031	13,270,749	797,750	363,995,521	1
6,545,890	64,699	8,213,618	9,594,737	521,698	160,911,681	2
23,605	607	120,812	22,135	2,389	717,566	3
7,834,347	87,330	10,802,394	11,673,171	538,960	165,876,758	4
1,970,167	13,626	1,945,012	1,866,409	92,009	21,247,595	5
456,452	2,177	340,701	539,569	28,151	12,016,253	6
983,941	7,954	1,142,903	1,305,569	93,591	23,825,176	7
155,678	614	136,032	283,572	18,049	14,319,039	8
12,657	77	17,470	16,416	1,113	321,206	9
41,930	421	25,652	47,994	3,645	1,126,047	10
28,235	242	26,872	42,828	3,080	1,607,805	11
1,200,970	14,891	3,147,667	108,099	1,523	1,005,192	12
463,715	8,537	1,501,483	28,622	1,380	196,280	13
196,568	892	161,877	174,373	8,654	5,330,990	14
116,946	523	75,131	157,350	7,573	3,138,483	15
213,392	136	36,129	133,028	3,694	3,192,674	16
28,491,530	287,803	38,353,784	39,264,621	2,123,259	778,828,266	17
329,785	969	202,257	561,257	27,803	7,043,584	18
28,821,315	288,772	38,556,041	39,825,878	2,151,062	785,871,850	19
12,218	109	21,014	0	1	1,046	20
0	109	16,716	0	41,307	7,896,343	21
258,032	269	33,882	286,005	7,028	2,049,329	22
29,091,565	289,259	38,627,653	40,111,883	2,199,398	795,818,568	23

※5 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※6 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2022年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	17,454,431	366	6,389,551
2		小型	14,402,547	311	4,078,440
3	営業用乗用車		154,367	26	521,713
4	軽四輪自動車	乗用車	18,733,653	454	5,758,677
5		貨物車	5,041,239	175	2,173,754
6	自家用貨物車	普通	1,131,779	64	741,797
7		小型	2,448,068	88	1,276,629
8	営業用貨物車	普通	868,551	155	3,514,749
9		小型	55,326	11	50,592
10	バス	自家用	74,856	2	8,120
11		営業用	103,560	11	235,578
12	二輪車		2,054,632	77	1,119,699
13	原動機付自転車		1,011,271	23	252,241
14	ダンプカー		453,637	41	877,474
15	特殊用途自動車		323,369	11	152,593
16	工作車		620,854	22	376,214
17	小計		64,932,140	1,837	27,527,821
18	レンタカー		1,259,421	25	440,203
19	合計		66,191,561	1,862	27,968,024

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
73,273	61,641,228	73,641	68,030,921	1
65,661	61,012,720	65,974	65,091,326	2
6,256	5,773,616	6,282	6,295,329	3
77,386	64,182,466	77,842	69,941,231	4
22,952	20,625,282	23,127	22,799,036	5
5,402	5,984,440	5,466	6,726,237	6
14,421	14,512,923	14,509	15,789,704	7
8,626	11,920,167	8,781	15,434,916	8
518	514,669	529	565,261	9
260	229,868	262	237,988	10
1,436	1,437,138	1,447	1,672,716	11
5,649	4,531,485	5,726	5,651,184	12
4,596	2,968,391	4,619	3,220,632	13
2,839	3,342,087	2,880	4,219,561	14
832	920,742	843	1,073,335	15
844	1,383,232	866	1,759,446	16
290,951	260,980,454	292,794	288,508,823	17
5,518	4,856,930	5,543	5,297,133	18
296,469	265,837,384	298,337	293,805,956	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 人傷実損払保険金種類別統計表〈2022年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	17,259,631	171	3,910,247
2		小型	14,134,748	196	4,079,987
3	営業用乗用車		48,133	3	26,617
4	軽四輪自動車	乗用車	18,423,524	333	6,303,153
5		貨物車	4,651,740	107	2,157,644
6	自家用貨物車	普通	1,012,466	15	338,046
7		小型	2,234,127	23	770,921
8	営業用貨物車	普通	402,416	16	609,607
9		小型	33,663	1	30,000
10	バス	自家用	64,831	1	30,486
11		営業用	47,529	0	0
12	二輪車		798,598	55	1,496,983
13	原動機付自転車		264,833	14	302,501
14	ダンプカー		408,759	11	363,399
15	特殊用途自動車		240,658	2	69,416
16	工作車		393,186	3	88,936
17	小計		60,418,842	951	20,577,943
18	レンタカー		949,969	7	112,668
19	合計		61,368,811	958	20,690,611

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
55,143	21,893,971	55,314	25,804,218	1
46,063	19,307,256	46,259	23,387,243	2
250	100,633	253	127,250	3
74,732	29,050,981	75,065	35,354,134	4
13,064	6,422,623	13,171	8,580,267	5
1,807	1,143,333	1,822	1,481,379	6
5,671	3,295,849	5,694	4,066,770	7
606	568,853	622	1,178,460	8
88	27,487	89	57,487	9
61	29,588	62	60,074	10
60	18,348	60	18,348	11
8,386	8,448,405	8,441	9,945,388	12
3,299	2,546,737	3,313	2,849,238	13
843	851,579	854	1,214,978	14
355	187,752	357	257,168	15
151	202,146	154	291,082	16
210,579	94,095,541	211,530	114,673,484	17
1,740	770,715	1,747	883,383	18
212,319	94,866,256	213,277	115,556,867	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第16表 任意自動車保険 人傷定額払保険金種類別統計表〈2022年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	8,247,037	23	163,070
2		小型	6,545,890	29	270,085
3	営業用乗用車		23,605	1	10,000
4	軽四輪自動車	乗用車	7,834,347	37	280,790
5		貨物車	1,970,167	14	95,120
6	自家用貨物車	普通	456,452	1	2,500
7		小型	983,941	7	45,540
8	営業用貨物車	普通	155,678	2	20,010
9		小型	12,657	0	0
10	バス	自家用	41,930	0	0
11		営業用	28,235	0	0
12	二輪車		1,200,970	95	365,618
13	原動機付自転車		463,715	29	80,899
14	ダンプカー		196,568	2	5,050
15	特種用途自動車		116,946	1	5,010
16	工作車		213,392	2	10,010
17	小計		28,491,530	243	1,353,702
18	レンタカー		329,785	3	15,028
19	合計		28,821,315	246	1,368,730

- ※1 契約台数は、新契約の台数です。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。
- ※4 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
85,054	10,496,962	85,077	10,660,032	1
64,670	7,943,533	64,699	8,213,618	2
606	110,812	607	120,812	3
87,293	10,521,604	87,330	10,802,394	4
13,612	1,849,892	13,626	1,945,012	5
2,176	338,202	2,177	340,702	6
7,947	1,097,364	7,954	1,142,904	7
612	116,022	614	136,032	8
77	17,470	77	17,470	9
421	25,652	421	25,652	10
242	26,872	242	26,872	11
14,796	2,782,052	14,891	3,147,670	12
8,508	1,420,586	8,537	1,501,485	13
890	156,827	892	161,877	14
522	70,121	523	75,131	15
134	26,119	136	36,129	16
287,560	37,000,090	287,803	38,353,792	17
966	187,230	969	202,258	18
288,526	37,187,320	288,772	38,556,050	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2022年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,933,078	179,419,695	237,849	90,398,622
青森	774,826	42,066,730	48,026	16,685,195
岩手	731,654	38,509,072	42,188	14,176,354
宮城	1,357,776	77,213,297	90,917	33,166,153
秋田	544,262	28,905,221	33,256	10,818,850
山形	661,807	36,235,353	44,535	14,446,052
福島	1,208,811	69,400,606	80,665	27,558,122
茨城	2,079,900	118,096,539	137,062	54,136,764
栃木	1,363,343	75,688,688	89,741	34,930,502
群馬	1,415,422	81,178,212	127,523	57,967,478
埼玉	3,503,705	204,100,367	272,040	126,747,880
千葉	3,125,713	187,624,913	238,849	106,093,307
東京都	3,804,860	240,401,207	273,650	124,183,463
神奈川県	3,527,796	205,248,558	246,438	105,042,013
新潟	1,386,219	69,276,316	86,954	27,673,508
富山	708,394	38,526,825	48,434	16,114,880
石川	734,642	38,670,973	49,613	16,319,143
福井	548,502	29,897,123	36,686	13,025,562
山梨	537,029	28,710,592	34,378	12,212,589
長野	1,390,653	71,767,253	84,408	28,835,277
岐阜	1,395,753	86,910,764	116,193	45,493,201
静岡	2,381,892	132,387,605	175,800	75,709,138
愛知	4,647,813	290,066,300	362,274	142,063,358
三重	1,283,164	74,124,978	95,486	39,013,730

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	856,239	46,840,478	60,135	22,807,269
京 都	1,169,954	68,883,587	88,121	34,936,577
大 阪	3,437,035	219,559,622	269,286	117,370,812
兵 庫	2,577,879	150,367,457	189,063	79,178,321
奈 良	707,070	40,141,340	50,604	20,372,127
和 歌 山	616,112	32,103,003	40,665	14,913,448
鳥 取	336,897	19,075,006	23,945	7,559,892
島 根	353,227	18,695,313	22,080	6,945,956
岡 山	1,252,349	69,267,954	92,762	34,788,714
広 島	1,567,863	87,388,249	109,305	42,242,015
山 口	834,804	46,673,749	58,020	20,101,776
徳 島	483,228	25,285,479	33,552	12,158,966
香 川	653,798	34,744,698	44,838	16,131,368
愛 媛	792,045	41,270,576	51,772	17,105,937
高 知	367,921	19,252,147	20,054	6,887,331
福 岡	2,875,726	170,549,755	231,921	84,071,080
佐 賀	506,650	28,538,788	36,129	13,072,161
長 崎	701,863	36,360,447	42,227	13,705,023
熊 本	1,048,623	60,326,783	76,366	25,060,181
大 分	680,284	37,085,212	44,933	15,186,297
宮 崎	634,819	34,258,218	39,778	12,976,784
鹿 児 島	916,922	47,732,445	51,446	16,829,222
沖 縄	724,879	30,980,998	45,555	12,358,047
合 計	66,376,492	3,816,444,155	4,802,543	1,891,476,174

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2023年3月末)

	用途・車種	2023年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	20,514,938 (20,215,440)	16,954,815 (16,831,121)	82.6 (83.3)	16,952,031 (16,827,632)	82.6 (83.2)
2	自家用小型乗用車	18,165,212 (18,596,494)	14,262,668 (14,674,528)	78.5 (78.9)	14,260,192 (14,671,666)	78.5 (78.9)
3	軽四輪乗用車	23,070,718 (22,850,114)	17,966,413 (17,829,136)	77.9 (78.0)	17,960,537 (17,823,060)	77.8 (78.0)
4	軽四輪貨物車	8,525,405 (8,458,416)	4,804,054 (4,734,593)	56.3 (56.0)	4,800,660 (4,730,293)	56.3 (55.9)
5	自家用小型貨物車	3,429,440 (3,418,629)	2,763,276 (2,750,594)	80.6 (80.5)	2,762,191 (2,749,173)	80.5 (80.4)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,548,698 (1,534,849)	1,374,567 (1,367,270)	88.8 (89.1)	1,376,064 (1,368,360)	88.9 (89.2)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,100,735 (1,102,530)	807,291 (808,609)	73.3 (73.3)	816,395 (816,382)	74.2 (74.0)
8	営業用小型貨物車	72,664 (72,634)	50,392 (50,439)	69.3 (69.4)	51,147 (51,186)	70.4 (70.5)
9	営業用乗用車	202,267 (205,104)	143,567 (145,077)	71.0 (70.7)	151,573 (152,824)	74.9 (74.5)
10	営業用バス	106,453 (107,626)	93,900 (92,563)	88.2 (86.0)	93,508 (92,200)	87.8 (85.7)
11	自家用バス	105,727 (108,790)	75,562 (77,699)	71.5 (71.4)	75,121 (77,212)	71.1 (71.0)
12	二輪車	3,961,318 (3,870,696)	1,851,462 (1,776,890)	46.7 (45.9)	1,887,731 (1,813,738)	47.7 (46.9)
13	特種・特殊車	1,647,775 (1,633,622)	832,721 (820,245)	50.5 (50.2)	921,260 (903,752)	55.9 (55.3)
14	合計	82,451,350 (82,174,944)	61,980,688 (61,958,775)	75.2 (75.4)	62,108,410 (62,077,489)	75.3 (75.5)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報 (令和5年3月末現在)」 (一般財団法人 自動車検査登録情報協会 発行) から作成

※2 付保台数は、2023年3月末現在の有効契約台数です。

※3 () 内数値は、2022年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

人傷実損払		人傷定額払		車両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
16,764,475 (16,630,706)	81.7 (82.3)	8,010,357 (5,955,385)	39.0 (29.5)	12,934,231 (12,780,963)	63.0 (63.2)	1
13,988,711 (14,379,646)	77.0 (77.3)	6,393,415 (4,885,783)	35.2 (26.3)	9,542,809 (9,783,709)	52.5 (52.6)	2
17,675,930 (17,529,770)	76.6 (76.7)	7,564,673 (5,466,641)	32.8 (23.9)	11,304,456 (11,159,655)	49.0 (48.8)	3
4,408,888 (4,330,964)	51.7 (51.2)	1,911,653 (1,401,374)	22.4 (16.6)	1,797,927 (1,718,900)	21.1 (20.3)	4
2,467,849 (2,472,509)	72.0 (72.3)	1,135,782 (887,295)	33.1 (26.0)	1,412,347 (1,386,614)	41.2 (40.6)	5
1,181,857 (1,183,119)	76.3 (77.1)	578,247 (461,051)	37.3 (30.0)	643,933 (629,201)	41.6 (41.0)	6
380,003 (375,488)	34.5 (34.1)	149,954 (132,125)	13.6 (12.0)	259,858 (259,152)	23.6 (23.5)	7
30,968 (30,636)	42.6 (42.2)	11,727 (9,926)	16.1 (13.7)	15,197 (15,035)	20.9 (20.7)	8
44,911 (43,854)	22.2 (21.4)	21,823 (20,265)	10.8 (9.9)	21,506 (21,475)	10.6 (10.5)	9
41,124 (38,215)	38.6 (35.5)	25,297 (22,244)	23.8 (20.7)	39,033 (37,177)	36.7 (34.5)	10
65,687 (66,864)	62.1 (61.5)	40,235 (34,916)	38.1 (32.1)	49,166 (50,219)	46.5 (46.2)	11
684,638 (636,477)	17.3 (16.4)	1,109,704 (1,028,327)	28.0 (26.6)	90,996 (79,923)	2.3 (2.1)	12
605,031 (596,172)	36.7 (36.5)	357,486 (298,306)	21.7 (18.3)	308,573 (295,041)	18.7 (18.1)	13
58,340,072 (58,314,420)	70.8 (71.0)	27,310,353 (20,603,638)	33.1 (25.1)	38,420,032 (38,217,064)	46.6 (46.5)	14

※6 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※7 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表 (2023年3月末)

	都道府県	2023年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	北海道	3,798,504	2,718,634	71.6	2,743,849	72.2
2	青森	1,002,819	721,781	72.0	725,668	72.4
3	岩手	1,027,001	682,831	66.5	685,574	66.8
4	宮城	1,709,849	1,287,536	75.3	1,288,962	75.4
5	秋田	801,374	502,155	62.7	504,648	63.0
6	山形	929,363	623,641	67.1	625,915	67.3
7	福島	1,652,912	1,131,608	68.5	1,133,936	68.6
8	茨城	2,642,472	1,969,192	74.5	1,970,185	74.6
9	栃木	1,750,691	1,281,147	73.2	1,282,543	73.3
10	群馬	1,813,659	1,323,065	73.0	1,324,772	73.0
11	埼玉	4,202,274	3,319,085	79.0	3,322,522	79.1
12	千葉	3,718,629	2,953,256	79.4	2,956,000	79.5
13	東京	4,424,593	3,472,877	78.5	3,492,217	78.9
14	神奈川	4,063,188	3,261,868	80.3	3,269,638	80.5
15	新潟	1,833,988	1,307,260	71.3	1,313,457	71.6
16	富山	901,321	665,241	73.8	666,588	74.0
17	石川	920,681	683,589	74.2	683,861	74.3
18	福井	672,412	500,848	74.5	501,136	74.5
19	山梨	769,725	504,751	65.6	505,273	65.6
20	長野	1,918,804	1,309,471	68.2	1,312,838	68.4
21	岐阜	1,689,939	1,330,140	78.7	1,329,772	78.7
22	静岡	2,911,496	2,224,323	76.4	2,226,226	76.5
23	愛知	5,349,712	4,394,507	82.1	4,401,376	82.3
24	三重	1,530,181	1,190,155	77.8	1,191,118	77.8
25	滋賀	1,060,265	802,014	75.6	802,425	75.7
26	京都	1,341,335	1,077,151	80.3	1,078,971	80.4
27	大阪	3,821,437	3,156,947	82.6	3,165,890	82.8
28	兵庫	3,056,499	2,413,195	79.0	2,417,220	79.1
29	奈良	838,154	663,433	79.2	663,315	79.1
30	和歌山	757,596	566,938	74.8	566,911	74.8
31	鳥取	469,410	320,294	68.2	320,464	68.3
32	島根	555,269	330,593	59.5	330,929	59.6
33	岡山	1,557,108	1,180,611	75.8	1,181,827	75.9
34	広島	1,921,917	1,487,598	77.4	1,490,415	77.5
35	山口	1,070,330	783,079	73.2	783,943	73.2
36	徳島	619,160	459,892	74.3	459,631	74.2
37	香川	796,025	611,382	76.8	612,045	76.9
38	愛媛	1,026,830	746,182	72.7	746,418	72.7
39	高知	562,614	348,430	61.9	347,878	61.8
40	福岡	3,459,297	2,693,962	77.9	2,699,280	78.0
41	佐賀	690,082	473,811	68.7	473,995	68.7
42	長崎	958,076	655,667	68.4	655,827	68.5
43	熊本	1,407,531	976,198	69.4	976,827	69.4
44	大分	930,882	639,418	68.7	639,884	68.7
45	宮崎	955,294	592,207	62.0	592,646	62.0
46	鹿児島	1,364,124	859,139	63.0	858,507	62.9
47	沖縄	1,196,528	655,124	54.8	656,575	54.9
48	合計	82,451,350	61,980,688	75.2	62,108,410	75.3

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和5年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2023年3月末の有効契約台数です。

※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分を含みます。

人傷実損払		人傷定額払		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
2,596,268	68.3	1,224,366	32.2	1,865,100	49.1	1
688,005	68.6	316,425	31.6	449,411	44.8	2
647,876	63.1	264,901	25.8	417,195	40.6	3
1,214,589	71.0	633,633	37.1	782,207	45.7	4
479,766	59.9	182,824	22.8	326,834	40.8	5
595,558	64.1	256,534	27.6	417,504	44.9	6
1,080,851	65.4	534,280	32.3	708,660	42.9	7
1,881,460	71.2	862,431	32.6	1,140,546	43.2	8
1,220,493	69.7	578,911	33.1	737,738	42.1	9
1,257,483	69.3	669,550	36.9	802,588	44.3	10
3,113,051	74.1	1,418,688	33.8	1,918,514	45.7	11
2,789,278	75.0	1,360,614	36.6	1,847,419	49.7	12
3,154,061	71.3	1,504,167	34.0	2,036,979	46.0	13
3,016,983	74.3	1,438,632	35.4	1,922,629	47.3	14
1,233,051	67.2	481,190	26.2	750,319	40.9	15
630,322	69.9	266,310	29.5	429,533	47.7	16
647,137	70.3	282,956	30.7	401,353	43.6	17
477,903	71.1	187,056	27.8	318,515	47.4	18
477,040	62.0	223,397	29.0	260,258	33.8	19
1,246,153	64.9	493,859	25.7	774,461	40.4	20
1,274,865	75.4	563,838	33.4	990,872	58.6	21
2,095,623	72.0	1,025,240	35.2	1,385,435	47.6	22
4,173,282	78.0	1,971,400	36.9	3,146,965	58.8	23
1,133,270	74.1	508,716	33.2	786,082	51.4	24
762,125	71.9	328,298	31.0	499,718	47.1	25
1,001,613	74.7	468,402	34.9	647,700	48.3	26
2,926,967	76.6	1,377,973	36.1	1,953,064	51.1	27
2,264,371	74.1	1,164,276	38.1	1,443,971	47.2	28
631,388	75.3	277,213	33.1	392,100	46.8	29
534,149	70.5	261,861	34.6	297,205	39.2	30
306,353	65.3	117,876	25.1	225,930	48.1	31
311,422	56.1	117,642	21.2	214,209	38.6	32
1,111,337	71.4	497,693	32.0	724,535	46.5	33
1,386,317	72.1	597,878	31.1	883,355	46.0	34
737,939	68.9	336,454	31.4	519,500	48.5	35
436,594	70.5	208,639	33.7	268,769	43.4	36
576,062	72.4	261,628	32.9	357,265	44.9	37
701,705	68.3	286,721	27.9	424,802	41.4	38
326,457	58.0	129,043	22.9	189,698	33.7	39
2,528,540	73.1	1,251,147	36.2	1,747,192	50.5	40
447,148	64.8	246,455	35.7	295,533	42.8	41
614,609	64.2	310,100	32.4	384,982	40.2	42
927,481	65.9	486,448	34.6	658,583	46.8	43
603,189	64.8	274,408	29.5	392,279	42.1	44
558,360	58.4	283,904	29.7	366,055	38.3	45
808,292	59.3	360,242	26.4	500,274	36.7	46
626,755	52.4	367,200	30.7	356,587	29.8	47
58,340,072	70.8	27,310,353	33.1	38,420,032	46.6	48

※5 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※6 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2019 年 度			2020 年 度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
		台	台	%	台	台	%
1	北海道	2,174,315	2,793,175	77.8	2,175,686	2,790,570	78.0
2	青森	551,949	726,363	76.0	553,624	726,173	76.2
3	岩手	518,088	739,417	70.1	521,378	740,633	70.4
4	宮城	1,022,448	1,294,892	79.0	1,028,140	1,298,016	79.2
5	秋田	393,124	588,323	66.8	393,895	587,615	67.0
6	山形	496,964	692,486	71.8	497,313	692,454	71.8
7	福島	886,645	1,220,499	72.6	890,015	1,221,871	72.8
8	茨城	1,570,135	1,985,913	79.1	1,573,838	1,991,325	79.0
9	栃木	1,038,261	1,339,330	77.5	1,038,916	1,341,476	77.4
10	群馬	1,066,225	1,380,545	77.2	1,067,461	1,381,273	77.3
11	埼玉	2,651,888	3,211,342	82.6	2,665,213	3,222,381	82.7
12	千葉	2,359,960	2,817,289	83.8	2,373,054	2,829,395	83.9
13	東京都	2,638,507	3,097,427	85.2	2,637,379	3,095,706	85.2
14	神奈川県	2,587,362	3,042,483	85.0	2,600,201	3,053,136	85.2
15	新潟	1,037,670	1,389,800	74.7	1,038,722	1,389,360	74.8
16	富山	543,669	709,457	76.6	544,127	709,910	76.6
17	石川	555,755	725,209	76.6	556,931	725,814	76.7
18	福井	399,212	512,838	77.8	400,443	513,589	78.0
19	山梨	392,171	557,522	70.3	393,649	559,548	70.4
20	長野	1,002,249	1,376,863	72.8	1,007,336	1,379,433	73.0
21	岐阜	1,072,092	1,300,241	82.5	1,074,261	1,300,420	82.6
22	静岡	1,773,376	2,223,370	79.8	1,777,777	2,229,339	79.7
23	愛知	3,604,308	4,198,200	85.9	3,617,201	4,205,433	86.0
24	三重	952,209	1,161,753	82.0	954,701	1,163,728	82.0
25	滋賀	649,061	806,964	80.4	653,182	811,185	80.5
26	京都	846,280	997,720	84.8	847,264	997,681	84.9
27	大阪	2,440,056	2,771,497	88.0	2,449,384	2,779,775	88.1
28	兵庫県	1,950,802	2,310,218	84.4	1,955,952	2,315,306	84.5
29	奈良	550,615	651,369	84.5	551,049	652,099	84.5
30	和歌山	439,327	542,368	81.0	440,362	543,495	81.0
31	鳥取	251,661	345,881	72.8	252,670	346,510	72.9
32	島根	256,222	408,902	62.7	256,915	409,161	62.8
33	岡山	930,906	1,161,567	80.1	934,499	1,164,738	80.2
34	広島	1,178,743	1,458,798	80.8	1,182,586	1,461,808	80.9
35	山口	627,048	820,092	76.5	626,642	819,391	76.5
36	徳島	361,831	456,688	79.2	363,063	457,539	79.4
37	香川	480,225	591,410	81.2	481,768	592,346	81.3
38	愛媛	575,835	745,122	77.3	577,396	746,273	77.4
39	高知	264,603	396,644	66.7	265,782	396,952	67.0
40	福岡	2,141,602	2,607,863	82.1	2,155,331	2,618,466	82.3
41	佐賀	370,231	507,789	72.9	372,979	509,574	73.2
42	長崎	513,056	697,640	73.5	514,861	699,605	73.6
43	熊本	761,509	1,035,714	73.5	766,340	1,038,457	73.8
44	大分	496,611	693,093	71.7	499,440	694,289	71.9
45	宮崎	450,849	676,266	66.7	453,469	677,942	66.9
46	鹿児島	639,869	953,506	67.1	644,201	955,504	67.4
47	沖縄	493,776	866,080	57.0	494,464	869,609	56.9
48	合計	49,031,617	61,587,928	79.6	49,202,869	61,706,303	79.7

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2021 年度			2022 年度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,181,921	2,783,879	78.4	2,172,009	2,784,991	78.0	1
554,284	723,433	76.6	551,776	722,285	76.4	2
524,055	738,293	71.0	522,961	737,500	70.9	3
1,032,122	1,297,534	79.5	1,030,799	1,300,408	79.3	4
394,158	584,298	67.5	392,419	581,801	67.4	5
497,630	689,700	72.2	495,815	688,723	72.0	6
891,407	1,218,750	73.1	887,338	1,217,364	72.9	7
1,576,704	1,990,039	79.2	1,573,351	1,994,599	78.9	8
1,042,939	1,341,624	77.7	1,041,837	1,345,001	77.5	9
1,069,950	1,379,785	77.5	1,068,367	1,383,631	77.2	10
2,675,881	3,228,837	82.9	2,663,513	3,237,384	82.3	11
2,382,339	2,833,678	84.1	2,372,056	2,842,716	83.4	12
2,645,060	3,096,574	85.4	2,626,242	3,099,434	84.7	13
2,611,433	3,055,213	85.5	2,592,949	3,058,267	84.8	14
1,039,648	1,384,545	75.1	1,037,206	1,383,429	75.0	15
544,099	707,778	76.9	542,175	707,183	76.7	16
558,938	725,823	77.0	559,051	726,966	76.9	17
401,385	513,085	78.2	400,736	512,411	78.2	18
395,194	559,306	70.7	395,905	560,520	70.6	19
1,011,687	1,377,789	73.4	1,013,483	1,381,077	73.4	20
1,073,567	1,296,000	82.8	1,068,818	1,295,849	82.5	21
1,777,257	2,225,822	79.8	1,770,626	2,225,634	79.6	22
3,626,089	4,202,449	86.3	3,613,411	4,214,356	85.7	23
955,356	1,161,844	82.2	951,721	1,162,608	81.9	24
655,590	812,312	80.7	655,287	816,727	80.2	25
846,666	994,706	85.1	840,742	992,440	84.7	26
2,453,955	2,778,304	88.3	2,440,884	2,780,465	87.8	27
1,956,597	2,314,187	84.5	1,945,876	2,315,244	84.0	28
549,534	651,329	84.4	547,124	651,168	84.0	29
439,199	542,309	81.0	437,246	541,933	80.7	30
253,290	345,793	73.2	253,118	346,346	73.1	31
257,316	408,410	63.0	257,642	408,455	63.1	32
936,671	1,162,047	80.6	934,384	1,163,801	80.3	33
1,184,350	1,460,095	81.1	1,181,234	1,461,329	80.8	34
625,720	816,321	76.7	623,154	815,313	76.4	35
362,962	455,906	79.6	361,273	455,002	79.4	36
482,352	591,548	81.5	480,876	592,001	81.2	37
577,857	744,142	77.7	576,086	743,236	77.5	38
266,981	395,697	67.5	266,528	394,618	67.5	39
2,167,907	2,622,752	82.7	2,168,283	2,633,539	82.3	40
375,255	510,652	73.5	375,855	511,692	73.5	41
516,204	698,213	73.9	515,575	698,424	73.8	42
771,073	1,039,165	74.2	772,712	1,042,493	74.1	43
501,998	692,947	72.4	503,444	694,286	72.5	44
456,513	677,924	67.3	457,414	678,458	67.4	45
649,449	955,905	67.9	651,665	958,815	68.0	46
501,290	875,306	57.3	513,610	890,946	57.6	47
49,334,785	61,662,048	80.0	49,183,896	61,750,868	79.6	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2022年度〉

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	14,498	0.1	2,191	0.0	3,501	0.0
2		小型	17,290	0.1	2,563	0.0	4,126	0.0
3	営業用乗用車		185	0.1	57	0.0	20,290	13.1
4	軽四輪自動車	乗用車	8,544	0.0	4,313	0.0	4,998	0.0
5		貨物車	11,522	0.2	4,726	0.1	7,456	0.1
6	自家用貨物車	普通	3,333	0.3	1,040	0.1	1,572	0.1
7		小型	13,140	0.5	1,885	0.1	3,791	0.2
8	営業用貨物車	普通	2,237	0.3	931	0.1	2,130	0.2
9		小型	102	0.2	59	0.1	105	0.2
10	バス	自家用	1,180	1.6	65	0.1	131	0.2
11		営業用	190	0.2	5	0.0	712	0.7
12	二輪車		11,806	0.6	1,505	0.1	2,596	0.1
13	原動機付自転車		9,552	0.9	3,180	0.3	2,739	0.3
14	ダンプカー		859	0.2	400	0.1	784	0.2
15	特種用途自動車		21,629	6.7	716	0.2	7,746	2.4
16	工作車		8,825	1.4	7,324	1.2	6,550	1.1
17	小計		124,892	0.2	30,960	0.0	69,227	0.1
18	レンタカー		1,098	0.1	450	0.0	3,950	0.3
19	合計		125,990	0.2	31,410	0.0	73,177	0.1

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
146	0.0	17,434,095	99.9	17,454,431	100.0	1
194	0.0	14,378,374	99.8	14,402,547	100.0	2
183	0.1	133,652	86.6	154,367	100.0	3
141	0.0	18,715,657	99.9	18,733,653	100.0	4
75	0.0	5,017,460	99.5	5,041,239	100.0	5
23	0.0	1,125,811	99.5	1,131,779	100.0	6
32	0.0	2,429,220	99.2	2,448,068	100.0	7
477	0.1	862,776	99.3	868,551	100.0	8
65	0.1	54,995	99.4	55,326	100.0	9
2	0.0	73,478	98.2	74,856	100.0	10
0	0.0	102,653	99.1	103,560	100.0	11
46	0.0	2,038,679	99.2	2,054,632	100.0	12
33	0.0	995,767	98.5	1,011,271	100.0	13
8	0.0	451,586	99.5	453,637	100.0	14
7	0.0	293,271	90.7	323,369	100.0	15
519	0.1	597,634	96.3	620,854	100.0	16
1,951	0.0	64,705,108	99.7	64,932,140	100.0	17
0	0.0	1,253,923	99.6	1,259,421	100.0	18
1,951	0.0	65,959,031	99.6	66,191,561	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2022年度)

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	47,609	0.3	84,696	0.5	46,015	0.3
2		小型	77,583	0.5	111,081	0.8	45,094	0.3
3	営業用乗用車		53,009	32.7	13,145	8.1	2,779	1.7
4	軽四輪自動車	乗用車	83,913	0.4	136,430	0.7	46,061	0.2
5		貨物車	128,253	2.6	89,040	1.8	17,422	0.3
6	自家用貨物車	普通	15,399	1.4	26,746	2.4	7,505	0.7
7		小型	50,375	2.1	44,500	1.8	11,443	0.5
8	営業用貨物車	普通	47,542	5.4	33,612	3.8	21,969	2.5
9		小型	4,062	7.2	3,014	5.4	1,194	2.1
10	バス	自家用	2,013	2.7	1,371	1.8	338	0.5
11		営業用	18,177	17.6	5,485	5.3	1,141	1.1
12	二輪車		48,169	2.3	32,226	1.6	8,051	0.4
13	原動機付自転車		168,187	16.7	27,661	2.7	12,905	1.3
14	ダンプカー		4,860	1.1	8,262	1.8	2,777	0.6
15	特殊用途自動車		41,540	12.9	9,887	3.1	1,245	0.4
16	工作車		67,565	11.3	55,861	9.3	16,381	2.7
17	小計		858,256	1.3	683,017	1.1	242,320	0.4
18	レンタカー		78,106	6.2	114,114	9.1	101,346	8.0
19	合計		936,362	1.4	797,131	1.2	343,666	0.5

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
29,817	0.2	17,241,845	98.8	17,449,982	100.0	1
33,089	0.2	14,129,445	98.1	14,396,292	100.0	2
1,803	1.1	91,559	56.4	162,295	100.0	3
26,947	0.1	18,431,714	98.4	18,725,065	100.0	4
14,129	0.3	4,780,259	95.1	5,029,103	100.0	5
18,363	1.6	1,061,377	94.0	1,129,390	100.0	6
12,184	0.5	2,326,476	95.2	2,444,978	100.0	7
47,360	5.4	730,782	82.9	881,265	100.0	8
1,769	3.1	46,133	82.1	56,172	100.0	9
249	0.3	70,188	94.6	74,159	100.0	10
2,104	2.0	76,177	73.9	103,084	100.0	11
3,648	0.2	1,971,017	95.5	2,063,111	100.0	12
3,235	0.3	797,347	79.0	1,009,335	100.0	13
3,059	0.7	433,641	95.8	452,599	100.0	14
1,482	0.5	268,688	83.2	322,842	100.0	15
85,054	14.2	373,886	62.4	598,747	100.0	16
284,292	0.4	62,830,534	96.8	64,898,419	100.0	17
62,005	4.9	903,852	71.8	1,259,423	100.0	18
346,297	0.5	63,734,386	96.3	66,157,842	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人傷実損払保険金額別契約構成表〈2022年度〉

用途・車種	保険金額		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比		
	台	%	台	%	台	%		
1 自家用乗用車	普通	6,438,656	37.3	6,730,492	39.0	1,841,363	10.7	
2	小型	6,074,148	43.0	5,334,995	37.7	1,261,552	8.9	
3 営業用乗用車		24,749	51.4	11,531	24.0	2,630	5.5	
4 軽四輪自動車	乗用車	8,734,613	47.4	6,692,337	36.3	1,246,759	6.8	
5	貨物車	2,437,941	52.4	1,518,181	32.6	258,351	5.6	
6 自家用貨物車	普通	424,208	41.9	371,146	36.7	75,610	7.5	
7	小型	989,840	44.3	801,126	35.9	162,368	7.3	
8 営業用貨物車	普通	226,541	56.3	110,906	27.6	17,900	4.4	
9	小型	18,784	55.8	9,538	28.3	1,458	4.3	
10 バス	自家用	21,894	33.8	23,344	36.0	18,749	28.9	
11	営業用	18,373	38.7	15,570	32.8	12,623	26.6	
12 二輪車		559,913	70.1	160,783	20.1	26,794	3.4	
13 原動機付自転車		185,277	70.0	50,259	19.0	7,825	3.0	
14 ダンプカー		167,563	41.0	155,362	38.0	30,875	7.6	
15 特殊用途自動車		96,471	40.1	89,182	37.1	19,112	7.9	
16 工作車		171,308	43.6	128,503	32.7	24,416	6.2	
17 小計		26,590,279	44.0	22,203,255	36.7	5,008,385	8.3	
18 レンタカー		750,903	79.0	153,336	16.1	9,355	1.0	
19 合計		27,341,182	44.6	22,356,591	36.4	5,017,740	8.2	

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
2,249,120	13.0	17,259,631	100.0	1
1,464,053	10.4	14,134,748	100.0	2
9,223	19.2	48,133	100.0	3
1,749,815	9.5	18,423,524	100.0	4
437,267	9.4	4,651,740	100.0	5
141,502	14.0	1,012,466	100.0	6
280,793	12.6	2,234,127	100.0	7
47,069	11.7	402,416	100.0	8
3,883	11.5	33,663	100.0	9
844	1.3	64,831	100.0	10
963	2.0	47,529	100.0	11
51,108	6.4	798,598	100.0	12
21,472	8.1	264,833	100.0	13
54,959	13.4	408,759	100.0	14
35,893	14.9	240,658	100.0	15
68,959	17.5	393,186	100.0	16
6,616,923	11.0	60,418,842	100.0	17
36,375	3.8	949,969	100.0	18
6,653,298	10.8	61,368,811	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (2022年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車	年齢を問わず補償	504,852	1.7	504,713	1.7
	21歳以上補償	1,744,131	5.9	1,743,922	5.9
	26歳以上補償	5,719,489	19.4	5,718,554	19.4
	30歳以上補償	3,007,148	10.2	3,005,786	10.2
	その他	18,516,991	62.8	18,514,397	62.8
	合計	29,492,611	100.0	29,487,372	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	547,508	3.1	547,360	3.1
	21歳以上補償	1,386,277	7.8	1,386,078	7.8
	26歳以上補償	3,007,990	17.0	3,006,797	17.0
	30歳以上補償	1,462,304	8.3	1,461,521	8.3
	その他	11,274,581	63.8	11,272,072	63.8
	合計	17,678,660	100.0	17,673,828	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	76,730	3.8	76,996	3.8
	21歳以上補償	173,328	8.6	174,336	8.6
	26歳以上補償	1,372,978	68.1	1,383,343	68.3
	30歳以上補償	343,724	17.1	343,596	17.0
	その他	48,773	2.4	48,602	2.4
	合計	2,015,533	100.0	2,026,873	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	30,207	5.0	30,304	5.0
	21歳以上補償	505,910	83.6	507,779	83.6
	その他	69,108	11.4	69,107	11.4
	合計	605,225	100.0	607,190	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,159,297	2.3	1,159,373	2.3
	21歳以上補償	3,809,646	7.7	3,812,115	7.7
	26歳以上補償	10,100,457	20.3	10,108,694	20.3
	30歳以上補償	4,813,176	9.7	4,810,903	9.7
	その他	29,909,453	60.1	29,904,178	60.1
	合計	49,792,029	100.0	49,795,263	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

※3 「原動機付自転車」以外の「その他」には35歳以上補償等を含みます。

人傷実損払		人傷定額払		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
500,113	1.7	218,165	1.6	317,878	1.5	505,671	1.7
1,731,876	5.9	740,469	5.3	1,208,789	5.6	1,746,098	5.9
5,645,712	19.3	2,656,207	19.0	4,220,501	19.7	5,747,429	19.5
2,951,968	10.1	1,729,673	12.3	1,874,173	8.7	3,011,833	10.2
18,467,506	63.0	8,666,504	61.9	13,835,916	64.5	18,521,646	62.7
29,297,175	100.0	14,011,018	100.0	21,457,257	100.0	29,532,677	100.0
543,073	3.1	209,414	2.8	315,798	2.8	548,140	3.1
1,376,638	7.8	533,341	7.1	883,111	7.9	1,387,524	7.8
2,957,251	16.9	1,263,371	16.8	1,928,890	17.2	3,018,566	17.1
1,429,724	8.2	740,257	9.8	765,770	6.8	1,464,068	8.3
11,234,747	64.0	4,786,566	63.5	7,324,290	65.3	11,276,741	63.7
17,541,433	100.0	7,532,949	100.0	11,217,859	100.0	17,695,039	100.0
39,491	5.1	32,727	2.8	2,575	2.5	77,177	3.8
83,144	10.7	83,784	7.1	6,248	6.1	174,836	8.6
580,811	75.0	722,267	60.8	72,202	70.4	1,391,330	68.3
40,401	5.2	321,647	27.1	16,510	16.1	343,989	16.9
30,461	3.9	27,620	2.3	4,953	4.8	48,958	2.4
774,308	100.0	1,188,045	100.0	102,488	100.0	2,036,290	100.0
10,104	6.9	15,777	4.2	1,442	16.7	30,746	5.0
134,806	91.4	291,292	78.1	7,168	83.2	510,748	83.6
2,534	1.7	65,704	17.6	4	0.0	69,109	11.3
147,444	100.0	372,773	100.0	8,614	100.0	610,603	100.0
1,092,781	2.3	476,083	2.1	637,693	1.9	1,161,734	2.3
3,326,464	7.0	1,648,886	7.1	2,105,316	6.4	3,819,206	7.7
9,183,774	19.2	4,641,845	20.1	6,221,593	19.0	10,157,325	20.4
4,422,093	9.3	2,791,577	12.1	2,656,453	8.1	4,819,890	9.7
29,735,248	62.3	13,546,394	58.6	21,165,163	64.6	29,916,454	60.0
47,760,360	100.0	23,104,785	100.0	32,786,218	100.0	49,874,609	100.0

※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※5 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2022年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	227,110	76.1	163,572,499
	「自動車」対「人」	51,487	17.3	110,066,248
	「自動車」対「物」	10,013	3.4	12,685,022
	自動車単独	8,238	2.8	5,979,463
	合計	298,337	100.0	293,805,956
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,523,161	82.3	531,272,908
	「自動車」対「人」	43,842	2.4	3,503,551
	「自動車」対「物」	257,294	13.9	111,163,179
	自動車単独	19,705	1.1	8,825,553
	合計	1,851,095	100.0	657,685,420
人傷実損払	「自動車」対「自動車」	128,523	60.3	51,553,454
	「自動車」対「人」	7,626	3.6	11,075,460
	「自動車」対「物」	47,767	22.4	29,942,673
	自動車単独	26,151	12.3	20,812,217
	合計	213,277	100.0	115,556,861
人傷定額払	「自動車」対「自動車」	232,031	80.4	29,402,791
	「自動車」対「人」	8,374	2.9	1,279,029
	「自動車」対「物」	32,462	11.2	5,001,601
	自動車単独	15,555	5.4	2,796,630
	合計	288,772	100.0	38,556,016
車両	「自動車」対「自動車」	822,508	38.2	278,752,002
	「自動車」対「人」	22,435	1.0	6,043,733
	「自動車」対「物」	608,402	28.3	249,574,193
	自動車単独	683,950	31.8	243,543,840
	合計	2,151,062	100.0	785,871,855

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分を含みます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。

- ※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。
- ※5 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2022年度〉

都道府県	事故形態	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落		台風・竜巻・洪水・高潮			
		件	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
		千円	%	千円	件	%	千円
1	北海道	92,082	77.5	34,677,870	157	0.1	106,169
2	青森	18,741	78.0	6,189,882	47	0.2	47,265
3	岩手	16,216	74.4	5,282,709	12	0.1	12,149
4	宮城	31,807	78.9	11,098,095	448	1.1	454,013
5	秋田	13,326	77.4	4,248,971	28	0.2	22,168
6	山形	17,612	78.7	5,493,222	112	0.5	95,142
7	福島	28,678	75.0	10,001,951	25	0.1	11,966
8	茨城	44,122	80.2	16,774,753	60	0.1	40,257
9	栃木	27,978	76.0	10,759,724	46	0.1	30,401
10	群馬	30,991	47.7	11,825,878	230	0.4	149,512
11	埼玉	74,938	57.1	29,516,171	468	0.4	348,715
12	千葉県	78,143	72.6	31,228,226	264	0.2	197,478
13	東京都	96,667	78.4	43,602,714	119	0.1	98,764
14	神奈川県	82,847	78.5	32,406,007	120	0.1	101,292
15	新潟	30,062	70.4	9,262,930	493	1.2	545,439
16	富山	17,934	77.3	5,898,056	48	0.2	27,715
17	石川	16,988	75.7	5,424,732	169	0.8	136,756
18	福井	13,932	80.3	4,651,656	40	0.2	28,607
19	山梨	10,805	81.1	3,821,596	14	0.1	7,343
20	長野	30,783	80.4	9,777,300	35	0.1	28,142
21	岐阜	45,103	79.2	17,793,647	65	0.1	53,205
22	静岡県	55,249	68.6	19,608,594	8,239	10.2	10,551,528
23	愛知県	137,391	79.4	52,487,971	424	0.2	377,252
24	三重	34,756	76.8	13,822,381	101	0.2	88,640
25	滋賀	20,253	76.1	7,498,234	34	0.1	23,739
26	京都	29,503	80.4	11,189,297	35	0.1	18,951
27	大阪	89,310	79.0	36,009,739	118	0.1	85,783
28	兵庫県	62,075	78.2	25,449,412	143	0.2	62,861
29	奈良	17,364	80.8	6,521,530	22	0.1	14,779
30	和歌山	12,272	80.6	4,464,715	38	0.2	11,477
31	鳥取	9,222	73.6	2,905,249	48	0.4	15,315
32	島根	8,576	73.0	2,552,386	33	0.3	12,142
33	岡山	30,634	80.1	11,545,531	110	0.3	39,510
34	広島	36,924	77.2	13,253,040	95	0.2	50,791
35	山口	20,992	72.6	6,888,032	256	0.9	117,602
36	徳島	10,826	80.4	3,827,330	145	1.1	44,693
37	香川	14,357	86.2	4,966,587	40	0.2	17,474
38	愛媛	16,458	81.1	4,979,482	112	0.6	47,022
39	高知	6,998	83.7	2,064,907	85	1.0	25,083
40	福岡	74,649	78.1	25,406,587	752	0.8	335,231
41	佐賀	11,871	84.0	4,226,411	169	1.2	55,761
42	長崎	13,595	85.7	3,956,687	294	1.9	83,294
43	熊本	25,458	79.6	7,831,985	573	1.8	226,672
44	大分	15,060	79.2	4,602,817	354	1.9	138,779
45	宮崎	12,007	69.5	3,525,961	1,118	6.5	501,832
46	鹿児島	17,099	76.8	5,007,379	624	2.8	212,860
47	沖縄	15,656	85.4	3,606,119	236	1.3	160,316
48	合計	1,622,399	75.4	599,518,150	17,234	0.8	15,914,906

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。

※3 都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗 難			そ の 他			合 計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円	
35	0.0	19,185	26,604	22.4	6,192,544	118,878	100.0	40,995,768	1
4	0.0	15	5,245	21.8	1,202,721	24,037	100.0	7,439,883	2
5	0.0	1,902	5,573	25.6	1,008,271	21,806	100.0	6,305,031	3
18	0.0	5,368	8,029	19.9	2,403,678	40,302	100.0	13,961,154	4
3	0.0	560	3,869	22.5	850,048	17,226	100.0	5,121,747	5
5	0.0	4,680	4,647	20.8	999,748	22,376	100.0	6,592,792	6
40	0.1	51,170	9,513	24.9	1,999,914	38,256	100.0	12,065,001	7
280	0.5	520,616	10,532	19.2	2,502,658	54,994	100.0	19,838,284	8
159	0.4	525,070	8,609	23.4	1,957,985	36,792	100.0	13,273,180	9
159	0.2	616,295	33,625	51.7	20,667,562	65,005	100.0	33,259,247	10
361	0.3	1,182,800	55,378	42.2	33,055,078	131,145	100.0	64,102,764	11
478	0.4	922,649	28,792	26.7	14,730,984	107,677	100.0	47,079,337	12
219	0.2	823,298	26,336	21.4	7,717,111	123,341	100.0	52,241,887	13
240	0.2	462,182	22,386	21.2	5,199,696	105,593	100.0	38,169,177	14
11	0.0	6,609	12,143	28.4	2,930,971	42,709	100.0	12,745,949	15
12	0.1	2,809	5,208	22.4	1,116,162	23,202	100.0	7,044,742	16
12	0.1	31,527	5,277	23.5	1,387,630	22,446	100.0	6,980,645	17
12	0.1	8,841	3,365	19.4	853,503	17,349	100.0	5,542,607	18
7	0.1	22,469	2,495	18.7	563,572	13,321	100.0	4,414,980	19
19	0.0	19,975	7,463	19.5	1,467,627	38,300	100.0	11,293,044	20
117	0.2	333,252	11,641	20.4	2,352,541	56,926	100.0	20,532,645	21
53	0.1	48,319	17,032	21.1	7,688,840	80,573	100.0	37,897,281	22
787	0.5	2,231,745	34,509	19.9	7,282,077	173,111	100.0	62,379,045	23
113	0.2	212,242	10,258	22.7	2,220,892	45,228	100.0	16,344,155	24
64	0.2	85,453	6,271	23.6	1,294,159	26,622	100.0	8,901,585	25
90	0.2	151,499	7,090	19.3	1,550,213	36,718	100.0	12,909,960	26
671	0.6	1,276,458	22,910	20.3	5,323,800	113,009	100.0	42,695,780	27
177	0.2	251,906	17,019	21.4	3,612,663	79,414	100.0	29,376,842	28
44	0.2	44,605	4,069	18.9	890,337	21,499	100.0	7,471,251	29
17	0.1	31,134	2,895	19.0	614,435	15,222	100.0	5,121,761	30
2	0.0	372	3,258	26.0	610,384	12,530	100.0	3,531,320	31
0	0.0	0	3,139	26.7	518,558	11,748	100.0	3,083,086	32
34	0.1	35,936	7,474	19.5	1,581,491	38,252	100.0	13,202,468	33
25	0.1	22,209	10,810	22.6	2,135,646	47,854	100.0	15,461,686	34
15	0.1	8,476	7,632	26.4	1,467,037	28,895	100.0	8,481,147	35
4	0.0	539	2,491	18.5	499,859	13,466	100.0	4,372,421	36
10	0.1	9,117	2,249	13.5	484,100	16,656	100.0	5,477,278	37
3	0.0	509	3,727	18.4	730,322	20,300	100.0	5,757,335	38
3	0.0	-5,707	1,270	15.2	277,991	8,356	100.0	2,362,274	39
36	0.0	17,382	20,129	21.1	4,291,353	95,566	100.0	30,050,553	40
1	0.0	556	2,093	14.8	459,472	14,134	100.0	4,742,200	41
0	0.0	0	1,978	12.5	432,349	15,867	100.0	4,472,330	42
11	0.0	5,223	5,951	18.6	1,261,218	31,993	100.0	9,325,098	43
9	0.0	1,743	3,590	18.9	760,196	19,013	100.0	5,503,535	44
2	0.0	174	4,149	24.0	980,069	17,276	100.0	5,008,036	45
4	0.0	1,869	4,533	20.4	1,004,695	22,260	100.0	6,226,803	46
5	0.0	694	2,425	13.2	509,595	18,322	100.0	4,276,724	47
4,384	0.2	10,015,948	507,045	23.6	160,422,918	2,151,062	100.0	785,871,922	48

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (2022年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
		円	%
対物賠償	部品費	155,322	42.7
	工賃	64,242	17.7
	塗装費	53,173	14.6
	間接損害	63,044	17.3
	その他	27,637	7.6
	合計	363,417	100.0
車両	部品費	177,793	51.2
	工賃	77,533	22.3
	塗装費	60,005	17.3
	その他	32,036	9.2
	合計	347,367	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。

※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。

※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1990	3,325,675	90,287,051	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 (0.8)	81,887,921 (1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 (3.0)	73,139,184 (3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 (1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 (1.5)	75,702,484 (2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 (0.4)	72,201,803 (2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 (3.1)	73,822,215 (2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 (2.7)	75,241,838 (1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 (0.2)	76,321,869 (1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 (0.0)	94,797,163 (24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 (1.8)	96,557,242 (1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 (1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 (9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 (0.2)	69,607,048 (0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 (12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 (2.7)	80,465,865 (3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 (10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 (0.7)	89,347,693 (0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 (0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 (0.6)	90,143,244 (1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489 (△ 0.4)	84,277,770 (△ 6.5)	302	7,397,265
2018	3,650,477 (△ 0.8)	83,753,746 (△ 0.6)	278	5,969,405
2019	3,616,628 (△ 0.9)	82,967,278 (△ 0.9)	261	5,756,045
2020	3,695,021 (2.2)	71,207,037 (△14.2)	258	5,638,430
2021	3,681,415 (△ 0.4)	66,485,824 (△ 6.6)	197	4,859,430
2022	3,691,167 (0.3)	67,046,925 (0.8)	184	4,099,025

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。

※2 1991年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。

※3 1996年度以前はJ A共済から報告を受けた数値です。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金		
件	千円	件 %	千円 %		
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527		1970
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106		1975
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134		1980
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172		1985
44,677	26,438,530	45,350	38,473,773		1990
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)		1991
45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)		1992
46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)		1993
47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)		1994
47,268	25,646,983	47,932 (0.0)	39,288,319 (△ 5.3)		1995
47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)		1996
48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)		1997
49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)		1998
52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)		1999
55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)		2000
58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)		2001
60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)		2002
63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)		2003
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)		2004
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)		2005
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)		2006
62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)		2007
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)		2008
63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)		2009
66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)		2010
69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)		2011
69,716	38,690,169	70,032 (0.8)	46,185,198 (△ 0.8)		2012
71,218	39,545,411	71,602 (2.2)	48,075,366 (4.1)		2013
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 (0.8)		2014
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)		2015
68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)		2016
67,205	37,665,064	67,507 (△ 2.6)	45,062,329 (△ 3.6)		2017
64,112	36,282,620	64,390 (△ 4.6)	42,252,026 (△ 6.2)		2018
60,160	35,346,645	60,421 (△ 6.2)	41,102,690 (△ 2.7)		2019
51,795	31,666,861	52,053 (△13.8)	37,305,291 (△ 9.2)		2020
47,871	28,968,352	48,068 (△ 7.7)	33,827,782 (△ 9.3)		2021
49,148	27,816,913	49,332 (2.6)	31,915,938 (△ 5.7)		2022

※4 1997年度は、J A共済およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※5 1998～2000年度は、J A共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※6 2001年度以降は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第29表 自賠責共済都道府県別収支 〈2022年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北 海 道	214,982	3,992,000	1,930	1,156,369
青 森	49,261	902,870	408	242,029
岩 手	91,175	1,712,091	705	371,501
宮 城	83,678	1,573,769	985	620,572
秋 田	112,529	2,147,402	968	483,296
山 形	76,980	1,438,343	812	440,023
福 島	132,197	2,480,100	1,579	956,980
茨 城	51,353	953,072	743	482,541
栃 木	64,566	1,206,474	947	530,210
群 馬	86,593	1,628,657	1,476	1,133,504
埼 玉	101,139	1,879,450	1,848	1,325,628
千 葉	54,004	995,251	878	607,561
東 京	39,294	731,716	676	440,693
神 奈 川	69,405	1,257,954	1,144	749,651
新 潟	60,538	1,134,162	605	426,474
富 山	31,714	611,982	437	332,644
石 川	36,492	710,067	481	253,240
福 井	29,277	565,973	420	315,752
山 梨	69,123	1,273,381	947	519,823
長 野	117,688	2,207,963	1,204	674,788
岐 阜	59,300	1,119,882	839	551,957
静 岡	108,938	2,042,666	1,695	1,574,141
愛 知	167,111	3,135,958	2,477	1,576,443
三 重	73,304	1,371,886	1,256	936,703

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋 賀	52,238	978,564	776	536,312
京 都	29,492	541,796	469	314,528
大 阪	28,002	520,169	503	368,757
兵 庫	102,349	1,901,730	1,356	1,056,236
奈 良	40,436	703,807	634	397,340
和 歌 山	55,855	998,214	766	528,807
鳥 取	24,950	475,513	257	93,697
島 根	83,862	1,626,576	914	371,257
岡 山	72,078	1,331,085	1,111	660,410
広 島	82,923	1,560,104	1,131	817,802
山 口	75,585	1,418,872	1,012	535,873
徳 島	29,819	556,958	489	329,879
香 川	33,594	621,575	580	429,577
愛 媛	75,359	1,374,027	1,020	763,356
高 知	76,852	1,445,389	874	577,143
福 岡	114,580	2,136,107	2,456	1,614,877
佐 賀	61,335	1,153,347	1,114	679,004
長 崎	56,694	1,057,441	841	529,798
熊 本	79,498	1,459,143	1,158	778,092
大 分	72,678	1,362,555	928	572,887
宮 崎	138,966	2,607,280	2,101	1,319,226
鹿 児 島	134,344	2,494,783	1,577	968,456
沖 縄	107,279	1,029,474	1,410	672,164
離 島	81,758	619,349	395	297,931
合 計	3,691,167	67,046,925	49,332	31,915,938

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区分 補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
2018年度	対人賠償	11,194,366	80,793,946	43,380	45,639,233
	対物賠償	11,159,896	179,931,393	318,131	99,748,068
	人身傷害	8,727,381	37,532,169	30,432	20,348,771
	搭乗者傷害	9,007,445	19,244,897	67,083	11,772,138
	車 両	5,788,846	157,835,163	281,792	87,338,045
	合 計	11,194,366	475,337,568	740,818	264,846,256
2019年度	対人賠償	11,175,294	79,550,412	39,138	43,617,588
	対物賠償	11,143,470	176,080,736	299,178	96,242,257
	人身傷害	8,897,956	37,440,735	28,870	20,132,502
	搭乗者傷害	8,891,302	18,975,739	61,918	11,377,487
	車 両	5,868,945	158,791,976	266,776	86,162,925
	合 計	11,175,294	470,839,598	695,880	257,532,760
2020年度	対人賠償	11,194,296	79,535,582	32,616	39,345,206
	対物賠償	11,163,083	174,315,451	257,007	84,862,576
	人身傷害	9,067,314	37,609,302	26,725	18,610,665
	搭乗者傷害	8,826,086	18,807,289	53,239	10,052,652
	車 両	5,941,951	160,158,112	231,132	73,664,374
	合 計	11,194,296	470,425,736	600,719	226,535,473
2021年度	対人賠償	11,184,731	77,934,129	29,620	36,063,614
	対物賠償	11,153,253	170,727,278	255,664	86,267,154
	人身傷害	9,177,991	38,817,567	26,044	17,156,928
	搭乗者傷害	8,747,822	18,462,129	51,630	9,341,066
	車 両	6,000,023	160,410,922	235,136	76,630,957
	合 計	11,184,731	466,352,025	598,094	225,459,719
2022年度	対人賠償	11,173,689	75,004,568	29,643	32,538,496
	対物賠償	11,142,677	166,882,271	262,858	91,752,557
	人傷実損払	9,261,102	41,434,010	27,720	17,547,059
	人傷定額払	8,676,477	18,211,098	52,395	9,331,874
	車 両	6,056,936	158,182,798	258,828	90,900,590
	合 計	11,173,689	437,241,208	608,722	227,972,945

- ※1 JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。
- ※2 2022年度以降は人身傷害と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が共済金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。
- ※3 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害の代替として人身傷害を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害の数値は掲載せず、搭乗者傷害と同様、契約時に設定した定額が共済金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。
- ※4 搭乗者傷害および人傷定額払には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率（2023年3月末）

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,798,504	551,405	14.5	2,718,634	71.6	3,270,039	86.1
青森	1,002,819	181,055	18.1	721,781	72.0	902,836	90.0
岩手	1,027,001	232,294	22.6	682,831	66.5	915,125	89.1
宮城	1,709,849	252,553	14.8	1,287,536	75.3	1,540,089	90.1
秋田	801,374	217,491	27.1	502,155	62.7	719,646	89.8
山形	929,363	219,705	23.6	623,641	67.1	843,346	90.7
福島	1,652,912	327,689	19.8	1,131,608	68.5	1,459,297	88.3
茨城	2,642,472	267,090	10.1	1,969,192	74.5	2,236,282	84.6
栃木	1,750,691	265,025	15.1	1,281,147	73.2	1,546,172	88.3
群馬	1,813,659	291,735	16.1	1,323,065	73.0	1,614,800	89.0
埼玉	4,202,274	368,659	8.8	3,319,085	79.0	3,687,744	87.8
千葉	3,718,629	225,446	6.1	2,953,256	79.4	3,178,702	85.5
東京都	4,424,593	282,074	6.4	3,472,877	78.5	3,754,951	84.9
神奈川県	4,063,188	249,384	6.1	3,261,868	80.3	3,511,252	86.4
新潟	1,833,988	368,927	20.1	1,307,260	71.3	1,676,187	91.4
富山	901,321	169,637	18.8	665,241	73.8	834,878	92.6
石川	920,681	159,215	17.3	683,589	74.2	842,804	91.5
福井	672,412	115,280	17.1	500,848	74.5	616,128	91.6
山梨	769,725	148,420	19.3	504,751	65.6	653,171	84.9
長野	1,918,804	401,760	20.9	1,309,471	68.2	1,711,231	89.2
岐阜	1,689,939	205,115	12.1	1,330,140	78.7	1,535,255	90.8
静岡県	2,911,496	359,565	12.3	2,224,323	76.4	2,583,888	88.7
愛知県	5,349,712	482,752	9.0	4,394,507	82.1	4,877,259	91.2
三重	1,530,181	178,209	11.6	1,190,155	77.8	1,368,364	89.4
滋賀	1,060,265	150,869	14.2	802,014	75.6	952,883	89.9
京都	1,341,335	118,461	8.8	1,077,151	80.3	1,195,612	89.1
大阪	3,821,437	200,933	5.3	3,156,947	82.6	3,357,880	87.9
兵庫県	3,056,499	301,848	9.9	2,413,195	79.0	2,715,043	88.8
奈良	838,154	84,326	10.1	663,433	79.2	747,759	89.2
和歌山	757,596	112,200	14.8	566,938	74.8	679,138	89.6
鳥取	469,410	101,445	21.6	320,294	68.2	421,739	89.8
島根	555,269	180,744	32.6	330,593	59.5	511,337	92.1
岡山	1,557,108	218,664	14.0	1,180,611	75.8	1,399,275	89.9
広島	1,921,917	250,324	13.0	1,487,598	77.4	1,737,922	90.4
山口	1,070,330	186,050	17.4	783,079	73.2	969,129	90.5
徳島	619,160	103,539	16.7	459,892	74.3	563,431	91.0
香川	796,025	119,397	15.0	611,382	76.8	730,779	91.8
愛媛	1,026,830	190,052	18.5	746,182	72.7	936,234	91.2
高知	562,614	146,163	26.0	348,430	61.9	494,593	87.9
福岡	3,459,297	323,182	9.3	2,693,962	77.9	3,017,144	87.2
佐賀	690,082	149,726	21.7	473,811	68.7	623,537	90.4
長崎	958,076	186,791	19.5	655,667	68.4	842,458	87.9
熊本	1,407,531	272,224	19.3	976,198	69.4	1,248,422	88.7
大分	930,882	164,774	17.7	639,418	68.7	804,192	86.4
宮崎	955,294	219,381	23.0	592,207	62.0	811,588	85.0
鹿児島	1,364,124	275,327	20.2	859,139	63.0	1,134,466	83.2
沖縄	1,196,528	303,671	25.4	655,124	54.8	958,795	80.1
合計	82,451,350	10,917,854	13.2	61,980,688	75.2	72,898,542	88.4

- ※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（令和5年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成
- ※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。
- ※3 自動車共済は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値から作成
- ※4 自動車共済・自動車保険台数は、2023年3月末の有効契約台数です。
- ※5 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数			死 者 数		負 傷 者 数	
	件 数		1日当たり 平均件数	人 数	1日当たり 平均人数	人 数	1日当たり 平均人数
	交通事 故件 数	死 亡 事 故件 数					
	件	件	件	人	人	人	人
1970	718,080	15,801	1,967.3	16,765	45.9	981,096	2,687.9
1975	472,938	10,165	1,295.7	10,792	29.6	622,467	1,705.4
※ ⁴ 1980	476,677	8,329	1,302.4	8,760	23.9	598,719	1,635.8
1985	552,788	8,826	1,514.5	9,261	25.4	681,346	1,866.7
1990	643,097	10,651	1,761.9	11,227	30.8	790,295	2,165.2
1991	662,392	10,551	1,814.8	11,109	30.4	810,245	2,219.8
※ ⁴ 1992	695,346	10,892	1,899.9	11,452	31.3	844,003	2,306.0
1993	724,678	10,398	1,985.4	10,945	30.0	878,633	2,407.2
1994	729,461	10,158	1,998.5	10,653	29.2	881,723	2,415.7
1995	761,794	10,232	2,087.1	10,684	29.3	922,677	2,527.9
※ ⁴ 1996	771,085	9,518	2,106.8	9,943	27.2	942,204	2,574.3
1997	780,401	9,222	2,138.1	9,642	26.4	958,925	2,627.2
1998	803,882	8,800	2,202.4	9,214	25.2	990,676	2,714.2
1999	850,371	8,687	2,329.8	9,012	24.7	1,050,399	2,877.8
※ ⁴ 2000	931,950	8,713	2,546.3	9,073	24.8	1,155,707	3,157.7
2001	947,253	8,424	2,595.2	8,757	24.0	1,181,039	3,235.7
2002	936,950	8,062	2,567.0	8,396	23.0	1,168,029	3,200.1
2003	948,281	7,522	2,598.0	7,768	21.3	1,181,681	3,237.5
※ ⁴ 2004	952,720	7,159	2,603.1	7,436	20.3	1,183,617	3,233.9
2005	934,346	6,691	2,559.9	6,937	19.0	1,157,113	3,170.2
2006	887,267	6,208	2,430.9	6,415	17.6	1,098,564	3,009.8
2007	832,704	5,639	2,281.4	5,796	15.9	1,034,652	2,834.7
※ ⁴ 2008	766,394	5,079	2,094.0	5,209	14.2	945,703	2,583.9
2009	737,637	4,837	2,020.9	4,979	13.6	911,215	2,496.5
2010	725,924	4,808	1,988.8	4,948	13.6	896,297	2,455.6
2011	692,084	4,560	1,896.1	4,691	12.9	854,613	2,341.4
※ ⁴ 2012	665,157	4,307	1,817.4	4,438	12.1	825,392	2,255.2
2013	629,033	4,293	1,723.4	4,388	12.0	781,492	2,141.1
2014	573,842	4,013	1,572.2	4,113	11.3	711,374	1,949.0
2015	536,899	4,028	1,471.0	4,117	11.3	666,023	1,824.7
※ ⁴ 2016	499,201	3,790	1,363.9	3,904	10.7	618,853	1,690.9
2017	472,165	3,630	1,293.6	3,694	10.1	580,850	1,591.4
2018	430,601	3,449	1,179.7	3,532	9.7	525,846	1,440.7
2019	381,237	3,133	1,044.5	3,215	8.8	461,775	1,265.1
※ ⁴ 2020	309,178	2,784	844.7	2,839	7.8	369,476	1,009.5
2021	305,196	2,583	836.2	2,636	7.2	362,131	992.1
2022	300,839	2,550	824.2	2,610	7.2	356,601	977.0

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。

※4 ※4を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況（2022年）

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	8,457	1.8	115	△ 4.2	2.2	0.3	9,785	1.9	190.4	23.7
青森	2,375	△ 3.4	31	6.9	2.6	0.3	2,853	△ 2.3	237.0	25.5
岩手	1,511	△ 3.5	37	5.7	3.1	0.3	1,812	△ 1.0	153.4	15.6
宮城	4,117	△ 3.9	37	△ 11.9	1.6	0.2	4,912	△ 5.2	215.4	26.3
秋田	1,157	△ 11.1	33	17.9	3.5	0.4	1,351	△ 10.8	145.3	15.3
山形	2,970	△ 6.7	26	8.3	2.5	0.3	3,469	△ 7.7	333.2	33.6
福島	2,702	△ 9.8	47	△ 4.1	2.6	0.3	3,132	△ 9.1	175.0	17.4
東京都	30,170	9.3	132	△ 0.8	0.9	0.3	33,429	8.4	238.1	67.4
茨城	6,271	5.8	91	13.8	3.2	0.3	7,699	6.3	271.1	27.2
栃木	3,877	△ 1.6	50	△ 10.7	2.6	0.3	4,641	△ 0.5	243.1	24.5
群馬	9,803	△ 2.0	47	△ 6.0	2.5	0.2	12,072	△ 1.9	631.1	61.8
埼玉	16,576	△ 0.8	104	△ 11.9	1.4	0.2	19,596	△ 1.4	267.1	42.6
千葉	13,223	△ 2.3	124	2.5	2.0	0.3	15,839	△ 1.7	252.8	39.0
神奈川	21,098	△ 2.6	113	△ 20.4	1.2	0.2	24,382	△ 2.7	264.1	52.0
新潟	2,728	△ 4.2	61	29.8	2.8	0.3	3,123	△ 2.5	145.1	15.5
山梨	2,019	△ 3.5	25	△ 21.9	3.1	0.3	2,516	△ 1.5	313.7	29.6
長野	4,752	△ 0.4	46	2.2	2.3	0.2	5,611	△ 1.5	277.8	26.8
静岡	18,678	△ 3.6	83	△ 6.7	2.3	0.3	23,662	△ 3.1	660.6	74.3
富山	1,953	△ 0.9	34	17.2	3.3	0.4	2,202	△ 3.0	216.5	23.1
石川	1,987	2.1	22	△ 15.4	2.0	0.2	2,248	1.0	201.1	23.4
福井	939	3.0	27	3.8	3.6	0.4	1,063	3.3	141.2	14.9
岐阜	2,895	△ 0.5	75	23.0	3.9	0.4	3,500	△ 4.1	179.9	19.6
愛知	23,825	△ 1.5	137	17.1	1.8	0.2	28,072	△ 2.0	374.5	49.3
三重	2,917	7.2	60	△ 3.2	3.4	0.4	3,638	9.0	208.8	21.8
滋賀	2,862	0.4	38	2.7	2.7	0.3	3,599	2.0	255.4	30.8
京都	3,810	△ 1.3	45	△ 11.8	1.8	0.3	4,413	0.1	173.1	27.0
大阪	25,509	0.5	141	0.7	1.6	0.3	29,760	0.7	338.9	66.1
兵庫	16,372	△ 3.3	120	5.3	2.2	0.3	19,425	△ 3.1	359.6	55.4
奈良	2,603	△ 11.4	29	△ 25.6	2.2	0.3	3,092	△ 13.0	236.8	31.9
和歌山	1,389	△ 2.1	24	△ 22.6	2.7	0.3	1,649	△ 0.1	182.6	18.2
鳥取	598	△ 3.2	14	△ 26.3	2.6	0.3	691	△ 0.4	127.0	13.6
島根	766	△ 1.0	16	60.0	2.4	0.3	836	△ 3.7	127.1	13.9
岡山	4,348	△ 7.2	74	29.8	4.0	0.4	4,855	△ 7.3	260.7	28.1
広島	4,315	△ 7.3	74	5.7	2.7	0.3	5,088	△ 7.4	184.3	23.2
山口	2,261	△ 8.0	31	△ 8.8	2.4	0.3	2,633	△ 10.7	200.5	22.7
徳島	1,960	△ 7.6	23	△ 28.1	3.3	0.3	2,333	△ 5.9	331.4	34.4
香川	3,144	△ 4.4	35	△ 5.4	3.7	0.4	3,730	△ 5.7	399.4	41.4
愛媛	2,132	△ 5.7	44	△ 12.0	3.4	0.4	2,355	△ 4.5	180.3	19.6
高知	943	△ 9.8	26	4.0	3.8	0.4	1,010	△ 11.6	149.4	15.4
福岡	19,868	△ 1.0	75	△ 25.7	1.5	0.2	25,285	△ 1.2	494.2	67.1
佐賀	3,238	△ 7.6	23	0.0	2.9	0.3	4,219	△ 7.1	526.7	55.4
長崎	2,611	△ 6.9	28	3.7	2.2	0.3	3,316	△ 5.4	258.5	30.5
熊本	3,175	△ 0.4	53	35.9	3.1	0.3	3,924	△ 0.3	228.4	24.7
大分	2,271	△ 3.8	32	△ 11.1	2.9	0.3	2,804	△ 1.0	253.3	27.3
宮崎	3,798	△ 14.9	32	6.7	3.0	0.3	4,245	△ 16.1	403.5	40.5
鹿児島	3,088	△ 12.6	42	△ 10.6	2.7	0.3	3,421	△ 13.8	218.9	22.4
沖縄	2,778	△ 0.2	34	30.8	2.3	0.3	3,311	△ 0.2	225.5	24.9
合計	300,839	△ 1.4	2,610	△ 1.0	2.1	0.3	356,601	△ 1.5	285.4	39.0

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
2018	48,618 件	11.3 %	370,614 件	86.1 %	11,286 件	2.6 %	83 件	0.0 %	430,601 件	100.0 %
2019	44,907	11.8	325,313	85.3	10,941	2.9	76	0.0	381,237	100.0
2020	37,811	12.2	261,209	84.5	10,099	3.3	59	0.0	309,178	100.0
2021	36,801	12.1	257,481	84.3	10,848	3.6	66	0.0	305,196	100.0
2022	37,094	12.3	251,549	83.7	12,143	4.0	53	0.0	300,839	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳 以下	16～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳以上				合 計
							65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計		
2018	79 (2.2)	121 (3.4)	255 (7.2)	211 (6.0)	317 (9.0)	368 (10.4)	215 (6.1)	314 (8.9)	362 (10.2)	1,290 (36.6)	1,966 (55.7)	3,532 (100.0)
2019	52 (1.6)	111 (3.5)	250 (7.8)	181 (5.6)	281 (8.7)	371 (11.5)	187 (5.8)	267 (8.3)	323 (10.0)	1,192 (37.2)	1,782 (55.5)	3,215 (100.0)
2020	39 (1.4)	110 (3.9)	218 (7.7)	173 (6.1)	231 (8.1)	317 (11.2)	155 (5.5)	233 (8.2)	291 (10.3)	1,072 (37.6)	1,596 (56.1)	2,839 (100.0)
2021	42 (1.6)	82 (3.1)	194 (7.4)	129 (4.9)	213 (8.1)	302 (11.5)	154 (5.8)	176 (6.7)	315 (11.9)	1,029 (39.0)	1,520 (57.6)	2,636 (100.0)
2022	28 (1.1)	85 (3.3)	205 (7.9)	153 (5.9)	225 (8.6)	284 (10.9)	159 (6.1)	168 (6.4)	288 (11.0)	1,015 (38.8)	1,471 (56.2)	2,610 (100.0)

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 ()内は構成比(%)を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2018	1,197	33.9	613	17.4	453	12.8	1,258	35.6	11	0.3	3,532	100.0
2019	1,083	33.7	510	15.9	433	13.5	1,176	36.5	13	0.4	3,215	100.0
2020	882	31.1	526	18.5	419	14.8	1,002	35.2	10	0.4	2,839	100.0
2021	860	32.6	463	17.6	361	13.7	941	35.7	11	0.4	2,636	100.0
2022	870	33.3	435	16.7	339	13.0	955	36.6	11	0.4	2,610	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
2018		3,532	4,166	1.18
2019		3,215	3,920	1.22
2020		2,839	3,416	1.20
2021		2,636	3,205	1.22
2022		2,610	3,216	1.23

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締り件数〈2022年〉

車両の種類 区分		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合計
取締り総件数		件	件	件	件	件	件	件	件
主な違反行為	無免許運転	69	168	615	12,138	1,599	2,172	0	16,761
	酒酔い運転	2	0	2	519	12	27	0	562
	酒気帯び運転	52	27	92	17,739	380	968	0	19,258
	最高速度	3,514	5,758	12,387	843,937	27,234	39,430	0	932,260
	通行禁止	1,940	2,783	15,233	619,013	25,065	33,648	0	697,682
	駐停車	295	402	3,477	145,590	3,300	6,189	5	159,258
	整備不良車運転	565	153	106	8,575	3,445	6,693	0	19,537
	積載運転	1,720	1,353	2,537	5,173	219	438	0	11,440
	信号無視	13,736	9,109	12,759	445,710	11,879	28,636	0	521,829
	一時停止	2,117	3,922	14,377	1,333,364	31,827	80,524	0	1,466,131
携帯電話使用等	3,227	4,739	12,856	230,453	209	972	0	252,456	

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。

※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。

※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。

※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
	件	%	人	%	件	%
2018	6,605,213	4.1	5,960,295	3.9	459,977	7.0
2019	6,639,767	0.5	5,978,008	0.3	432,492	6.5
2020	5,933,277	-10.6	5,293,830	-11.4	366,255	6.2
2021	6,193,581	4.4	5,491,744	3.7	368,491	5.9
2022	7,229,838	16.7	6,216,909	13.2	383,060	5.3

※「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許 保有者数		男		女	
	保有者数	保有率	保有者数	保有率	保有者数	保有率
	人	%	人	%	人	%
1970	26,449,229	34.3	21,683,599	58.0	4,765,630	12.0
1975	33,482,514	40.3	26,106,101	64.7	7,376,413	17.2
1980	43,000,383	49.0	30,408,233	71.4	12,592,150	27.9
1985	52,347,735	56.2	34,277,091	75.9	18,070,644	37.7
1990	60,908,993	61.4	38,028,875	79.0	22,880,118	44.9
1991	62,553,596	62.4	38,773,374	79.6	23,780,222	46.1
1992	64,172,276	63.3	39,482,617	80.2	24,689,659	47.4
1993	65,695,677	64.3	40,143,572	80.8	25,552,105	48.6
1994	67,205,667	65.3	40,793,347	81.6	26,412,320	49.9
1995	68,563,830	66.0	41,406,176	82.0	27,157,654	50.8
1996	69,874,878	66.8	41,973,336	82.6	27,901,542	51.8
1997	71,271,222	67.7	42,578,341	83.3	28,692,881	53.0
1998	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
1999	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
2000	74,686,752	69.8	43,865,900	84.5	30,820,852	55.9
2001	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
2002	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
2003	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4
2004	78,246,948	72.0	45,020,226	85.7	33,226,722	59.2
2005	78,798,821	72.3	45,135,941	85.6	33,662,880	59.9
2006	79,329,866	72.7	45,257,391	85.8	34,072,475	60.5
2007	79,907,212	73.1	45,412,614	86.0	34,494,598	61.1
2008	80,447,842	73.6	45,517,585	86.1	34,930,257	61.8
2009	80,811,945	73.9	45,539,419	86.3	35,272,526	62.4
2010	81,010,246	73.6	45,487,010	85.7	35,523,236	62.4
2011	81,215,266	73.9	45,448,263	85.7	35,767,003	62.9
2012	81,487,846	74.2	45,437,260	85.8	36,050,586	63.4
2013	81,860,012	74.6	45,463,791	85.9	36,396,221	64.1
2014	82,076,223	74.8	45,430,245	85.9	36,645,978	64.5
2015	82,150,008	74.7	45,344,259	85.5	36,805,749	64.7
2016	82,205,911	74.7	45,255,994	85.3	36,949,917	64.9
2017	82,255,195	74.8	45,133,771	85.0	37,121,424	65.3
2018	82,314,924	74.9	44,994,702	84.8	37,320,222	65.7
2019	82,158,428	74.8	44,778,696	84.4	37,379,732	65.8
2020	81,989,887	76.5	44,596,553	86.5	37,393,334	67.2
2021	81,895,559	74.7	44,459,560	84.0	37,435,999	66.0
2022	81,840,549	74.8	44,330,965	84.0	37,509,584	66.3

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「国勢調査」または「人口推計」(各年10月1日現在人口(補間補正を行っていないもの))によります。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2021年・2022年〉

区分 年齢別	2021年			2022年			増減率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
16歳	11,610	4,300	15,910	12,085	4,183	16,268	4.1	-2.7	2.3
17歳	28,071	9,846	37,917	27,021	9,206	36,227	-3.7	-6.5	-4.5
18歳	107,510	75,613	183,123	105,363	73,292	178,655	-2.0	-3.1	-2.4
19歳	336,729	272,941	609,670	323,269	262,305	585,574	-4.0	-3.9	-4.0
16～19歳	483,920	362,700	846,620	467,738	348,986	816,724	-3.3	-3.8	-3.5
20～24歳	2,521,310	2,150,688	4,671,998	2,509,576	2,149,523	4,659,099	-0.5	-0.1	-0.3
25～29歳	2,846,229	2,506,330	5,352,559	2,842,292	2,503,825	5,346,117	-0.1	-0.1	-0.1
30～34歳	3,070,631	2,739,533	5,810,164	3,008,915	2,681,221	5,690,136	-2.0	-2.1	-2.1
35～39歳	3,550,234	3,238,741	6,788,975	3,474,083	3,156,530	6,630,613	-2.1	-2.5	-2.3
40～44歳	3,967,132	3,654,104	7,621,236	3,859,389	3,556,457	7,415,846	-2.7	-2.7	-2.7
45～49歳	4,715,056	4,358,561	9,073,617	4,581,534	4,236,509	8,818,043	-2.8	-2.8	-2.8
50～54歳	4,541,713	4,202,933	8,744,646	4,602,417	4,256,715	8,859,132	1.3	1.3	1.3
55～59歳	3,735,777	3,421,338	7,157,115	3,895,021	3,585,175	7,480,196	4.3	4.8	4.5
60～64歳	3,452,416	3,097,326	6,549,742	3,500,601	3,161,886	6,662,487	1.4	2.1	1.7
65～69歳	3,488,523	2,941,309	6,429,832	3,362,346	2,876,433	6,238,779	-3.6	-2.2	-3.0
70～74歳	3,929,995	2,820,586	6,750,581	3,775,005	2,783,320	6,558,325	-3.9	-1.3	-2.8
75歳以上	4,156,624	1,941,850	6,098,474	4,452,048	2,213,004	6,665,052	7.1	14.0	9.3
計	44,459,560	37,435,999	81,895,559	44,330,965	37,509,584	81,840,549	-0.3	0.2	-0.1

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 各年12月末現在の数値

第42表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		出典
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼 科 医 開 業	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公 務 員	自保ジャーナル 1991号
45,375	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コ ン サ ル ト タ ン ト	自保ジャーナル 2008号
45,063	後遺	札幌地裁	平成31年(ワ)第 361号	2021/8/26	2012/8/17	男 19歳	大 学 生	自保ジャーナル 2108号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専 門 学 校 教 諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	ティ ー チ ン グ ア シ ス タ ン ト	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小 学 生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大学研究科在籍	交 民 37巻3号838頁
35,929	後遺	神戸地裁 伊丹支部	平成27年(ワ)第 323号	2018/11/27	2010/7/22	女 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 2039号
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美 容 室 店 長	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	ア ル バ イ ト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1610号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第43表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	出典
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	1994/7/19	1985/5/29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,450	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	1996/7/17	1991/2/23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 第1860号
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	1998/10/26	1992/9/14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	2000/6/27	1996/9/26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	2008/5/14	1999/9/25	積荷	自保ジャーナル 1753号
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 1435号
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	2002/12/25	2001/3/28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 1241号
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	2011/11/25	2009/3/11	店舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 1868号
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2,057	東京高裁	平成2年(ホ)第1098号 平成3年(ホ)第3591号 平成4年(ホ)第3621号 平成4年(ホ)第293号 平成4年(ホ)第695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 1407号
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 1373号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅲ 自動車保有登録関係

第44表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引 車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909
2018	19,209,478	59,376	20,012,028	164,798	22,324,893	61,770,573	1,473,399	912,767	3,428,428	72,954	175,792
2019	19,555,497	59,413	19,504,253	161,245	22,528,178	61,808,586	1,486,117	926,279	3,420,834	73,227	181,759
2020	19,918,231	57,083	19,052,461	153,726	22,735,611	61,917,112	1,502,123	931,236	3,420,039	72,764	185,669
2021	20,215,440	55,721	18,596,494	149,383	22,850,114	61,867,152	1,514,978	932,109	3,418,629	72,634	190,292
2022	20,514,938	55,120	18,165,212	147,147	23,070,718	61,953,135	1,526,215	928,352	3,429,440	72,664	194,866

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）

※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付 自転車	小型特殊車	年度
軽四輪車・ 軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	7,199,624	2,065,488	2017
8,321,590	14,384,930	117,246	115,746	1,241,976	160,724	348,802	1,680,416	1,968,905	81,789,318	6,984,757	2,056,749	2018
8,278,918	14,367,134	116,250	114,801	1,253,805	160,363	351,934	1,704,542	1,972,367	81,849,782	6,766,681	2,052,040	2019
8,284,012	14,395,843	112,143	110,183	1,266,360	159,701	354,133	1,748,026	2,014,251	82,077,752	6,624,376	2,064,187	2020
8,298,878	14,427,520	108,790	107,626	1,277,049	159,538	356,573	1,811,815	2,058,881	82,174,944	6,543,516	2,073,226	2021
8,365,410	14,516,947	105,727	106,453	1,288,617	159,995	359,158	1,872,776	2,088,542	82,451,350	-	-	2022

※4 特種(殊)用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。

※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第45表 都道府県別自動車保有車両数（2023年3月末）

都道府県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物 車	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,798,504	2,795,287	675,814	12,658
青森	1,002,819	724,512	214,504	3,522
岩手	1,027,001	739,535	222,993	3,150
宮城	1,709,849	1,304,479	292,442	4,568
秋田	801,374	582,899	169,624	2,061
山形	929,363	689,989	184,574	2,286
福島	1,652,912	1,219,677	325,702	4,572
茨城	2,642,472	1,997,209	486,128	6,446
栃木	1,750,691	1,346,775	289,988	4,178
群馬	1,813,659	1,385,061	319,450	3,507
埼玉	4,202,274	3,242,924	643,385	9,827
千葉	3,718,629	2,849,049	617,392	11,158
東京都	4,424,593	3,143,196	669,794	15,384
神奈川県	4,063,188	3,069,403	572,676	11,463
山梨県	769,725	561,348	155,668	1,932
新潟県	1,833,988	1,386,101	333,424	5,208
富山県	901,321	707,993	146,845	1,715
石川県	920,681	728,725	145,802	2,467
長野県	1,918,804	1,383,437	420,042	4,659
福井県	672,412	513,350	123,232	1,755
岐阜県	1,689,939	1,297,582	298,246	3,955
静岡県	2,911,496	2,229,937	487,104	5,467
愛知県	5,349,712	4,222,206	792,883	9,811
三重県	1,530,181	1,163,719	277,868	3,081
滋賀県	1,060,265	817,798	179,266	2,433
京都府	1,341,335	999,814	238,224	4,487
大阪府	3,821,437	2,797,129	673,686	10,148
奈良県	838,154	652,147	134,745	2,051
和歌山県	757,596	543,204	161,377	1,527
兵庫県	3,056,499	2,322,190	494,217	7,620
鳥取県	469,410	346,934	99,532	1,063
島根県	555,269	409,469	118,069	1,585
岡山県	1,557,108	1,166,731	297,582	2,811
広島県	1,921,917	1,467,203	325,807	4,864
山口県	1,070,330	817,497	194,151	2,235
徳島県	619,160	455,977	128,904	1,422
香川県	796,025	593,507	152,928	1,609
愛媛県	1,026,830	745,309	217,312	2,039
高知県	562,614	395,797	129,167	1,241
福岡県	3,459,297	2,643,985	579,640	9,602
佐賀県	690,082	512,738	136,077	1,839
長崎県	958,076	701,116	185,250	3,918
熊本県	1,407,531	1,045,744	285,247	3,384
大分県	930,882	696,365	184,165	2,143
宮崎県	955,294	680,219	210,480	1,865
鹿児島県	1,364,124	962,075	312,376	4,011
沖縄県	1,196,528	895,794	213,165	3,453
合 計	82,451,350	61,953,135	14,516,947	212,180

※1 「自動車保有車両数・月報（令和5年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第46表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	車種					
	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (四輪・三輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合計
	台	台	台	台	台	台
2018	1,581,328 (2.1)	1,308,639 (△5.8)	147,028 (6.3)	239,530 (0.6)	92,439 (△5.6)	3,368,964 (△1.3)
2019	1,585,030 (0.2)	1,231,589 (△5.9)	151,429 (3.0)	248,355 (3.7)	91,545 (△1.0)	3,307,948 (△1.8)
2020	1,369,300 (△13.6)	1,103,309 (△10.4)	133,286 (△12.0)	210,886 (△15.1)	85,663 (△6.4)	2,902,444 (△12.3)
2021	1,445,404 (5.6)	948,271 (△14.1)	130,459 (△2.1)	212,213 (0.6)	83,340 (△2.7)	2,819,687 (△2.9)
2022	1,344,641 (△7.0)	873,740 (△7.9)	103,576 (△20.6)	194,411 (△8.4)	70,057 (△15.9)	2,586,425 (△8.3)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行) から作成

※2 各年の数値は、12月末時点のものです。

※3 軽自動車を除きます。

※4 () 内は、対前年増減率(%)です。

第47表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗 用 車			貨 物 車			乗 合 車		
	普通車	小型車	合計	普通車	小型車	合計	普通車	小型車	合計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2018	13.17	13.31	13.26	17.58	14.07	15.17	20.79	16.49	18.36
2019	13.53	13.50	13.51	17.71	14.22	15.31	20.77	16.46	18.31
2020	13.87	13.87	13.87	17.99	14.65	15.73	19.99	17.26	18.38
2021	13.61	14.01	13.84	18.49	14.56	15.84	21.53	18.56	19.74
2022	12.96	13.84	13.42	18.62	14.70	15.96	22.49	19.06	20.41

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行) から作成

※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅳ 法令関係

第48表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生 of 事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの	3,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	
	3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	4 両上肢の用を全廃したもの	
	5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	2,590万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	2,219万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	1,889万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	1,574万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
 ・ 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 ・ 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
 ・ 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
 2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

2023年度（2022年度統計）

自動車保険の概況

2024年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）

総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>
